

京 都 市 会 時 報

特 集 号

平 成 2 2 年 回 顧

京都市会事務局政務調査課

平成 22 年を顧みて

平成 22 年の夏は、記録的な猛暑となった。気象庁は、6～8 月の平均気温が 113 年間の観測史上最も暑かったと発表し、9 月になっても厳しい残暑となった。

国内では、沖縄県の普天間飛行場問題などで鳩山由紀夫首相が退陣を表明し、6 月 4 日、民主党は、新代表に菅直人氏を選出し、同日に国会で同氏が第 94 代首相に指名され、国民新党との菅連立政権が発足した。その後、7 月 11 日に参議院議員の通常選挙が実施されたが、選挙の結果、参議院第一党の民主党は、改選議席を下回り、民主党・国民新党の連立与党は、参議院で非改選を含めて過半数を割り込み、再び「ねじれ国会」となった。また、戸籍上 111 歳の男性が遺体で発見された問題を契機に、全国で高齢者の所在確認の調査が実施されたところ、所在不明の高齢者が次々に判明した。家庭や地域の絆が失われつつある現状を、改めて痛感させられた。

尖閣諸島周辺での中国漁船と日本の巡視船との衝突問題や、北朝鮮による韓国への砲撃など、日本を含む東アジアの政治情勢の困難さが浮かび上がった年でもある。また、カリブ海のハイチで M (マグニチュード) 7.0 (1 月 12 日)、チリで M 8.8 (2 月 27 日)、中国の青海省で M 7.1 (4 月 14 日) と、世界各地で大地震が発生し、甚大な被害をもたらした。

京都市政においては、1 月に、日本で初めて、歩くことを中心としたまちと暮らしに転換するための行動規範となる「歩くまち・京都」憲章が制定されるとともに、交通まちづくりのマスタープランとして「歩くまち・京都」総合交通戦略が策定された。2 月定例会では、京都市の地下鉄事業・市バス事業が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)に定める「経営健全化団体」に該当し、地下鉄事業を将来にわたって安定的に運営し、また、市バス事業の累積赤字を解消して一般会計の任意補助金に頼らない自立した経営を行うため、同法に基づく経営健全化計画が議案として提案され、議決を経て策定された。11 月定例会では、基本構想に基づく基本計画が初めて議決事件として市会で審議され、第 2 期基本計画「はばたけ未来へ！ ^{みやこ}京プラン」が議決を経て策定された。

市会においては、繁隆夫議長の退任に伴い新たに第 76 代議長に加藤盛司議員が、また、安孫子和子副議長の退任に伴い新たに第 85 代副議長に柴田章喜議員がそれぞれ就任し、市会のかじ取りが託された。また、9 月定例会に提案され、修正可決された「京都市自転車安心安全条例」は、市会で初めて成立した議員提案による政策条例となった。一方、政務調査費については、平成 18、19 年度交付分に続き、平成 20 年度交付分に係る住民監査請求が 3 月 18 日に行われた。監査の結果、これまでと異なり、約 1 億 5 千万円分の住民監査請求が却下され、監査の対象とされた約 280 万円分のうち 6 万 6,500 円のみが目的外使用額と認定された。その後、市長における返還所要額の査定を経て、最終的に、1 万 8,000 円の返還所要額全額が市長の返還命令を待たず、該当の議員から自主的に返還された。

本書は、京都市政のこの 1 年を回顧し、平成 22 年に起こった事柄の中からその主なものを取り上げて収録していますので、参考資料としてお役に立てば幸いです。

目 次

平成 22 年を顧みて	1
第 1 議長及び副議長の選挙, 委員の選任等について	3
第 2 市会における取組等について	6
第 3 組織の一部改正等について	10
第 4 市財政について	24
第 5 京都市地球温暖化対策条例の全部改正について	42
第 6 京都市循環型社会推進基本計画「みんなで目指そう！ ごみ半減！循環のまち・京都プラン」の策定について	48
第 7 はばたけ未来へ！ ^{みやこ} 京プラン（京都市基本計画）の策定について	57
第 8 未来・京都観光振興計画 2010 ⁺⁵ の策定について	71
第 9 京都市立看護短期大学の廃止について	76
第 10 京都市立病院・京都市立京北病院の地方独立行政法人化について	82
第 11 「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定 及び「歩くまち・京都」憲章の制定について	92
第 12 梅小路公園の再整備について	101
第 13 改訂京都市自転車総合計画の策定について	108
第 14 交通事業経営健全化の取組について	116
資料	
第 1 平成 22 年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧	124
第 2 平成 22 年 請願等受理及び処理件数一覧	125
第 3 平成 22 年 市会本会議における議案審議件数一覧	126
第 4 平成 22 年 議案審議結果一覧	127
第 5 平成 22 年 月別・分類別図書増加数一覧	156
第 6 平成 22 年 月別・分類別図書及び資料貸出状況一覧	158
第 7 平成 22 年 年表	160

第 1 議長及び副議長の選挙，委員の選任等について

1 議長及び副議長の選挙

(1) 議長の選挙

5 月 18 日の第 2 回市会（定例会）の本会議において，繁隆夫議長の辞職を許可し，直ちに議長選挙を行った。

投票の結果，第 76 代議長に加藤盛司議員が就任した。

選挙結果については，次のとおりである。

投票総数	有効投票		無効投票
66 票	加藤盛司議員	46 票	20 票

(2) 副議長の選挙

5 月 18 日の第 2 回市会（定例会）の本会議において，安孫子和子副議長の辞職を許可し，直ちに副議長選挙を行った。

投票の結果，第 85 代副議長に柴田章喜議員が就任した。

選挙結果については，次のとおりである。

投票総数	有効投票		無効投票
66 票	柴田章喜議員	47 票	0 票
	北山ただお議員	19 票	

2 常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等

3 月 19 日の第 1 回市会（定例会）の本会議において，常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等（改選）を行った。

(1) 常任委員会の名称，所管及び定数

次のとおりとした（従来どおり）。

名 称	所 管	定数
経 済 総 務 委 員 会	行財政局，総合企画局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	13
く ら し 環 境 委 員 会	環境政策局及び文化市民局の所管に属する事項	13
教 育 福 祉 委 員 会	保健福祉局及び教育委員会の所管に属する事項	13
ま ち づ くり 消 防 委 員 会	都市計画局，建設局及び消防局の所管に属する事項	13
交 通 水 道 委 員 会	交通局及び上下水道局の所管に属する事項	17

(2) 市会運営委員会の定数

従来どおり，15 人とした。

(3) 各委員会の委員の選任

3 月 19 日の第 1 回市会（定例会）の本会議において、常任委員会及び市会運営委員会の委員として、それぞれ別記のとおり選任した。

各委員会の正副委員長の互選は、同日の本会議終了後に議場で開催した合同委員会において、別記の議員を議長が一括して指名推選する方法により行った。

3 特別委員会の設置**(1) 特別の事件を調査する特別委員会**

11 月 24 日の第 4 回市会（定例会）の本会議において、基本計画審査特別委員会を設置した。

(2) 予算・決算を審査する特別委員会

次のとおりとした（従来どおり）。

名 称		所 管	定数
普通予算（決算） 特別委員会	第 1 分科会	環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第 2 分科会及び公営企業等予算（決算）特別委員会の所管に属しない事項	23
	第 2 分科会	保健福祉局（病院事業を除く），都市計画局，建設局，消防局及び教育委員会の所管に属する事項	23
公営企業等予算（決算） 特別委員会		保健福祉局（病院事業のみ），交通局及び上下水道局の所管に属する事項	23

なお、委員の選任等については、第 2 回市会（定例会）以後、それぞれの本会議で委員会の設置、委員の選任及び議案の付託を行った後、当該委員会を開会し、正副委員長の互選を行った（委員構成及び正副委員長については、別記参照）。

(別記)

(平成 22 年 3 月 19 日現在)

委員会	常任委員会										市会運営委員会 (○印理事)	特別委員会							
	経済総務	くらし環境	教育福祉	まちづくり消防	交通水道	自橋	普 通 予 算	普 通 決 算	公 営 企 業 等 予 算	公 営 企 業 等 決 算									
委員長	共 く ら た	民 鈴 木	自 内 海	公 湯 浅	自 寺 田	自 橋 村	自 津 田 (大)	共 玉 本											
副委員長	自 山本(恵一)	民 中 野	自 下 村	公 津 田(早)	共 井 上(け)	民 天 方	自 山 元	共 岩 橋	共 樋 口	公 久 保	共 井 坂	民 隠 塚	公 谷 口	自 田 中(明)	共 河 合	民 山 岸	公 日 置	自 吉 井	民 藤 川
定数	13	13 (欠1)	13	13 (欠1)	17	15	46(欠1) 第1分科会 23(欠1) 第2分科会 23		23 (欠1)										
自民	4	4	4	4	6	5	7	8	7										
22	井上(与) 加地中 山本(恵一)	大下村 田中(七) 富	西村 田中(英) 吉	内田(明) 田中(英) 井	海津(大) 村高 元	繁津(大) 村高 元	加藤(盛) 小林(正) 高橋 西村(義) 卷	○加地 津田(大) 寺田 ○橋村 山本(恵一)											
共産	4	3	4	4	4	4	6	7	6										
19	井くら 西村(善) 宮	坂た 野田	佐の 野	野お 野	赤井上(け) 加藤(あ) 河合	阪倉佐 と	橋林 藤がし	北玉 樋山	山本 口中	○井くら ○倉林									
民主・都	3	3	3	2	3	3	5	4	5										
14	今隠 中	枝塚 野	青小 林(あ) 鈴	木天 山	安孫方 岸	宮山本(ひ)	藤安 山本(恵)	川井 山本(恵)	○隠中 藤	塚野 川									
公明	2	2	2	2	4	3	4	4	4										
12	木村 日置	津田(早) 山平	谷吉	口井上(教) 湯	久柴 曾大	保田 我道	久曾 ○谷	保我 口											

第 2 市会における取組等について

1 議員報酬の削減（京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正）

3 月 18 日の市会運営委員会理事会において、本市の財政が依然として厳しい状況にあること等に鑑み、委員長から「現在実施中の議員報酬の 5%カットについて、平成 22 年度においても引き続き実施してはどうか」との提案がされ、各会派がこれに賛同した。

3 月 19 日に開会された市会運営委員会において、議員報酬 5%カットの特例措置の期間を 1 年間延長する条例改正案を異議なく決定するとともに、市会運営委員会提出議案とすることを決定した。

当該条例改正案は、同日の第 1 回市会（定例会）の本会議において原案どおり全会一致で可決された。

2 市会改革の取組

市会改革推進委員会は、平成 21 年 5 月 13 日に第 1 回の委員会を開会して以降、検討を要する課題について順次議論を進め、平成 22 年においては次のとおり委員会を開会し、改革の取組を進めた。

年月日	概要
22. 2. 10	1 議員研修の充実、「市会だより」の充実及び政務調査費の在り方（交付額及び交付対象）について検討 2 海外行政調査の在り方、議会活動記録集の在り方及び本会議における個人質問とこれに伴う一問一答制の導入を新たな検討項目として追加することを決定
2. 22	これまでの検討結果を中間報告（別記）として取りまとめ、市会運営委員会へ報告することを決定
5. 7	議員研修の充実、海外行政調査の在り方、議会活動記録集の在り方及び本会議における個人による一般質問と一問一答方式の導入について検討
6. 2	海外行政調査の在り方、議会活動記録集の在り方及び本会議における個人による一般質問と一問一答方式の導入について検討
8. 18	海外行政調査の在り方、議会活動記録集の在り方及び本会議における個人による一般質問と一問一答方式の導入について検討
12. 10	各会派から、議員報酬の在り方、費用弁償の在り方、政務調査費の在り方、議会基本条例及び議員定数の見直しを新たな検討項目とする提案

3 議員提案による政策に係る条例の制定（京都市自転車安心安全条例の制定）

議員による政策立案に関しては、第 1 次市会改革検討小委員会における検討の結果、政策に係る条例の制定に関する議案提出前の手続を定める「政策に係る議員提出議案に関する申合せ」が行われ、その推進が図られてきた。

この申合せにのっとった政策条例案として、京都市自転車安心安全条例が議員提案され、9 月 15 日の第 3 回市会（定例会）本会議に上程された。

くらし環境委員会に付託された同条例については、同委員会における審査・表決の結果、多数をもって修正可決すべきものと決定された。

同条例については、10 月 28 日の最終本会議において、くらし環境委員長の報告、反対討論の後に表決が採られ、くらし環境委員会の修正案及び当該修正部分を除く原案がいずれも賛成多数で可決され、議員提案による政策条例としては、初めて可決・制定に至るものとなった。

4 政務調査費に係る監査結果への対応

3 月 18 日、平成 18 年度交付分及び平成 19 年度交付分に続き、平成 20 年度に交付された政務調査費に係る住民監査請求が行われた。

5 月 17 日に、返還請求の対象とされた 1 億 5,318 万 7,469 円（4 会派・66 議員分）のうち、約 1 億 5,000 万円に係る請求を地方自治法の規定に適合していないものとして却下するとともに、支出済報告額 3 億 9,035 万 5,478 円の約 0.017%に当たる 6 万 6,500 円を目的外使用とする監査結果が公表された。

これを受け、目的外使用があるとされた 21 議員において、自主的な収支報告書等の訂正が行われた。その結果、訂正後の収支報告書に基づき返還を要する額は、1 万 8,000 円（18 議員分）となり、いずれも 6 月 30 日までに自主返還された。

5 主な諸規程の改正等

(1) 京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正

4 月から 1 年間、議員報酬の 5%カットを実施

(2) 京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正

平成 20 年度税制改正に伴う所得等報告書の記載事項に係る改正

(別記)

平成 22 年 2 月 22 日

「市会改革推進委員会」中間報告について**1 常任委員会における一般質問の事前通告制の導入**

本検討項目については、9 月市会における試行実施も踏まえ検討を重ねた結果、議員の自由な討議の制限及び常任委員会としての緊張感の維持という点などから課題も多いことから、改めて必要があるときに検討することとし、各常任委員会においては、正副委員長を中心に効率的な議案審査及び所管事務調査に十分留意のうえ運営に当たることとした。

2 「市会だより」の充実

本検討項目については、開かれた市会の推進を一層図っていく視点から検討した結果、2 月定例会号のページ数を倍増し掲載内容を充実するとともに、来任期から代表質疑・質問を行った議員の氏名及び顔写真を新たに掲載することに決定した。また、今後、紙面構成の大きな変更など必要があれば各会派にて構成する編集委員会等を設置し協議することも検討することとした。

3 政務調査費の在り方**(1) 交付額及び交付対象**

交付額及び交付対象については、いずれも現行どおりとすることとし、改めて必要があるときに検討することとした。

(2) 外部専門家の活用

外部専門家の活用については、政務調査費の使途に関し客観的妥当性の確保を図るための方策として検討を進めたが、客観性の担保は議員及び会派の責任において取り組むべきなどとの意見があったことから、改めて必要があるときに検討することとした。

(3) 政務調査費の使用に関連する課題

(平成 19 年度分政務調査費に係る監査結果に付された監査委員の意見：①調査出張に係る事前計画書等の作成及び保存について、②年賀はがき、暑中見舞いはがき等の利用抑制等について、③切手等の台帳の整備について、④人件費の支出の際の関連手続の徹底について)

政務調査費の使用に関連する課題のうち、切手台帳の整備については、台帳の様式を定めて努力義務とし、その他の 3 件については、説明責任

を果たすうえで、監査委員の意見を踏まえて議員及び会派が適切に判断することとし、要綱等による一律の義務付けはしないこととした。

4 議員研修の充実（実施手法の見直し）

本検討項目については、議員の政策立案能力及び審議能力を強化し、議会の活性化を図る視点から検討した結果、平成 22 年度以降は年間計画を策定し計画的に実施していくことに決定した。

第 3 組織の一部改正等について

1 市長部局の組織改正と人事異動（4 月 1 日付け）

(1) 組織改正

本格的な「地域主権」の実現を目指す平成 22 年度は、区役所や事業所の事務の集約化と政策の「融合」により限られた行財政資源を最大限に活用するとともに、極めて危機的な財政状況の下にあっても、市民のいのちと暮らし、安心安全を支え、京都の明るい未来への展望を切りひらいていくため、市民との「共汗」により「京都未来まちづくりプラン」をはじめとする政策を着実に推進する体制を整備することとした。

ア 主な内容

(7) 環境モデル都市としての環境問題に対する取組を市民とともに展開するための体制の整備

- a 事業ごみの減量を推進するため、「事業ごみ減量担当局長」及び「事業ごみ減量推進課」を設置した。
- b 市民に対する環境啓発等を行うまち美化事務所環境拠点を区役所及び区役所支所に設置した。
- c 公害関係事務、事業ごみの減量指導及び事業者に対する地球温暖化対策の啓発等を所管する「環境共生センター」を設置した。

(4) 感染症発生等の健康危機から市民を守るとともに、地域保健のより一層の充実を図るための体制の整備

新型インフルエンザをはじめとする感染症の発生等の行政区を超えた全市的な健康危機事案に迅速かつ的確に対応できるよう、現在、11 区ごとに設置している保健所を 1 箇所（保健福祉局の事業所）に統合するとともに、各行政区において、地域保健の更なる推進を図るため、各行政区には、市民に身近な地域保健及び衛生に関する事務を行う「保健センター」を設置した。

(4) 縦割り行政の弊害を排し、施策を推進するためのプロジェクトチームの設置

「岡崎地域活性化ビジョン」の策定を行うための「岡崎地域活性化プロジェクトチーム」、「歩いて楽しいまち・京都」の実現に向けた観光案内標識の整備を進めるための「観光案内標識アップグレードプロジェクトチーム」を設置した。

(1) 子ども・若者に対する総合的かつ継続的な支援策を展開するための体制の整備

縦割り行政の弊害を排し、子ども・若者に対する総合的かつ継続的な支援策を展開するため、勤労福祉青少年課の体制を強化した。

(4) 税務事務の集約化をはじめとする事務の徹底的な見直しと組織の統廃合

区役所及び区役所支所で所管する税務事務の一部の行財政局への集約化等による事務の徹底的な見直し、業務監理課、施設建設課等を廃止するなどの組織の統廃合を行った。

イ 環境政策局関係

(7) 環境総務課調査係長の設置

局の企画調整機能の強化を図るため、環境企画部環境管理課から「京の環境共生推進計画」の進行管理、環境審議会に関する事務等を、同部環境総務課に移管し、同課に「調査係長」を設置した。

これに伴い、環境企画部環境管理課環境企画係長を廃止した。

(イ) 環境共生センターの設置

現在、各保健所で実施している公害関係業務、地球温暖化対策室及び環境企画部環境管理課で所管している事業者による地球温暖化の防止のための活動の促進に関する事務、循環型社会推進部循環企画課で所管している事業ごみ排出事業者への指導に関する事務を集約化し、環境問題に対する事業者への働き掛けを一体的かつ効果的に進めるため、これらの事務を所管する「北部環境共生センター」及び「南部環境共生センター」（いずれも課相当組織）を設置した。

(ウ) 事業ごみ減量担当局長及び事業ごみ減量推進課の設置

「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」に基づき、事業活動から排出される事業ごみの減量に向け、事業ごみ排出事業者への指導、マンションから発生するごみの分別指導等を強力に推進するため、「事業ごみ減量担当局長」を設置するとともに、循環型社会推進部に、これらの事務を所管する「事業ごみ減量推進課」を設置した。

(エ) まち美化事務所の統合

ごみ収集業務改善実施計画に基づき、収集運搬体制の効率化を図るため、北まち美化事務所と上京まち美化事務所とを統合し、「北部まち美化事務所」を設置した。

(オ) 地域における環境行政の拠点機能の区役所及び区役所支所への配置

地域との連携に基づく総合的な環境行政を展開するため、まち美化事務所に市民の自主的な環境活動に対する支援等を行う「環境拠点係長」を設置し、市民により身近な区役所及び区役所支所に配置した。

(カ) 業務改善担当局長及び業務監理課の廃止

ごみ収集業務改善実施計画、まち美化事務所の再編に向けた実施計画の策定など、その役割を一定終えたことから、業務改善担当局長及び環境企画部業務監理課を廃止し、同課が所管していた業務監察に関する事務を同部環境総務課に移管した。

(キ) 施設建設課の廃止

南部クリーンセンター第二工場の建替延期及び焼却灰溶融施設の完成に伴い、適正処理施設部施設建設課を廃止するとともに、同課が所管していた一般廃棄物処理施設の整備計画及び建設に関する事務を同部施設整備課に移管した。

また、焼却灰溶融施設の稼動に伴い、同施設を所管する埋立事業管理事務所の各係長の役割分担を見直し、管理係長、業務係長及び施設係長並びに担当係長に代えて、次の係長を設置した。

- a 事務係長（庶務，計理等）
- b 業務係長（埋立処分）
- c 管理係長（土木工事の施工管理等）
- d 施設係長（焼却灰溶融施設その他の設備の維持管理等）

ウ 行財政局関係

(7) 芸術大学事務局整備改革推進課の設置

芸術大学の教育研究の充実，関係機関との連携強化及び平成 24 年度の公立大学法人化に向けた取組を推進するため，芸術大学事務局に「整備改革推進課」を設置した。

(4) 人材活性化推進室の執行体制の変更

庁内の活性化，人材の育成及び職員の研修をより一体的かつ総合的に推進するため，企画推進課長に代えて，室の所管事務全体について室長を補佐する「副室長」を設置した。

これに伴い，職員研修センター長及び職員研修センター次長を廃止するとともに，人材育成等に関する事務を担当する担当課長を設置した。

(4) 財政課の係長の名称変更

所管する業務の内容を市民に分かりやすくするとともに，職務の位置付けを明確にするため，財政部財政課の担当係長を，広告事業，ふるさと納税寄付金等を担当する職にふさわしい「財源企画係長」とし，財政の調査，計画等を担当する同課企画調査係長の名称を「財政調査係長」に変更した。

(1) 税務事務の集約化

税務事務の効率的かつ効果的な執行体制を確立するため，区役所及び区役所支所で実施している税務事務の一部を行財政局に集約化した。

これに伴い，区役所及び区役所支所については，税務事務の執行体制を見直し，市民に身近な税（個人市民税，固定資産税等）の賦課徴収に特化させた。

主な内容は，以下のとおり。

- a 以下の事務を集約化することに伴い，行財政局税務部に「納税推進課」を設置した。これにより，税務部収納対策課を滞納整理の企画指導や高額滞納案件の滞納整理に特化させた。
 - (a) 収入管理，口座振替及び軽自動車税賦課に係る事務（区役所及び区役所支所の市民税課又は課税課所管）
 - (b) 軽自動車税及び償却資産の徴収に係る事務（区役所及び区役所支所の納税課所管）
 - (c) 収入管理の統括事務及び軽自動車税賦課事務の企画指導（行財政局税務部税制課所管）
 - (d) 収入管理，徴収に係る事務（いずれも行財政局所管税目）（行財政局税務部収納対策課所管）

- b 区役所及び区役所支所の固定資産税課又は課税課で所管している償却資産賦課事務を税務部資産税課に集約化した。

エ 総合企画局関係

(7) 岡崎地域の活性化に向けた体制の整備

「岡崎地域活性化ビジョン」の策定に係る調査、研究及び原案の企画を行うため、市民協働政策推進室に「担当部長」を設置するとともに、同担当部長をプロジェクトチームリーダー、文化市民局文化芸術都市推進室長をサブリーダーとし、関係局の部長級で構成する「岡崎地域活性化プロジェクトチーム」を事務分掌規則上の横断的な組織として設置した。

オ 文化市民局関係

(7) 子ども・若者総合支援のための体制の整備

「子ども・若者育成支援推進法」の施行に伴い、縦割り行政の弊害を排し、子ども・若者に対する総合的かつ継続的な支援策を展開するため、共同参画社会推進部勤労福祉青少年課に、子ども・若者支援地域協議会の設置及び運営、子ども・若者計画の策定、庁内外の連絡調整を担当する「子ども・若者支援係長」を設置した。

(4) 総合庁舎等の整備の進ちょくに伴う区政推進課の体制の見直し

伏見区総合庁舎の完成等に伴い、市民生活部区政推進課の総合庁舎整備第一係長及び総合庁舎整備第二係長を廃止し、総合庁舎整備係長を設置した。

(5) 国民文化祭推進課の設置

平成 23 年秋の「国民文化祭・京都 2011」の開催に向けた事務を円滑に進めるため、文化芸術都市推進室に「国民文化祭推進課」を設置した。

(E) 京都シティマラソン（仮称）開催に向けた体制の整備

平成 23 年度（予定）の「京都シティマラソン（仮称）」の開催準備のための事務を円滑に進めるため、市民スポーツ振興室スポーツ振興課の体制を強化した。

カ 産業観光局関係

(7) 観光企画課の体制強化

「未来・京都観光振興計画 2010+5」に基づき、京都観光の質の向上を図るため、観光部観光企画課に、計画に掲げる事業の推進、「歩いて楽しいまち・京都」の実現に向けた観光案内標識の整備方針策定等を担当する「計画推進係長」を設置した。

(4) 農林振興室の体制強化

地球温暖化を防止する二酸化炭素吸収源となる森林の整備を推進するため、農林振興室林業振興課に「京の森づくり推進担当課長」を設置するとともに、林業振興を図るうえでの最重要課題である木材資源の需要拡大・活用促進を図るため、これらの事務を担当する「木材資源活用係長」を設置した。

あわせて、農林振興室農業計画課の名称を農林行政の企画立案を所管する組織であることを明確化するため、「農政企画課」に改めるとともに、農業指導所及び京北農林事務所の名称を、農林業者の主体的な取組を本市が支援し、地域の農林業の

振興を図る組織としてよりふさわしい、「農業振興センター」及び「京北農林業振興センター」にそれぞれ改めた。

キ 保健福祉局関係

(7) こころの健康増進センターの体制整備

「京都市自殺総合対策推進計画」を着実に推進するため、相談援助課の体制を強化するとともに、同課が所管する精神保健及び精神障害者の福祉の企画に関する事務を、保健福祉部障害保健福祉課に移管することに伴い、相談援助課企画総務係長の名称を「庶務係長」に改めた。

(イ) 醍醐和光寮引継事務所の設置

平成 22 年 4 月から醍醐和光寮の運営主体を民間法人に移行することに伴い、醍醐和光寮を廃止するとともに、運営主体移行後も利用者及び保護者が安心して施設を利用できるよう、1 年をかけて、きめ細やかな引継ぎを行っていくため、「醍醐和光寮引継事務所」を設置した。

(ウ) 児童家庭課の体制整備

「京都市未来こどもプラン」の着実な推進を図るため、子育て支援部児童家庭課内の役割分担を見直し、子育て支援係長の名称を「企画係長」に改めるとともに、同課の担当係長を、児童虐待の防止等に関する事務を担当する職にふさわしい「児童支援係長」とした。

(I) 健康危機事案への対応力強化と地域保健のより一層の充実を図るための体制の整備

a 保健所の統合と各区保健センターの設置

新型インフルエンザをはじめとする感染症の発生等の行政区を超えた全市的な健康危機事案に迅速かつ的確に対応できるよう、現在、11 行政区ごとに設置している保健所を 1 箇所統合し、保健福祉局の事業所（部相当組織）として設置するとともに、保健衛生担当局長に保健所長を、保健衛生推進室部長以下の職員に保健所次長以下の職を兼職させることとした。

また、更なる地域保健の推進を図るため、各行政区にはその拠点として、市民に身近な地域保健、衛生に関する事務を行う「保健センター」（地域保健法上の保健所の支所）を設置し、区役所保健部長以下の職員に同センターの職を兼職させることとした。

b 保健衛生推進室の体制整備

保健衛生推進室生活衛生課が所管する、食中毒発生への対応、食中毒の予防、食品衛生監視等の食品衛生に関する事務を同部保健医療課に移管し、健康危機事案に関する事務を一元化することにより、健康危機事案に迅速かつ正確に対応するための体制を整備した。

また、あわせて、健康危機事案への対応力、保健所統括機能の強化を図るため、保健衛生推進室長への局長級職員の実配置、保健医療課担当課長の増員などの体制

の整備を行った。

(オ) **京都市立病院診療科乳腺外科部長の設置**

乳がんの早期発見，治療等の乳がん対策を強化するため，京都市立病院診療科に「乳腺外科部長」を設置した。

(カ) **衛生公害研究所の名称変更及び体制整備**

社会経済活動による環境への負荷の増大に起因する環境問題に対応するため，衛生公害研究所の名称を変更することに伴い，事業所としての衛生公害研究所の名称を「衛生環境研究所」に改めた。

あわせて，衛生に関する試験，検査及び研究を効率的に実施するため，臨床部門と微生物部門を統合するとともに，疫学情報部門を管理課に移管し，公衆衛生に関する疫学的な調査及び研究並びに情報の提供等を行う「疫学情報係長」を設置した。

これに伴い，管理課相談係長を廃止した。

ク **都市計画局関係**

(7) **住宅整備課の体制見直し**

市営住宅の建設，改善等の進捗に応じた体制とするため，市営住宅の建替え等に関する設計業務等を担当する住宅室住宅整備課計画第二係長を廃止した。

ケ **建設局関係**

(7) **建設企画課及び道路計画課の再編**

限られた財源の中で，公共土木施設の維持管理と新規整備について選択と集中をより一層進め，市民の安心安全と利便性の向上を図るため，建設局予算の中心である道路整備事業の計画に関する事務を，道路建設部道路計画課から局の重要事業の進行管理，企画等を所管する建設企画部建設企画課に移管した。

これに伴い，道路計画課を廃止した。

(イ) **調整管理課及び道路建設課の体制見直し**

重要な社会資本である道路，橋りょう等を計画的かつ効果的に維持管理していくため，道路建設部道路建設課から橋りょうに係る維持管理に関する事務を，道路等の維持管理業務を統括する土木管理部調整管理課に移管した。

これに伴い，道路建設課橋りょう係長を廃止した。

(ウ) **自転車政策課企画係長の廃止**

「改訂京都市自転車総合計画」の策定事務が終了したことに伴い，同事務を担当する自転車政策課企画係長を廃止した。

(エ) **公園の維持管理及び緑化の推進に係る執行体制の再編**

市民のニーズに的確かつ迅速に対応できるよう，緑地管理課が所管していた公園の占用及び利用指導，公園緑地の改良等に関する事務を北部及び南部の 2 箇所のみどり管理事務所に移管し，一括した公園及び緑地の維持管理体制を構築した。

また，同課が所管していた街路樹の管理及び植樹に関する事務等を緑政課に移管し，都市緑化の推進と一体的に取り組むことで，より一層の推進を図った。

これに伴い、緑地管理課を廃止した。

(オ) 整備推進課の体制見直し

長期化している土地区画整理事業の早期収束に向けた取組を重点的に行うため、業務別担当となっている都市整備部整備推進課の執行体制を施行地区別担当に改めた。

(カ) 事業推進室の体制見直し

事業用地取得の際に発生する地上物件の移転等に伴う補償に関する業務の執行体制を見直し、事業推進室補償調査第二係長を廃止した。

コ 区役所関係

(ア) 区役所及び区役所支所の税務組織の体制整備

区役所及び区役所支所が所管する税務事務の一部について、行財政局に集約化することに伴い、区役所及び区役所支所の税務組織の体制を見直し、市民に身近な税（個人市民税、固定資産税等）の賦課徴収に特化した効率的かつ効果的な体制を整備した。

(イ) 市民窓口課会計係長の廃止

総務事務センターの設置による区会計事務の見直しに伴い、区役所及び区役所支所の区民部市民窓口課会計係長を廃止した。

(ウ) 北福祉事務所支援保護課保護第三係長の設置

生活保護世帯の増加に対応するため、北福祉事務所支援保護課に保護第三係長を設置した。

サ プロジェクトチーム

(ア) 岡崎地域活性化プロジェクトチームの設置(再掲)

「岡崎地域活性化ビジョン」の策定に係る調査、研究及び原案の企画を行うため、総合企画局市民協働政策推進室担当部長をプロジェクトチームリーダー、文化市民局文化芸術都市推進室長をサブリーダーとし、関係局の部長級で構成する「岡崎地域活性化プロジェクトチーム」を事務分掌規則上の横断的な組織として設置した。

(イ) 観光案内標識アップグレードプロジェクトチームの設置

「歩いて楽しいまち・京都」の実現に向け、観光客の視点に立ったより分かりやすい観光案内標識の整備方針策定に係る調査、研究及び原案の企画を行うため、産業観光局観光政策監をプロジェクトチームリーダー、交通政策監をサブリーダーとし、関係局の部課長級で構成する「観光案内標識アップグレードプロジェクトチーム」を事務分掌規則上の横断的な組織として設置した。

(2) 人事異動

上記の組織改正を踏まえるとともに、厳しい状況下にあっても、基礎自治体として市民生活を守る、真に必要な事業を着実に推進し、市民との「共汗」により「京都力」を最大限引き出す、「地域主権時代のモデル都市」にふさわしい未来の京都づくりを進めるため、次のような人事異動を行った。

ア 重点政策に対する強力な執行体制の構築

未来の京都づくりに向けての羅針盤となる「京都未来まちづくりプラン」に掲げた施策を着実に推進していくため、限られた人員の「選択と集中」の更なる徹底により、強力な執行体制を整備した。

イ 改革力、事業推進力に溢れる人材の抜擢

公務に情熱と誇りを持って果敢に挑戦する職員、過去のしがらみを断ち、改革に取り組む職員など、意欲が高く、行動力に溢れた人材を登用するため、従来の採用年次や経験年数にとらわれない抜擢に努めるとともに、「庁内公募」や昨年度から試行実施した「庁内 FA 制度」を引き続き運用した。

ウ 女性職員の能力活用・登用の拡大

意欲ある女性職員の活躍の場を広げるため、重要ポストへの登用を引き続き行うとともに、未来の本市の行政運営を担う女性幹部職員の計画的な育成を図るため、役付職員への抜擢をこれまで以上に積極的に行った（一般事務職の係長級職員昇任者に占める女性職員の割合が 3 割を超えるのは初めて。）。

エ 区役所の体制強化

市民との「共汗」による市政運営の拠点となる区役所の体制強化を図るため、本庁と区役所間の人事交流の促進と「庁内公募」や「庁内 FA 制度」の活用による意欲的な職員の配置に努めた。

また、区民部長や市民窓口課長に若手職員を積極的に起用するなど、意欲と行動力ある職員の登用に努め、区役所の更なる活性化を図った。

さらに、近年人口増加が著しく、行政ニーズが多様化している南区久世出張所の体制を強化するため、課長級の所長を新たに配置した。

オ 技術職等の職域拡大

技術・専門職の専門性を高めるとともに、視野を広げ、総合的な能力を身につけるための、職種にとらわれない柔軟な登用に引き続き努めた。

カ 部門間の連携強化と全庁体制の確立

行政の縦割りを排す「融合」の観点から、より効果的、効率的に政策を推進するため、環境行政の拠点機能の区役所及び区役所支所への新たな設置を踏まえた、まち美化事務所と区役所との人事交流や市長部局と交通局、上下水道局などとの各任命権者間の相互交流の促進など、様々な分野での人事交流を積極的に行い、全庁の一体感を高めた。

キ 独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）との人事交流の実施

観光行政におけるスペシャリストを育成し、本年 3 月 16 日に新たに開設した「京都総合観光案内所」の機能強化を図るため、本市職員を JNTO のニューヨーク事務所に派遣するとともに、JNTO の職員を社団法人京都市観光協会に受け入れ、案内所に配置した。

(3) 組織数及び異動規模

ア 組織数

		改正前		改正後		差引増減		
本 庁		8 局 40 部・室	89 課	8 局 40 部・室	88 課	1 課減		
会 計 室		1 室		1 室		増減なし		
事 業 所	第 1 類	12 所	41 課	12 所	41 課	増減なし		
	第 2 類			41 所		1 所増		
	第 3 類			32 所		増減なし		
区 役 所		11 区 3 支所 42 部・室 153 課 15 所		11 区 3 支所 42 部・室 153 課 15 所		増減なし		
大 学		2 校 7 課		2 校 8 課		1 課増		
						計	局相当	増減なし
							部相当	増減なし
							課相当	1 増
							係相当	増減なし

イ 人事異動総数及び内訳

		平成 21 年度		平成 22 年度	
異 動 総 数		996 人 (うち昇任 361 人)		911 人 (うち昇任 336 人)	
内 訳	局 長 級	19 人 (うち昇任 7 人)		15 人 (うち昇任 8 人)	
	部 長 級	64 人 (うち昇任 32 人)		58 人 (うち昇任 30 人)	
	課 長 級	260 人 (うち昇任 73 人)		236 人 (うち昇任 75 人)	
	課 長 補 佐 級	155 人 (うち昇任 94 人)		150 人 (うち昇任 92 人)	
	係 長 級	498 人 (うち昇任 155 人)		452 人 (うち昇任 131 人)	

2 消防局の人事異動 (4 月 1 日付け)

(1) 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数		193 人
内 訳	局 長 級	0 人
	部 長 級	10 人 (うち昇任 4 人, 昇格 3 人)
	課 長 級	52 人 (うち昇任 26 人)
	課 長 補 佐 級	47 人 (うち昇格 31 人)
	係 長 級	84 人 (うち昇任 33 人)

3 交通局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

平成 22 年度の組織改正については、市バス・地下鉄事業における経営健全化計画を着実に実行するため、計画に掲げる増収・増客目標の達成に向けた取組及び両事業におけるコスト削減策の推進に重点を置き、編成した。

ア 経営健全化計画推進のための体制強化

(ア) 経営健全化計画に掲げた増収・増客目標の達成のための営業活動の推進と、歩くまち京都推進室をはじめとする各局区との連携を強化するため、企画総務部に「営業担当部長」を設置した。あわせて、自動車部及び高速鉄道部における営業部門の強化のために、自動車部営業課及び高速鉄道部営業課に「営業推進係長」を設置した。

(イ) 市バス事業の経営健全化計画においてお客様増加策として掲げたバス待ち環境の向上を更に推進するため、自動車部技術課に「担当課長」を設置した。

イ 技術監理部門の体制強化

四条駅のリニューアル工事などの駅ナカビジネスをはじめとする局内の技術部門の総合調整と、地下鉄事業におけるコスト削減の確実な実行と安全運行の更なる徹底など保守管理業務に係る体制を強化するため、高速鉄道部に「担当部長」及び「技術監理課」を設置した。

ウ その他

外郭団体等に委託している業務の見直しを行い、外郭団体等に職員を派遣して行っていた業務を原則直営化することとし、それに伴う組織整備を行った。

(2) 組織数

区 分	21 年度	22 年度	増減
部相当	3 部	3 部	—
課相当	12 課, 9 事業所	12 課, 11 事業所	2 事業所の増

(3) 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数	50 人（うち昇任 18 人）	
内 訳	局 長 級	0 人
	部 長 級	5 人（うち昇任 3 人）
	課 長 級	12 人（うち昇任 6 人）
	課 長 補 佐 級	12 人（うち昇任 2 人）
	係 長 級	21 人（うち昇任 7 人）

4 上下水道局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

平成 22 年度は、「上下水道事業 中期経営プラン（2008-2012）」及び「上下水道局 企業改革プログラム」を着実に推進し、技術監理部門の強化及び浄水場の施設規模適正化に向けた体制整備等を図ることにより、更なる経営効率化・財政健全化を推進できる組織体制を構築した。

ア 技術監理部門強化のための体制整備

技術改革による効率的な事業推進を図るとともに、上下水道技術の一元的監理を一層強化するため、「技術監理室」を設置した。

あわせて、総務部技術管理課を同室「監理課」に再編するとともに、工事業務全般に係る適正な業務の執行を確保するため、「技術監察員」を設置した。同監察員は監理課長が兼務した。

さらに、水質管理センター及び地域事業課を同室の所管とし、上下水道の一元的な水質管理の更なる推進を図るとともに、市長から受任した地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を推進することとした。

イ 浄水場の施設規模適正化に向けた体制整備

(7) 給水区域再編プロジェクトチームの設置

平成 24 年度末の山ノ内浄水場の廃止に向けた事業の着実な実施及び事業開始後最大規模となる給水区域再編計画の策定を行うため、「水道部担当部長」を設置するとともに、同担当部長を「チームリーダー」とする「給水区域再編プロジェクトチーム」を設置した。

ウ 主席監察員の設置

専任体制による服務及び業務監察を実施する課長級の職として、「主席監察員」を設置した。さらに、コンプライアンスの推進及び業務監察の充実等を図るため、職員課に「コンプライアンス担当課長」及び「監察係長」を設置した。同担当課長は主席監察員が兼務することとした。これに伴い、服務監理室を廃止した。

エ お客さまサービスの充実

水に関するアンケート調査等により市民ニーズを的確に把握し、今後の営業所サービスの在り方を検討するとともに、お客さまサービス向上に向けた施策の充実を図るため、お客さまサービス推進室に「副室長」を設置した。同副室長は、料金・システム企画担当課長を兼務することとした。

なお、伏見営業所管内の水道メーター点検業務を完全民間委託することに伴い、伏見営業所点検係を廃止した。

オ 中期経営プラン及び企業改革プログラムの推進体制の強化

中期経営プラン及び企業改革プログラムの推進を図るとともに、今後の経営の在り方を検討するため、「経営計画担当課長」を設置した。これに伴い、資産活用担当課長を廃止し、総務課の執行体制を見直した。

(2) 人事異動

中期経営プラン及び企業改革プログラムを効率的に推進するため、ポストの見直し及びパワー・実績のある職員の配置並びに若手職員・女性職員の積極的登用を行うとともに、「局内公募」を活用し、意欲の高い職員を配置した。

また、オール京都市として一体となった市政及び上下水道事業を推進するため、市長部局との間で、事務職及び技術職の人事交流を積極的に実施し、更なる連携と活性化を図った。

(3) 組織及び人事異動の規模

ア 組織の規模

		改正前	改正後	増減
上 下	本 庁	3 部・2 室 14 課 17 係	3 部・2 室 14 課	17 係減
水道局	事業所	27 所	27 所	増減なし

イ 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数	106 人 (うち昇任 43 人)	
内 訳	部 長 級	8 人 (うち昇任 3 人)
	課 長 級	20 人 (うち昇任 9 人)
	課 長 補 佐 級	21 人 (うち昇任 12 人)
	係 長 級	57 人 (うち昇任 19 人)

5 教育委員会事務局等の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という本市教育の伝統の下、保護者・地域の参画や産学公連携により積み上げてきた教育改革の一層の充実と「京都未来まちづくりプラン」の着実な推進に向けて、児童生徒の健全育成や教職員の資質向上等、本市教育を取り巻く課題解決のために必要な組織改正を行った。

ア 教職員人事評価体制の充実

本市立学校・幼稚園においては、全市に先駆けて教職員全員を対象とした人事評価を実施するとともに、平成 21 年 12 月からは管理職職員について人事評価の給与への反映を開始し、職務の改善点や課題の明確化、また、教職員の資質の向上や能力開発等を図ってきたが、今後一般教職員についても人事評価の給与への反映が検討されるなか、人事評価制度の充実及び給与反映システムの精査を図り、教職員の意欲向上や学校組織の活性化を更に推進するため、教職員人事課に課長級職員及び係長級職員を増員配置した。

イ 小中一貫校の開校に向けた体制整備

南区の 3 小学校及び 1 中学校（陶化小・東和小・山王小・陶化中）を統合して、平成 24 年 4 月に開校予定の凌風小中学校と、東山区南部の 3 小学校及び 1 中学校（一橋小・月輪小・今熊野小・月輪中）を統合して平成 26 年 4 月に開校予定の小中一貫校について、開校に向けた取組を推進するため「南区小中一貫校開設準備室」を「凌風小中学校開設準備室」に改組するとともに、「東山区南部小中一貫校開設準備室」（ともに課相当組織）を新設した（関係課職員の兼職により対応し、増員配置はなし。）。

ウ 子ども・若者総合支援施策の推進

ニートや引きこもり等、子どもや若者が抱える問題が深刻化するなか、国の教育再生会議での門川市長の提案を受けて「子ども・若者育成支援推進法」が平成 22 年 4 月から施行されることに伴い、すべての子どもの健やかな成長と若者の社会的自立に向けて、子ども・若者総合支援施策の主管課となる文化市民局勤労福祉青少年課に、生徒指導課の担当課長、担当係長、子ども支援専門官の併任を行い、「子ども・若者総合相談センター」の設置等、関係部局が連携を強化し一体となって情報共有、課題解決等に取り組む体制を構築した。

エ 京都府警察本部との人事交流

児童生徒の問題行動に対しては、これまでから学校における特別指導や児童生徒の立ち直りに向けた支援を行ってきたが、これらの取組を更に推進するため、本市教育委員会としては初めて京都府警との人事交流を実施し（相互に 1 名を派遣）、京都府警からの派遣職員を指導部生徒指導課に担当課長として配置し、学校・教育委員会と警察関係機関との連携強化、情報共有を進めるとともに、問題行動の未然防止や早期解決を図ることにより、児童生徒の健全育成を更に推進することとした。

オ 職員定数の削減

厳しい財政状況のもと、「京都未来まちづくりプラン」の行財政改革・創造プランに基づき、組織のスリム化や嘱託化等を推進し、五つの役付ポスト（局部長級 1，課長級 3，課長補佐・係長級 1）と 8 人の職員定数の削減（総人件費の削減）を行った。

(2) 人事異動総数内訳

ア 行政職

		事務局内部 の異動	市長部局 への転任	市長部局等 からの転入	退 職	合 計
異 動 総 数		51	(6)	8	6	65
内 訳	局 長 級	1	(1)	1	-	2
	部 長 級	4	(1)	1	3	8
	課 長 級	21	(1)	2	3	26
	課長補佐級	11	(1)	-	-	11
	係 長 級	14	(2)	4	-	18

※ 市長部局への転任者数については、市長部局における異動件数として集計するため、教育委員会分からは除く。

イ 教育職

		事務局内部 の異動	学校等から の転入	退 職	合 計
異 動 総 数		31	34	7	72
内 訳	局 長 級	-	-	-	0
	部 長 級	-	1	1	2
	課長・人事主事・ 首席指導主事等	7	11	5	23
	指導主事等	23	22	1	46
	採 用	1	-	-	1

第 4 市財政について

1 平成 22 年度予算

(1) 予算編成方針

ア 本市財政の課題とその克服

本市財政は、安定した税源である市民税個人分と固定資産税が他の指定都市と比べて少なく、地方交付税への依存度が高いなど財政基盤が弱いことに加え、義務的経費の増加により硬直化に拍車がかかっている。財政自由度が低く、景気変動への対応力が弱いという構造的課題は、景気後退に伴う一般財源収入の減少もあり、市の財政運営に大きな影を落としている。

三位一体改革以降の全国平均を上回る地方交付税の大幅な削減が続く中で、平成 20 年秋以降の未曾有の景気後退の影響は大きく、平成 20 年度一般会計決算において、約 30 億円の赤字となった。また、自動車運送事業（市バス）、高速鉄道事業（地下鉄）の両会計の資金不足比率が財政健全化法に基づく経営健全化基準を大きく上回るなど綱渡りの財政運営を余儀なくされている。

景気後退の影響は、平成 22 年度予算において本格的に現れ、減税の影響を除く実質的な予算比較で、市税収入は市政始まって以来の落ち込みを見込まざるを得ない状況となり、300 億円を超える巨額の財源不足の下での、極めて厳しい予算編成となった。

本市では、いち早く市長を本部長とする財政健全化推進本部を設置し、緊迫した事態に対応するため、財政状況を全庁、全職員で情報共有するとともに、同本部会議の内容を公開し、市民の皆様にも本市財政の実情を明らかにして、説明責任を果たしながら財政運営に当たってきた。

平成 22 年度の巨額の財源不足の解消に当たっては、地方交付税等の確保に加えて、職員削減や経費の節減など改革・創造の取組を特別会計、公営企業会計も含め、聖域を設けず強力に推進することとした。また、未来まちづくり推進枠に充てる一般財源の圧縮にも取り組むなど、最大限の財源捻出に努めた。それでもなお不足する財源については、全職員の給与カットなど緊急の人件費抑制策の継続、行政改革推進債の発行に加えて、更なる特別の対策として公債償還基金の一部も活用して対応することとし、可能な限り市民生活への影響を最小限にとどめることとした。

景気変動にも耐え得る安定した財政運営を行うためには、弛まぬ行財政改革の取組の継続に加えて、硬直化した財政構造からの脱却を図らなければならない。このため、京都市財政改革有識者会議の議論も踏まえ、財政構造の抜本改革を推進し、特別の対策に依存しない持続可能な財政運営の確立に努める。

イ 予算編成の基本的考え方と予算の特徴

平成 22 年度予算は、巨額の財源不足が見込まれる危機的な状況の下での編成となったが、「京都未来まちづくりプラン」を時宜に合った形で着実に推進し、不況の直撃を

受けた市民生活、中小企業、地場産業をしっかりと支え、脱却への道筋と将来への展望を切り開くため挑戦を続ける「生活安心・未来へのトライ」予算として編成した。

このため、予算の編成に当たっては、特に次の 4 点に重点を置いた。

第一の重点を「市民のいのちと暮らし、安心安全を支える施策並びに中小企業、地場産業の支援」として、厳しさを増す市民生活の今をしっかりと下支えすることとした。

次に、苦境からの脱却と未来への展望を切り開くための重点として、二つ目は、我が国、世界を牽引する「環境モデル都市としての地球温暖化対策、低炭素社会の構築」を推進する。

三つ目は、「人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現と地下鉄・市バスの利用促進」に効果のある具体的な施策を展開する。

四つ目は、閉塞感が蔓延しかねない社会情勢であるからこそ、京都の未来を支える人づくりや新産業の創出、観光の活性化をはじめとする「未来の京都への先行投資と新たな魅力の創出」にも積極的に取り組む。

また、門川市政任期 4 年の折り返し点を迎え、「未来まちづくり 100 人委員会」や「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議など、この間、徹底した市民参加で練り上げてきた政策を具体化する予算を計上し、市民とともに目に見える形で実行に移すこととした。

さらに、低成長・少子高齢化時代、地域主権時代にふさわしい公共投資の在り方への転換の第一歩として、一般会計と公営企業会計等の連結ベースで投資分野の転換を図ることとした。転換規模は約 90 億円の事業費とし、「大規模公共事業」を抑制し、「福祉・教育・医療などの生活関連施設の整備」と「生活道路の維持補修などの既存施設の機能向上・長寿命化」に重点配分した。

特別会計、公営企業会計を含む全会計合計での予算規模は、ほぼ前年度並みの 1 兆 6,554 億円、0.2%の伸びである。一般会計では、中小企業金融対策の拡充、子ども手当の新設、生活保護扶助費の増（以上の 3 点で 742 億円の増）により、7,687 億円、747 億円の増となったが、これらの要素を除けば、実質的には、前年度並みの規模である。

ウ 国の予算と地方財政対策

政府予算は、「コンクリートから人へ」、「新しい公共」、「未来への責任」、「経済成長と財政規律の両立」と併せて、「地域主権」を基本理念とし、「人間のための経済」を目指して、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点をおいた基本方針の下で編成された。

子ども手当の創設や地方交付税制度の見直し、公共事業費の抑制をはじめ、国の政策転換は、本市の財政の運営にも大きな影響を及ぼすことが予測されたことから、他の指定都市とも共同して、都市の特性を十分に反映した地方交付税の確保など、大都市税財政制度の確立を強く求めてきたところである。

政府予算案においては、子ども手当、高等学校授業料の実質無償化の実施に当たって追加的に必要とされる財源は、国の負担とされた。公共事業関係予算については、大幅な削減と併せて、国土交通省所管の従来の補助金を統合した新たな社会資本整備総合交付金が創設され、地域主権の確立に向けて、自治体が地域のニーズに応じて計画を策定し、国の財源を活用することとされた。

また、平成 22 年度の地方財政対策では、地方税収の大幅な減収が予測されたこともあり、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税総額が 17.3%と大きく増額された。

本市においては、国における逐次の経済対策による財源を、民間社会福祉施設整備や道路・施設の維持補修など、生活関連の基盤整備に最大限活用するとともに、地方交付税等についても、国の総額確保の状況を反映して、前年度比 76 億円の増を見込んだ。

地域主権時代にあつては、国と地方が対等の立場で、知恵を出し合い、地域の実情に適う政策を実現することが重要である。一括交付金制度の創設をはじめ、今後予定される制度改革に当たって、特に、大都市の財政需要を十分に反映した地方税財政制度の確立を強く求めていく。

(2) 予算の規模

このような方針の下に編成した平成 22 年度当初予算の規模は、次のとおりとなった。

区 分	金 額	対 前 年 度 比 較 (%)
一 般 会 計	7,686 億 51 百万円	746 億 58 百万円 (10.8%増)
特 別 会 計	6,145 億 27 百万円	△385 億 75 百万円 (5.9%減)
公 営 企 業 会 計	2,722 億 14 百万円	△325 億 08 百万円 (10.7%減)
全 会 計 合 計	1 兆 6,553 億 92 百万円	35 億 75 百万円 (0.2%増)

(3) 市会の審議と予算の成立

平成 22 年度当初予算その他関連議案は、第 1 回市会（定例会）に提案され、2 月 17 日に市長の提案説明が行われ、2 月 23 日、24 日の両日にわたる代表質疑で各会派から 12 名の議員が質疑に立ち市長、副市長及び関係理事者の答弁を求めた後、2 月 24 日に普通・公営企業等予算特別委員会に付託のうえ、慎重に審議した。

普通予算特別委員会では、2 月 25 日の環境政策局（第 1 分科会）及び都市計画局（第 2 分科会）を皮切りに各局別に質疑を続け、3 月 10 日には、市長及び副市長に対する総括質疑を行い、3 月 19 日の討論終了で、議第 47 号「京都市立看護短期大学条例を廃止する条例の制定について」を除き、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

また、公営企業等予算特別委員会では、2 月 26 日から保健福祉局、交通局及び上下水道局への質疑を重ね、3 月 8 日には、市長及び副市長に対する総括質疑を行い、3 月 19 日の討論終了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

こうして、3月19日の最終本会議において、22年度当初予算案は、原案のとおり可決された。

なお、予算の可決に際し付された付帯決議は、次のとおりである。

議第1号 平成22年度京都市一般会計予算

1 今回創設される市内私立四年制大学看護学部の学生に対する修学資金融資制度は、本来、本市の独自奨学金として貸付制度の創設を検討されていたものであり、市財政の状況をかんがみて融資制度に変更したうえで創設されたものである。

本市が学生に対して金融機関をあっせんし、その利子分を本市が全額補給するこの制度は、保証人の資格や返済猶予期間など、まだ詳細部分について未確定・不明確な部分も多い。

今後、その点に関して早期に検討・協議を行うこと。そもそも今回の融資制度の対象範囲が妥当であるのかは疑問が残る点であり、しかるべき段階で制度の見直しを行うこと。

2 「火の用心」でDO YOU KYOTO?により消火バケツが配布されることは、これまでからの地域の要望にこたえるものであり、市民の防災意識の向上という面においては有効である。しかしながら、消火バケツへの「DO YOU KYOTO?」ステッカーの貼付は、火災予防との関連が薄く、環境対策としての効果も明確でない。

よって、事業の執行に当たっては、その目的及び効果を更に精査し、ステッカー製作経費を消火バケツ購入経費に振り替えるなど、真に地域の求める事業となるよう再検討すること。

3 今般、観光大使を「おもてなしの達人」として新たにウェブサイトを用いてリニューアルすることとなったが、特別観光大使及び観光大使制度が今まで十分な効果があったとは言えない。今後は新しい制度により、より一層観光客増につながるよう取り組むこと。

4 新「京都市動物園構想」は、7年間の中長期計画に基づくものであるが、第1次の整備計画の「おとぎの国」着手において、埋文調査が行われたところ、重要遺跡である法勝寺内八角九重塔跡が発見された。結果、整備計画は見直しが求められている。

動物園構想は、重要遺跡の活用も含めた計画となるよう検討すること。

5 「京都スポーツの殿堂」が西京極総合運動公園内市民スポーツ会館内に出来ることは意義のあるものである。

しかし、財政が厳しい本市にとって今すべきであるかどうか、また民間企業やスポーツ関係団体等に協力を求めて行うなど、手法についてはもっと工夫が必要である。さらに本来優先するならば、総合運動公園を利用する市民の意見を生かした安心・安全を考慮した整備が必要である。

よって、今後、総合運動公園における諸整備については、優先順位を考えたいえ、市民の声がかかりと生かされた整備に取り組むこと。

6 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進に当たっては、それぞれ異なる地域の交通事

情や地域住民のニーズを考慮して取り組むこと。

7 平成 23 年度から始まる次期京都市基本計画の策定に併せ、「次期都市計画マスタープラン」、「地球温暖化対策条例の改正及び新計画」、「新・京都市産業振興ビジョン（仮称）」の策定をはじめとする重要施策が推進される年となることから、京都の未来をひらくため、その策定に当たっては、従来以上に広く市民の声を反映し、特段の決意を持って取り組むこと。

8 今年、活字文化の復興に国を挙げて取り組む「国民読書年」である。

よって、理事者は、幼児・若者からお年寄りまでのすべての世代が、読書に親しめるよう各種施策の推進と啓発に努めること。

議第 19 号 平成 22 年度京都市病院事業特別会計予算

1 本市の中核病院としての役割は大きいものがある。

地方独立行政法人化後も引き続き、政策医療・感染症対策・大規模災害対応等で公的基幹病院としての機能を発揮することが重要である。

予防医療対策も重要視し、また、京北病院との病診連携をはじめとする機能連携を更に深めること。

2 22 年度予算の単年度収支 1 億 6,100 万円は、「京都市病院事業改革プラン」における同年度の単年度収支目標値 6 億 3,400 万円より 4 億 7,300 万円少ない数値になっている。「京都市病院事業改革プラン」策定時と比べ、病院運営を取り巻く環境が厳しくなっていることを踏まえ、中期財政運営目標を達成するため、より自律的・弾力的な病院経営に努めること。

議第 20 号 平成 22 年度京都市水道事業特別会計予算

鉛製給水管取替工事助成金については、平成 19 年度 20 件、平成 20 年度 40 件、平成 21 年度 41 件(1 月末現在)と、予算における目標値、年間 200 件、1,000 万円を大きく下回っている。

目標の達成に向けてより一層の努力を行うことはもちろんであるが、予算を計上する際には、厳しい財政状況をかんがみ、今後は過去の実績を踏まえた実施可能な件数とすること。

議第 20 号 平成 22 年度京都市水道事業特別会計予算

議第 21 号 平成 22 年度京都市公共下水道事業特別会計予算

1 節水型社会の進展や不景気の影響によって水需要は減少傾向が続いている。

京都市の安心安全でおいしい水道水の PR や広報活動として、疏水竣工 120 周年、水道創設 100 周年、下水道事業開始 80 周年記念事業等を連動させ、効果的な広報事業を展開し水需要の喚起を図ること。

2 事故が相次いで発生している中、上下水道管路等の工事や設備維持管理を行う際には、

一層の安全対策強化に努めること。

- 3 水需要が減少する中、産学公連携を深めて、収入増に資する新たな取組である水ビジネスについても積極的に検討すること。

議第 22 号 平成 22 年度京都市自動車運送事業特別会計予算

一向に減少しない市バス事故の根絶を目指した安全対策を強化すること。

2 平成 21 年度決算

(1) 決算の概要

ア 一般会計

歳入歳出決算額

区 分	金 額	備 考
歳 入 総 額	7,340 億 07 百万円	
歳 出 総 額	7,303 億 72 百万円	
歳入歳出差引額	36 億 35 百万円	
翌年度へ繰り越すべき財源	46 億 86 百万円	[繰越事業費] 210 億 84 百万円 [未収入特定財源] 163 億 98 百万円
実 質 収 支	△10 億 51 百万円	平成 20 年度 △30 億 36 百万円 平成 19 年度 4 億 06 百万円
単 年 度 収 支	19 億 85 百万円	平成 21 年度実質収支 - 平成 20 年度実質収支

- (ア) 平成 21 年度予算は、引き続き地方交付税等の削減の結果、一般財源収入が 3 年続けて減少するなど、財政状況が一段と厳しさを増す中での編成となった。このため、行財政改革・創造の取組を全庁を挙げて一層推進し、職員数の削減等による総人件費の削減をはじめ、事務事業の見直しや公営企業の経営努力による繰出金の縮減など、徹底した歳出削減を図るとともに、保有資産の有効活用など最大限の歳入確保に努めた。

あわせて、新規施策等を実施するための未来まちづくり推進枠についても、40 億円から 36 億円に圧縮せざるを得なかったが、政策・施策の「融合」の観点から、可能な限り効率的、効果的な予算の配分に創意工夫を重ね、「京都未来まちづくりプラン」に掲げた事業の 8 割に相当する 126 施策、310 事業について予算を措置し、プランを着実に推進することとした。

- (イ) 施策の推進に当たっては、景気や雇用情勢が急速に悪化する中、市民のいのちと暮らし、安心・安全を支えるため、中小企業支援や雇用対策、福祉と子育て支援など、セーフティネットの役割を強化することとした。主要施策としては、中小企業金融支援の融資枠の拡大、妊婦健康診査の公費負担の拡充のほか、児童館の整備、特別養護

老人ホーム等の介護基盤整備などを一層推進した。

また、未来への先行投資となる「教育環境の整備」，「環境共生のまちづくり」と「歩くまち・京都」の推進，そして「京都の新たな魅力の創出」を重点的事項とし，凌風小中一貫校整備，「木の文化を大切にすまち・京都」の推進，京都市動物園構想の策定などに取り組んだ。

加えて，昭和32年以来52年ぶりとなる経済対策のための6月臨時会を皮切りに間断なく補正予算を編成し，雇用対策の充実や中小企業金融対策の更なる拡充，市民利用施設や道路の維持補修など，市民生活と市内中小企業者を支えるきめ細かな事業を国の経済対策を最大限に活用して展開した。

- (ウ) 平成21年度当初予算においては，前年度後半からの急激な景気後退の影響による市税や府税交付金の減収を見込んだものの，その後，これらの減収額が更に拡大する見込となった。加えて，生活保護費等に多額の追加財政需要が生じたことから，年度途中において，大幅な財源不足に見舞われた。

この緊急事態に的確に対応し，平成20年度決算で生じた30億円の実質収支赤字を拡大させることのないよう，市長を本部長とする「財政健全化推進本部会議」を新たに設置し，戸籍事務電算化事業の休止や総務事務効率化事業の更なる効率化，下水道事業に対する雨水処理負担金の支出平準化などの経費節減の取組と国庫補助金や減収補填債などの歳入確保の取組を全庁を挙げて推進するとともに，それでも不足する財源については，財政調整基金等の取崩しにより補填することとした。

平成 21 年度一般会計決算は，市税収入が過去最大の減少額となる 139 億円の減となったものの，こうした歳出歳入両面における取組により，単年度収支が 19 億円の黒字となり，実質収支の赤字額は 11 億円にまで縮小した。

イ 特別会計

高齢化の進展等に伴い，介護保険事業が対前年度+4.9%，後期高齢者医療が対前年度+9.4%の歳出増となった。また，国の緊急雇用対策事業の財源を活用して，雇用対策事業を実施した。

定額給付金事業については，1,404,598人に対して定額給付金を支給し，21年度で事業を終了し，22年3月末をもって会計を閉鎖した。

国民健康保険事業において，国調整交付金が見込みを上回って交付されたことなどから，単年度収支が11億43百万円の黒字となり，累積赤字は79億69百万円に縮小した。

ウ 公営企業会計

(7) 病院事業

市立病院については，収入面で，定額支払方式の導入，地域医療支援病院の承認により1件当たり診療単価は増加したものの，新型インフルエンザの影響により延べ入院患者数が減少したことから，診療収入は減少した。しかし，支出面において，材料費，支払利息が減少したことや，新型インフルエンザの影響による減収分について，一般会計から補填のための繰入を行い特別利益が生じたことから，3年連続で

単年度黒字となり、累積赤字を解消した。

また、京北病院については、収入は診療収入の減、支出は材料費及び委託料の減により、ほぼ前年度と同額の単年度赤字となった。

病院事業全体としては、旧京北町との合併後、初めて黒字となる当年度純利益3百万円を計上した。

(イ) 水道事業

収入においては、水需要が、前年度の急激な落ち込みに比べて減少率は緩和したものの、景気の低迷や節水型社会の進展により減少したため、水道料金収入が減収となったことなどに伴い、総収益が減少した。一方、支出においては、「中期経営プラン」及び「企業改革プログラム」に基づく職員給与費及び物件費の削減に加え、支払利息等の削減により、総費用を減少させた。この結果、損益は10億82百万円と3年連続の黒字となり、この黒字相当額を利益処分することとし、累積黒字は50億7百万円となった。

(ロ) 公共下水道事業

収入においては、水需要が、前年度の急激な落ち込みに比べて減少率は緩和したものの、景気の低迷や節水型社会の進展により減少したため、下水道使用料収入が減収となったことに加え、一般会計繰入金について、雨水処理負担金として繰り入れる額が減少したことなどに伴い減少し、総収益が減少した。一方、支出においては、「中期経営プラン」及び「企業改革プログラム」に基づく職員給与費及び物件費の削減に加え、支払利息等の大幅な削減により、総費用を減少させた。

この結果、予算に比べて大きく収支を改善（7億2百万円）したものの、損益は13億9百万円と9年ぶりの赤字となり、累積赤字は34億3百万円となった。

(ハ) 自動車運送事業

景気低迷や新型インフルエンザの影響により旅客数が減少したことや、経営健全化計画に基づき一般会計からの任意補助金を削減したことなどから、経常収入が減少した。しかしながら、経営健全化の取組を推進し、人件費や経費の削減に取り組んだことに加え、定年退職者数の減により退職手当が減少したことや、軽油が低価格で推移したことにより燃料費が減少したことなどから、経常支出が減少したため、経常損益は18億39百万円と7年連続で黒字を確保し、累積赤字は87億52百万円に減少した。

また、資金不足比率は、13.8ポイント改善し、45.9%となった。

(ニ) 高速鉄道事業

景気低迷や新型インフルエンザの影響により旅客数が減少したものの、駅ナカビジネスの推進や、東西線第三セクター区間の直営化に伴う一般会計補助金の増などにより、経常収入は前年度を上回った。また、支出面においても、人件費や経費の削減に取り組んだことに加え、東西線第三セクター区間の直営化に伴う線路使用料の皆減などにより、経常支出が前年度を下回った。この結果、経常損益は前年度に

比べ27億5百万円改善し117億11百万円の赤字となり、累積赤字は3,193億19百万円に増加した。

また、現金収支（償却前損益）が53億90百万円改善し、経営健全化の鍵である現金収支の黒字化（15億81百万円）を初めて実現したことから、資金不足比率は、19ポイント改善し、114.5%となった。

エ 財政健全化法に基づく健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
21 年度	0.30%	5.47%	12.7%	247.7%
20 年度	0.87%	8.63%	12.0%	240.0%
早期健全化基準	11.25%	16.25%	25.0%	400.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	—

資金不足比率

	自動車運送事業	高速鉄道事業
21 年度	45.9%	114.5%
20 年度	59.7%	133.5%

【経過措置】

20, 21 年度決算 40.00%
 22 年度決算 35.00%
 23 年度決算～ 30.00%

※経営健全化基準 20%

(2) 決算の認定

市会においては、これらの決算審査を第 3 回市会（9 月定例会）で行い、その結果、決算 24 件はいずれも認定された。

なお、決算の認定に際し付された意見は次のとおりである。

報第 14 号 平成 21 年度京都市雇用対策事業特別会計歳入歳出決算

21 年度雇用対策事業は緊急性、即効性を求めたものにもかかわらず、執行率が一けた台など著しく低い事業があり、その主旨を十分に発揮したものとはなっていないものが見られた。今なお厳しい経済状況が続いており、更なる雇用対策の充実が求められている。今後同様の事業が行われる際には、今回の反省を踏まえ、その主旨がしっかりと反映される事業執行を行うよう強く求める。

報第 21 号 平成 21 年度京都市病院事業特別会計決算

病院事業においては、平成 23 年度の地方独立行政法人への移行に向けて、より一層改革プランによる経営の効率化に最大限に取り組むこと。また、京都市民のための市民病院としての意識改革の徹底と、今後疾病構造の変化に対応した専門外来の開設など政策医療の担い手病院としての責務を果たすこと。

報第 24 号 平成 21 年度京都市自動車運送事業特別会計決算

バス事業においては、7 年連続の黒字決算となったが、資金不足額はいまだ約 86 億円

となっている。今後、その解消を図るため、「経営健全化計画」をより着実に取り組むこと。そして、「バス待ち環境の改善・向上」などに取り組むとともに、収入増加策に努めること。また公共交通不便地域については、高齢社会を踏まえて地域と連携した新たな生活支援交通の検討をすること。

報第 25 号 平成 21 年度京都市高速鉄道事業特別会計決算

1 地下鉄の魅力を高める駅ナカビジネスは、乗客増及び経営安全化にも寄与するものである。平成 21 年度に国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用して事業化された「コトチカ」は、「デザイン・設計及び施工一括発注方式」を採用し時間的な側面を考慮したにもかかわらず、当初予算及び工期ともに変更を余儀なくされることとなった。4 億円以上の契約、また金額及び工期の変更は、一般会計では議決によらなければならないが、公営企業は適用除外になっている。

よって理事者は、「コトチカ」事業における契約及び工期の変更事例を、今後の「駅ナカビジネス」の展開に向けた教訓とし、本契約はもちろんのこと、契約変更になる場合には、その内容について、事業者選定委員会、市会、市民へ情報を公開公表し、一層の説明責任を果たすべきである。

2 高速鉄道事業特別会計においては、平成 21 年度決算で、当面の目標としていた現金収支の黒字化を達成したものの、全国一厳しい経営状況にあることに変わりなく、今後も着実な経営健全化の推進に努めなければならない。

京都市財政の連結決算における赤字要因の打開を図るべく、地下鉄の経営健全化のためには、計画に掲げる 1 日 5 万人増客が至上命題であり、駅ナカビジネスをはじめとした駅の活性化はもとより地下鉄沿線への集客施設の誘致を進めるなど、オール京都市で地下鉄駅ごとの特性や特徴を生かした増客対策に全力を挙げて不退転の決意で取り組むとともに、さらに計画の確実な達成に向けて、「歩くまち・京都」の総合交通戦略等、各局連携のもとに一層の乗客増対策に全庁一丸となって取り組むべきである。

3 国の予算・施策に関する提案・要望行動

本市の平成 23 年度国家予算に関する要望については、地域主権時代をリードし、市民との共汗と行政の縦割りを排した政策の融合による総合的なまちづくりを推進していくため、国の理解と協力が必要な提案・要望として、「国家戦略としての京都創生」、「地球温暖化対策の強化」等、57 項目を取りまとめ、各省庁の概算要求時期に合わせ、平成 22 年 6 月に関係各省庁や京都府選出国会議員への提案・要望を行った。

また、指定都市においては、「平成 23 年度国の施策及び予算に関する提案」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 23 年度）」を中心とした要請活動が行われた。

さらに、全国市長会などにおいても、国の施策・予算や地方分権改革の推進などについて

て、要望活動等が行われた。

活動経過の概略は、次のとおりである。

(1) 本市独自提案・要望

ア 「平成 23 年度国の予算・施策に関する提案・要望」

〈6月〉 関係省庁，京都府選出国會議員に提案・要望（6月14日～）

イ 「平成 23 年度国の施策・事業に関する緊急提案」

〈11月〉 関係省庁，京都府選出国會議員に提案（11月30日）

(2) 主な指定都市共同提案・要望

ア 「平成 23 年度国の施策及び予算に関する提案」

〈7,8月〉 各市が分担して関係省庁に要請

イ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 23 年度）」

〈11月〉 税財政関係特別委員長会議※（11月2日） ※京都市会は，経済総務委員会が担当
経済総務委員会等による党派別要望活動

（日本共産党：11月15日 公明党：11月17日 自由民主党：11月18日
民主党：11月25日）

ウ その他の主な要望・提言

- ・「地域主権戦略大綱を踏まえたひも付き補助金の一括交付金化に関する指定都市市長会の意見」（8月4日）
- ・「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての指定都市市長会要望」（10月27日）
- ・「「出先機関改革のアクション・プラン（案）」に対する指定都市市長会意見」（12月20日）

4 財政改革有識者会議について

徹底した行財政改革を進めてもなお極めて危機的な状況にある本市財政について，専門的知識を取り入れた財政構造の改革を推進するため，平成 21 年 12 月に，外部有識者で構成される「京都市財政改革有識者会議」が設置された。平成 22 年 10 月，計 7 回の審議を経て，市長に対し「京都市の財政改革に関する提言」が提出され，低成長，少子高齢化時代にふさわしい財政運営の考え方等が示された。今後は，有識者会議からの提言を踏まえ，市民の意見を聴きながら，平成 23 年度からの基本計画である「はばたけ未来へ！京プラン」の実施計画を策定し，財政構造の改革に取り組むこととしている。

(1) 財政改革有識者会議の概要

ア 設置の目的

京都市では平成 7 年度以降，間断なく徹底した行財政改革に取り組んでおり，とりわけ平成 16 年度予算編成からは，政策評価制度や事務事業評価制度を活用した戦略的予算編成システムにより，効果的かつ効率的な資産配分を行うなど，多様化する行政需要に対応するとともに，本市財政の構造的な課題による恒常的な収支不足についても一定縮減を図ってきた。しかし，三位一体改革以降の全国平均を上回る

地方交付税の大幅な削減や、平成 20 年度後半からの急激な景気後退の影響を受けて、構造的な課題による収支不足は完全な解消には至っておらず、本市財政は、極めて危機的な事態に陥っている。

このため、外部有識者の方々の専門的知識を取り入れることで財政構造の改革を進めるため、財政健全化推進本部長（市長）の諮問機関として、新たに「京都市財政改革有識者会議」を設置し、提言を頂戴し、市政運営の基礎となる市財政の構造的な改革に取り組む。

イ 主な審議事項

(7) 本市財政構造等の分析と課題抽出

- ・ 財政や都市の特性に関する諸指標を用いた他の指定都市との比較等による、本市の財政構造等の分析
- ・ 財政構造の抜本的改革のための課題抽出

(4) 財政構造の抜本的改革等の検討

- ・ 財政構造の抜本的改革等の方向性の検討
- ・ 改革の効果が現れるまでの間の恒常的収支不足の対策検討
- ・ 低成長社会、少子・長寿社会における財政運営の検討

(2) 提言の概要

ア 主要事項に係る提言

(7) 公共投資の在り方に係る提言

- ・ 1990年代以降、交通網や生活基盤の整備等を積極的に実施してきたところであるが、各分野における社会資本の整備実績や社会の変化を踏まえて、公共投資の規模や重点を見詰め直すことが重要である。加えて、この間の社会資本の整備に伴い増加した市債残高をこれ以上増加させないためには、市債の発行抑制も重要な視点となる。
- ・ 公共投資については、京都市の財政状況、今後の人口動態や経済成長、現在の低金利状態の持続可能性等を踏まえ、「生産年齢人口一人当たりの市債残高を増加させない。」といった数値目標の下、公共投資の主たる財源となる市債の毎年度の発行額に上限を設けることにより、投資規模を抑制する必要がある。
- ・ 公営企業が発行する企業債の償還費に対して一般会計から財政支援を実施する場合もあることから、公営企業部門の公共投資の規模についても同様に抑制する必要がある。
- ・ 公共投資の規模の抑制のため、公共工事の徹底的なコスト縮減に取り組むとともに、広域的観点からの行政区域を越えた施設等の集約化、中長期的観点からの既存事業計画の点検・見直しに取り組む必要がある。
- ・ 公共投資の規模を抑制する中、市民のニーズや行政課題を的確に捉えた事業を厳選するため、現在策定中の新基本計画等も踏まえ、中長期の目標を持って段階的に進める社会資本の整備と緊急性の高い保育所待機児童の解消など短期的な対応が求められる社会資本の整備との優先順位等について全庁的な視点で検討し、

予算を編成する必要がある。その際には、個別分野における現行の中長期的な事業計画をゼロベースで検討し直す必要がある。

- ・ 法人市民税の増収にも寄与する観光の振興や定住人口を増やすための施策は、策定中の基本計画においても重視されており、歳入増加の面からも重要である。また、市民、民間による投資を促進する規制緩和や低利融資など間接的な投資を組み合わせるなど、実施手法の工夫も重要である。

(4) 人件費、業務委託費の在り方に係る提言

- ・ 京都市として重点とすべき政策分野はどこか、アウトソーシングすべき分野はどこかなど政策分野ごとの方針を定め、計画的に人員削減を進める中で、基本計画を推進するために、メリハリのある人員配置、組織体制の構築が重要である。
- ・ 人員削減の取組に関しては、多くの退職者が見込まれる今後10年間で最も大切な改革のタイミングである。バランスの取れた年齢構成の維持にも留意しつつ、中長期的なビジョンの下に、目標を明確にして取組を進めなければならない。
- ・ 京都市の財政構造改革を確実なものとするためには、市民一人当たりの比較で他の指定都市平均を上回り、市税等の一般財源のおよそ3割を費やしている人件費の総額抑制が欠くことのできないものであり、「市民一人当たりの人件費を他の指定都市の平均値以下とする。」といった数値目標を設定するとともに、人員配置等が最も効率的な都市の取組も参考として、目標達成のための定員管理計画等の実行計画を策定する必要がある。
- ・ 京都市の職員の給与水準が、職種単位で市域の民間企業の給与等と均衡したものとなるよう常に点検し、不断の見直しを行う必要がある。その際、総務省が作成、公表している「技能労務職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額等の状況」によれば、公務員の給与水準は民間企業よりも高い状況となっていることを参考とすべきである。また、一般職のみならず特別職の給料、報酬等についても、現在、減額措置を実施しているところであるが、引き続き点検・見直しが必要である。
- ・ 京都市の職員配置が他の指定都市平均を特に大きく上回っている教育部門や消防部門をはじめとする、全ての部門について、職員数と人口を用いた他の指定都市との比較分析や業務分析、職員を多く配置していることによる成果など総合的な観点から更に詳細に分析を行ったうえで、行政部門ごとの定員管理計画を策定し、計画的に人員削減を進める必要がある。
- ・ 業務の成果を客観的に確認できる業務、時間集中的なサービス提供業務など市職員でなくとも実施可能な業務は積極的に民間委託を行う必要がある。また、例えば、区役所については、業務の委託化に加え、庶務関係事務の複数区連携による共同化や総合窓口化など、区の特徴を踏まえたメリハリの効いた職員配置を検討する必要がある。
- ・ あまりにも手間と時間をかけた仕事の仕方となっているものはないかなど、外部の専門家の力も活用して、事務の効率的執行、公と民との役割分担の見直し、

重複施策の整理合理化等の業務の見直しを行うことも重要である。その際、市民、行政双方において、労働コストに関する費用対効果の意識を持つことが必要である。

(ウ) **社会福祉関係経費の在り方に係る提言**

- ・ 厳しい財政状況にあつて、本当に必要な方に、きちんとした手当をするためには、当初の政策目的と現状にかい離が生じている施策はないかなど、社会の変化を踏まえた不断の見直しが必要となる。他方、子育てがしやすく教育が充実していることは都市の大きな魅力であり、定住人口を増やす観点からも今後の重点となりえるのではないか。京都市の福祉の特徴の分析、財政負担への影響も考慮したうえで、福祉の考え方と将来の方向性をしっかりと議論し、長期的な課題解決の視点を示すことが重要である。
- ・ 京都市の福祉関係経費は、他の指定都市の平均値を上回っており、基幹的な歳入である市税収入が他の指定都市に比べて少ないことを考えると、今後は、「少なくとも他の指定都市平均とのかい離を拡大させない。」といった目標設定が必要である。
- ・ このため、新たな福祉施策の実施に必要な財源は、社会経済情勢の変化なども踏まえた既存福祉施策の見直しにより確保することとする財政運営ルールの確立を検討する必要がある。
- ・ 福祉施策の対象者の所得要件のよりきめ細かな設定など福祉施策にかかわる負担と給付の在り方や国基準に上乘せしている施策の在り方等について、社会経済情勢の変化を踏まえた見直しを常に検討する必要がある。特に、敬老乗車証交付事業のように、対象者が増加する福祉施策については、低成長時代においても施策を持続可能なものとするために、施策対象者の在り方や受益者負担の見直しが必要である。また、所得制限基準が全世帯の平均所得を上回っている母子家庭等医療費助成制度のように、他の施策との均衡を欠くと考えられる事業、学童う歯対策事業のように、施策を取り巻く環境に変化が見られる事業についても、今後の社会保障制度の動向も踏まえながら、施策の在り方等を検討する必要がある。
- ・ 公平・公正でかつ効率的な福祉施策の推進のため、福祉施策の対象者の認定状況や福祉サービス提供事業者をも含めた経費の執行状況等について、常に点検する必要がある。
- ・ 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、医療扶助が約5割を占める生活保護制度や各種の医療費助成制度など医療費に関わる財政負担はとりわけ大きく、その抑制を検討する必要がある。あわせて、医療費をはじめ、社会保障制度の在り方について、国に対して積極的に政策提言をすべきである。
- ・ 生活保護における保護率や障害者福祉施策における障害者手帳交付数をはじめとした京都市の福祉ニーズの特徴等について分析を行ったうえで、自立支援等に有効な施策を検討する必要がある。また、他の指定都市の平均を上回る生活保護部門の人件費について、その状況を点検する必要がある。

- ・ 稼働世代の就労支援など、雇用の拡大に資する労働政策を展開することは、極めて重要な課題であり、労働行政を担う国や京都府と、福祉行政を担う京都市との連携により、施策の実効性を高める必要がある。

(I) 市税、受益者負担、資産の管理活用、国・府との財政面の関係の在り方に係る提言

- ・ 財政基盤の強化のためには、教育、医療、環境、観光なども含めた経済活動の活性化により人口や税収を増やしていくことが重要である。京都市全体の付加価値を高めるため、新たな基本計画についても、施策の優先順位を明確にし、着実に推進することは極めて重要な課題である。こうした取組の効果が発揮されるよう、京都市の魅力を広く情報発信することが重要である。
- ・ 市税の軽減措置について、制度創設時からの状況の変化を踏まえて、個々の減免の意義を厳正に点検する必要がある。
- ・ 市民一人当たりの使用料収入は、他の指定都市の平均を下回っている。使用料・手数料収入についても、詳細な分析を行い、収入確保に向けた目標の設定を検討する必要がある。
- ・ 土地や有価証券など、全ての資産を対象として売却や他用途への転用など、計画的な取組を進める必要がある。
- ・ 基金の一元的な管理や統廃合を含めて、効率的・効果的な活用方策を検討する必要がある。
- ・ 債権回収のための情報の共有化や一元的な管理を行うための組織の必要性を検討するなど、市全体として取り組む必要がある。
- ・ 現有施設の適正管理の観点から、早期にアセットマネジメントの計画を策定する必要がある。
- ・ 京都市と京都府や国との事務分担と費用負担の在り方を点検する必要がある。
- ・ 公営企業会計への繰出金を軽減する観点から、公営企業会計における増収対策、経営健全化対策を一層推進する必要がある。中長期財政シミュレーションからも分かるように、特に地下鉄事業の経営健全化は京都市財政の健全化にとって極めて重要な課題であり、一般会計の財政収支に影響を及ぼすことのないよう、地下鉄事業の経営健全化の取組を全庁挙げて推進する必要がある。

イ 財政構造改革のための目標設定と実行計画策定の必要性

～主要事項の提言と中長期財政シミュレーションを踏まえて～

(7) 目標設定の必要性

あらゆる行政活動の礎である財政の破綻はあってはならないことであり、中長期財政シミュレーションで示された財源不足を可能な限り特別の財源対策に依存することなく解消し、財政健全化団体への転落を回避しなければならない。

厳しい財政状況を克服し、財政の構造改革を着実に推進するためには、市民、市会、市職員が認識を同じくすることが重要であり、市財政の現状や、仮に財政破綻

となった場合の影響、財政構造改革の効果などについて、正確で分かりやすく情報発信する必要がある。加えて、財政構造改革等の在り方について議論を行ってきた歳入歳出の主要な構成要素である四つの分野を対象として、財政運営に当たっての目標を設定し、これを共有したうえで、改革の取組を進める必要がある。

四つの分野ごとのこれまでの議論と中長期財政シミュレーションの検証を踏まえると、財源不足の確実な解消のための財政運営の目標については、以下のように検討すべきと考える。

- ① 公共投資に関しては、人口や自動車保有台数の減少など時代の変化を踏まえて、過去に策定した部門ごとの事業計画を基礎とした各局への予算枠の配分ではなく、今後 10 年間に何に重点を置くのか、全市的視点で予算を編成する必要がある。

また、経済が今後低成長で推移することや、現在の低金利状態の持続可能性等を踏まえると、将来の財政負担を小さくしておくことが極めて重要であり、公共投資の規模を抑制し、その主たる財源である市債発行額を縮減することにより、将来の公債費負担の軽減を図ることが必要である。今回の中長期財政シミュレーションにおいても、公債費の支出は依然として増加傾向にあり、財源不足拡大の主たる要因の一つであることから、例えば「生産年齢人口一人当たりの市債残高を増加させない。」といった数値目標を設定し、公共投資の規模の抑制と市債発行額の縮減を進める必要がある。

- ② 人件費については、市としての重点とすべき政策分野はどこか、アウトソーシングすべき分野はどこかなど、政策分野ごとの今後の在り方を示し、低成長時代にふさわしいコンパクトで機動的な執行体制を構築するため、計画的に人員削減を進めるべきである。また、厳しい改革を乗り越えるためには、全ての市職員が改革の道筋と将来展望を共有し、多くの職員の参加の下で、市役所を挙げての改革を進めることが重要である。

人件費の中長期財政シミュレーションにおいても、人件費に必要な市税等の一般財源は依然として一般財源総額の 3 割程度を占める状況である。このため、会議での議論を踏まえ、人員配置が最も効率的な都市の取組も参考にして、都市特性や重要政策の推進も考慮したメリハリのある人員配置を行いつつ、例えば「市民一人当たりの人件費を他の指定都市の平均値以下とする。」といった数値目標を設定し、行政部門ごとの定員管理計画を策定するなど、人件費の総額抑制に取り組むことが、財政の構造改革にとっては不可欠である。

- ③ 社会福祉については、財政状況が厳しい中であっても、本当に必要な方にきちんとした手当ができるよう、急激な社会の変化を踏まえ、施策対象者の在り方や負担と給付の在り方など、その都度検討すべきである。また、京都市の福祉政策の現在の水準をどう考えるのか、福祉政策の考え方と将来の方向性について、幅広く議論する必要がある。その際、生活保護率が高いなど京都市の特徴について、現状を追認することなく、十分に分析を行ったうえで、長期的な課題解決の視点から検討を

深めることが重要である。

社会福祉関係経費について中長期財政シミュレーションから平成 31 年度と平成 22 年度との比較を行うと、京都市の支出額ベースで 418 億円の負担増、国等からの支出金を控除した京都市の実質負担(市税等の一般財源の負担)ベースで 210 億円の負担増となる。この社会福祉関係経費に必要な一般財源の負担増分は、この間の一般財源の増収見込みを上回るものであり、会議での指摘にもあるとおり、新たな社会福祉の実施に必要な財源は、社会経済情勢の変化なども踏まえた既存施策の見直しにより確保するなどとする財政運営の目標を明確にする必要がある。

- ④ 市税をはじめとする歳入の確保については、市税の軽減措置の点検や京都経済の活性化による税源の涵養、債権回収の促進や資産の有効活用の推進など、会議において多くの意見が述べられたところであり、こうした取組をこれまで以上に精力的に推進する必要がある。

そして、市税をはじめとする一般財源等が予想を超えて増収となった場合には、増収相当分を将来の財政負担の軽減に充当するといった財政構造改革の取組を進めるとともに、京都の魅力をもっと高め、更なる税源確保につながるような成長のための戦略への再投資に振り向けることも重要である。

(イ) 財政運営の目標と改革実行計画

中長期財政シミュレーションは、経済成長の見通しなど不確定な要素も多いことから、今後の財政構造改革の推進に当たっては、国の中期財政フレーム等を参考として、中期財政収支見通しを作成するとともに、この提言や市民的議論を踏まえた財政運営の目標と、目標達成のための具体的取組を定めた改革実行計画を策定する必要がある。

この財政運営の目標と改革実行計画の実効性は、毎年度の予算編成を拘束してはじめて確かなものとなる。また、実行段階において、一定期間ごとに目標の達成状況を点検し、その間の取組を評価することにより、その後の改革を一層効果的なものとする事ができるものであり、外部の目も採り入れて、点検する仕組みを構築する必要がある。社会経済情勢や国の地方財政対策が激変するような局面においては、市民生活の安心・安全や都市機能の維持発展のために目標や実行計画の弾力的な運用も必要となるが、その際にも、財政構造改革への影響を最小限にとどめるための方策等について十分に説明責任を果たさなければならない。

また、財政の構造改革を進めつつ、京都市の重要政策を推進するためには、政策評価と事務事業評価からなる行政評価システムとの連動を高め、縦割りではない全市的観点に立った政策判断を一層重視する予算編成システムへの見直しが欠かせないところである。

間近に迫った平成 23 年度予算編成においては、システムの見直しも含め、この提言に基づく取組を一つでも多く実行に移し、財政構造改革に早期に着手すべきである。

現在策定中の新たな基本計画の下で、今後、様々な施策が展開されることとなるが、こういった施策の成果は、一般会計の財政収支と密接に関係するものであり、基本計画と一般会計の財政収支の関係を考慮しながら財政の健全化を進めていく必要がある。

また、新たな事業を行う際にも、財政健全化の視点から、政策立案や執行について責任体制を明確にすることも重要である。

冒頭にも述べたように、京都市財政の健全化、すなわち「財政健全化団体」に陥ることなく、将来にわたって財政を持続可能なものとするには、この財政の構造改革と都市の成長のための戦略が一体となってはじめて可能となるものである。

このため、財政構造改革のための改革実行計画等と、京都市の成長のための戦略と言うべき現在策定中の基本計画の実行計画については、一体のものとして策定することが重要である。

第 5 京都市地球温暖化対策条例の全部改正について

1 はじめに

平成 9（1997）年 12 月、京都市において気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）が開催され、先進国の温室効果ガス排出量の削減数値目標を定めた「京都議定書」が全会一致で採択された。

本市は、これに先立つ同年 7 月から、いち早く温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を開始した。そして、平成 16（2004）年 12 月に、更なる取組を進めるため、地球温暖化対策に特化した全国初の「京都市地球温暖化対策条例」を制定し、平成 18（2006）年 8 月に、同条例に掲げた目標達成に向け、市民・事業者・行政の取組や施策を更に充実・強化するために、「京都市地球温暖化対策計画～理解から行動へ～」を策定した。

また、平成 21（2009）年 1 月には、温室効果ガスを大幅に削減する社会である低炭素社会の実現に向け、先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に選定された。長期的には温室効果ガスを「削減する」ことに留まらず、「排出しない」という観点に立って、「カーボン・ゼロ都市に挑む」ことを基本姿勢とし、中長期的には平成 42（2030）年までに平成 2（1990）年レベルから 40%削減、平成 62（2050）年までに 60%削減とする目標を設定するとともに、その第一歩となるシンボルプロジェクトとして『『歩くまち・京都』戦略』、『木の文化を大切にすまち・京都』戦略』、『“DO YOU KYOTO?” ライフスタイルの変革と技術革新』を掲げ、京都の特性・魅力を活かした取組を進めている。

そして、平成 22（2010）年 10 月、温室効果ガス排出量を 80%以上削減した低炭素社会の実現を目指すことを新たに決意して条例を全部改正し、「京都市域からの温室効果ガス排出量を、平成 32（2020）年度までに平成 2 年（1990）年度比で 25%削減、平成 42（2030）年度までに 40%削減」という高い削減目標を掲げるとともに、具体的な取組や施策を更に充実・強化した。

ここでは、条例改正の概要について、記載する。

2 経過

平成 21 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> 京都市環境審議会に対し、「京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方」及び「新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方」を諮問。 専門部会として「地球温暖化対策推進委員会」を設置。
平成 22 年 4 月	審議会及び専門部会から「京都市地球温暖化対策条例の改正及び新京都市地球温暖化対策計画の策定に向けた「中間取りまとめ」」の報告。

7 月	同審議会が「京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方について」を答申。
7 月～8 月	答申を踏まえ、「京都市地球温暖化対策条例 改正骨子（案）」を取りまとめ、市民意見募集を実施。
9 月	「京都市地球温暖化対策条例の全部を改正する条例」案が市会において全会一致で可決。
12 月 ～平成 23 年 1 月	「新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方」について、専門部会における審議を踏まえ、「新京都市地球温暖化対策計画骨子案」を本市において取りまとめ、市民意見募集を実施した。
3 月	京都市地球温暖化対策計画（2011～2020）―地球にやさしいまち・経済・ライフスタイルを目指して―を策定。
4 月	改正京都市地球温暖化対策条例の施行及び新京都市地球温暖化対策計画の実施。

3 条例改正の趣旨

社会経済情勢の変化を踏まえ、本市の区域内における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の量の削減に係る新たな目標を定めるほか、当該目標を達成するために行う地球温暖化対策に関し必要な事項を定めようとするものである。

4 条例改正の概要

(1) 基本理念（前文）

京都議定書が採択された都市として先導的な役割を果たすため、1 年度当たりの温室効果ガスの排出の量を平成 2 年度（1990 年度）の温室効果ガスの排出の量から 80%以上に相当する量を削減した量とすることにより持続可能な発展が可能となる低炭素社会を目指し、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者のそれぞれが、地球温暖化の問題に向き合い、主体的に行動する。

(2) 本市の削減目標（第 3 条）

ア 本市は、平成 42 年度（2030 年度）までに、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量を、平成 2 年度（1990 年度）からその 40%に相当する量を削減した量とすることを目標とする。

イ 本市は、平成 32 年度（2020 年度）までに、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量を、平成 2 年度（1990 年度）からその 25%に相当する量を削減した量とすることを当面の目標とする。

(3) エネルギー供給事業者の責務（第 5 条）

本市の区域内にエネルギーを供給している事業者は、本市への情報の提供及び他の者の地球温暖化の防止に積極的な役割を果たす責務を有する。

(4) 本市による地球温暖化対策（第 10 条）

ア 本市が重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として、次のものを加える。

- (ア) 自動車等の共同使用を促進するための施策
- (イ) 森林の適切な保全及び整備並びに市内及びその近隣地域から産出する木材（以下「地域産木材」という。）その他の森林資源の利用を促進するための施策
- (ウ) 本市の区域内で生産された農林水産物（本市の区域内で製造された農林水産物の加工品を含む。以下同じ。）の積極的な消費その他の環境と調和のとれた食生活に関する啓発その他の施策
- (エ) 市街地における緑化及び農地の適切な保全を推進するための施策
- (オ) 廃棄物を処理する際に発生する熱その他のエネルギーを最大限に活用するための施策
- (カ) 事業者、市民及び環境保全活動団体が自主的に行う地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を、他の者が自らの温室効果ガスの削減の量とみなすことができるようにする取引を促進するための施策
- (キ) 地球温暖化の防止に寄与する研究開発の促進並びに環境産業の育成及び振興を図るための施策
- (ク) 地球温暖化の防止のための活動を促進するための人材の育成

イ 本市が率先して講じなければならない施策として、次のものを加える。

公共の用に供する施設等における再生可能エネルギーを利用するための設備（以下「再生可能エネルギー利用設備」という。）の設置、地域産木材の利用及び緑化の実施

(5) 事業者及び市民等の取組の拡充（第 11 条から第 21 条）

ア 事業者は、その従業員の通勤における自己の自動車等の使用を控えさせ、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して通勤させることを促進するための措置を講じるよう努めなければならない。

イ 事業者及び市民は、自己の自動車等の保有に代えて、自動車等を共同で使用するサービスの利用その他の方法により自動車等を使用するよう努めなければならない。

ウ 事業者及び市民は、自動車等の購入又は賃借（以下「購入等」という。）をしようとするときは、温室効果ガスを排出しない自動車等の購入等をするよう努めなければならない。

エ 事業者及び市民は、所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めなければならない。

オ 事業者及び市民は、本市の区域内で生産された農林水産物を優先的に消費するほか、環境と調和のとれた食生活を営むよう努めなければならない。

カ 毎月 16 日を環境に良いことをする日とし、本市、事業者、市民、環境保全活動団体、観光旅行者その他の滞在者は、環境に配慮した行動を率先して実行するよう努めなければならない。

(6) 特定事業者の義務（第 22 条及び第 23 条）

- ア 特定事業者(温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者をいう。以下同じ。)は、環境マネジメントシステムを導入し、推進しなければならない。
- イ 特定事業者は、新車の購入等をしようとするときは、温室効果ガスを排出しない自動車等の台数の新車の台数に対する割合が一定以上となるようにしなければならない。

(7) 自動車販売事業者の義務 (第 25 条)

自動車販売事業者は、新車を購入しようとする者に対し自動車環境情報を説明し、及び温室効果ガスを排出しない新車等の販売実績を市長へ報告しなければならない。

(8) 事業者排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減 (第 26 条から第 34 条)

ア 事業者排出量削減計画書の提出

計画期間(特定年度(平成 23 年度及び同年度から起算して 3 年度又は 3 の倍数を経過したごとの年度をいう。)以降の 8 年間をいう。以下同じ。)のいずれかの年度において特定事業者^{*}に該当することとなった事業者は、計画期間における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書(以下「事業者排出量削減計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

イ 事業者排出量削減計画書の評価

市長は、事業者排出量削減計画書の内容について評価を行い、公表しなければならない。

ウ 事業者排出量削減計画の推進

事業者排出量削減計画書を提出した特定事業者(以下「計画書提出特定事業者」という。)は、事業者排出量削減計画書に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減しなければならない。また、温室効果ガスの排出の量の削減について、自らの事業活動により削減する手段のほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策のうち自ら削減したものとみなす手段によることができる。

エ 事業者排出量削減報告書の提出

計画書提出特定事業者は、計画期間の各年度について、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量、削減するために実施した措置等を記載した報告書(以下「事業者排出量削減報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

オ 事業者排出量削減報告書の評価

市長は、事業者排出量削減報告書の内容について評価を行い、公表しなければならない。

カ 表彰

市長は、事業者排出量削減報告書に係る事項の評価の結果、削減目標の達成状況が特に優良であると認める特定事業者を表彰するものとする。

(9) 特定建築物における地域産木材の利用等 (第 40 条から第 43 条)

- ア 特定建築物^{*}の新築又は増築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、特定建築物に市長が定める量以上の地域産木材を利用しなければならない。
- イ 特定建築主は、特定建築物又はその敷地に、市長が定める基準に適合する再生可能

エネルギー利用設備を設置しなければならない。

※ 床面積の合計が 2,000 m²以上の新築、増築（増築は、当該増築部分の面積）を行う建築物

(10) 建築物環境配慮性能の表示（第 44 条から第 49 条）

ア 建築環境総合性能評価システムによる評価

特定建築主は、特定建築物について、建築環境総合性能評価システム（環境への配慮に係る建築物の性能を評価する制度のうち、市長が定めるものをいう。）による評価を行わなければならない。

イ 建築物環境配慮性能の表示

- (ア) 特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事の期間中、当該工事の現場の見やすい場所に、建築環境総合性能評価システムによる評価の結果（以下「建築物環境配慮性能」という。）の表示をしなければならない。
- (イ) 特定建築主は、新築等に係る特定建築物の販売の広告をするときは、当該広告に、建築物環境配慮性能の表示をしなければならない。
- (ウ) 特定建築主は、当該特定建築物を購入しようとする者に対し、建築物環境配慮性能を説明するよう努めなければならない。

(11) 緑化重点地区内の建築物に係る緑化等の義務（第 50 条から第 55 条）

緑化重点地区（都市緑地法第 4 条第 2 項第 3 号ホに規定する地区をいう。）において、その敷地が一定面積以上の建築物の新築又は改築をしようとする者は、当該建築物及びその敷地に緑化施設を設けなければならない。

(12) 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日（ただし、上記の(9)、(10)イ及び(11)の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。）

5 市会の動き

(1) 本会議

平成 21 年 10 月 2 日	代表質問	地球温暖化対策条例の見直し等
平成 21 年 12 月 1 日	代表質問	エネルギー政策の推進
平成 22 年 5 月 19 日	代表質問	地球温暖化対策条例の総括と改正に向けた決意
平成 22 年 9 月 30 日	代表質問	温室効果ガス削減に向けた取組
平成 22 年 10 月 1 日	代表質問	地球温暖化対策室職員の庁内公募 市が建築する建物における地球温暖化対策 地球温暖化対策の市民レベルでの取組

(2) 暮らし環境委員会

平成 22 年 4 月 20 日	「地球温暖化対策条例の改正及び新地球温暖化対策計画の策定に向けた「中間とりまとめ」について」の理事者報告及び質疑応答
平成 22 年 5 月 21 日	「京都市地球温暖化対策条例の改正等に向けた「中間取りまと

め」に関する市民，事業者との意見交換について」の理事者報告及び質疑応答

平成 22 年 7 月 20 日 「京都市地球温暖化対策条例改正骨子（案）について」の理事者報告及び質疑応答

平成 22 年 8 月 24 日 「京都市地球温暖化対策条例改正骨子（案）」に関するパブリックコメントの実施結果について」の理事者報告及び質疑応答

(3) 議案・審議結果

平成 22 年 9 月 29 日 京都市地球温暖化対策条例の全部を改正する条例の制定について全会一致で可決

第 6 京都市循環型社会推進基本計画「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」の策定について

1 はじめに

本市では、平成 15 年 12 月に「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略 21」を策定し、「明るい循環型都市・京都」の実現に向け取組を進めてきた。

平成 18 年に家庭ごみの有料指定袋制の導入，平成 19 年にプラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大などの取組を行い，その結果，計画の目標を上回るペースでごみの減量が進んでいた。

また，平成 21 年に京都市は，「環境モデル都市」に選定され，京都議定書誕生の地として先駆的な温室効果ガスの削減目標を設定し，低炭素社会づくりに向けた取組を展開する役割を担った。

国においても，「環境基本法」を頂点とする循環型社会形成推進のための法体系の充実・強化が図られ，平成 18 年には容器リサイクル法の改正，平成 19 年には食品リサイクル法の改正がなされ，ごみの発生源を断ち，ごみそのものを減らす動きが推進された。

また，循環型社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため，平成 20 年に第 2 次循環型社会形成推進基本計画の策定がなされ，その計画においては，環境保全を前提とした循環型社会の形成を軸に，低炭素社会，自然共生社会への取組との統合，地域ごとにものが循環する社会の構築が盛り込まれた。

これら本市のごみの現状や社会的な動向を受けて，本市では，ごみの衛生的な処理の観点だけではなく，更なるごみの減量や再資源化を通じ，循環型社会，低炭素社会を構築するために，ピーク時からのごみ量の半減を目指す挑戦的な目標を掲げ，市民や事業者と共にごみ減量や再資源化に取り組んでいくことを趣旨として，「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プランー京都市循環型社会推進基本計画（2009－2020）ー」を策定した。

2 「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プランー京都市循環型社会推進基本計画（2009－2020）ー」について

(1) 策定経過

平成 20 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市廃棄物減量等推進審議会に対し，「新京都市循環型社会推進基本計画の方向性及び新たな施策のあり方について」を諮問 ・ 同審議会に専門部会として「新京都市循環型社会推進基本計画策定に係る専門部会」を設置
-------------	--

平成 21 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> 「新京都市循環型社会推進計画（仮称）策定に向けた提言について中間まとめ」の公表 中間まとめの意見募集の実施（1 箇月間）
12 月	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会 3 回，審議会 1 回の開催を経て，新京都市循環型社会推進計画（仮称）策定に向けた提言についてのとりまとめ 審議会から市長に対して答申
平成 22 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> 審議会からの答申を受けて，京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）（案）の公表 本計画（案）に対するパブリックコメントの実施（1 箇月間）
3 月	「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プランー京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）ー」を公表

(2) 計画の内容

ア 計画の位置付け

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る「一般廃棄物処理基本計画」としての位置付けに加え，循環型社会，低炭素社会の構築を目指す計画として策定する。

イ 計画期間

平成 21 年度から平成 32 年度までの 12 年間とする。平成 27（2015）年度を中間目標年度とし，その 5 年後に当たる平成 32（2020）年度を最終目標年度とする。

ウ 基本理念

人々の生活に根づいた京都流の環境にやさしい暮らしや仕事のスタイルを生かし，京都のまちが持つ「市民力」や「地域力」を総結集して，「京（きょう）からみんなで環境にええことしましょ！」を合言葉に，「世界をリードする環境モデル都市・京都」の実現を目指す。

エ 取組目標

(ア) ごみ減量に向けた取組目標

ごみ減量に向けた取組目標は，「市受入量」，「再生利用率」，「処理処分量」，「最終処分量」の 4 項目を基本とする。

平成 32(2020)年度のごみ量をピーク時（平成 12（2000）年度，82 万トン）と比べて半分以下の 39 万トンとし，ごみが大幅に増える前の昭和 40(1960)年代と同等の水準まで減らす。

	平成 12 年度 （ごみ量のピーク）	平成 20 年度 （基準年度）	平成 32 年度 （目標年度）	基準年度比
市受入量	82 万 t	57 万 t	39 万 t	△32%
一人一日当たり排出量	1,530g	1,070g	750g	△320g
再生利用率	-	18%	31%	+13ポイント

市処理処分量	80 万 t	55 万 t	36 万 t	△35%
市最終処分量	16.5 万 t	9.2 万 t	2.8 万 t	△70%

注 平成 12 年度以前は、民間資源化量の推計を行っていない。

(イ) 循環型社会構築に向けた取組目標

循環型社会構築の進捗を図るため、いかに少ない資源で、「もの」や「サービス」を生み出すことができるかを示し、天然資源や資源循環の消費量と経済の関係を表す「資源生産性」を目標として設定する。

平成 17 年度の 42 万円/t を基準とし、更なる向上を目指す。

(ウ) 低炭素社会構築に向けた取組目標

低炭素社会構築に向けた取組目標については、ごみの焼却と施設・車両等のエネルギー消費を合わせた廃棄物処理事業全体での「温室効果ガスの排出量」と、ごみ発電やバイオガス発電によるエネルギー回収による「温室効果ガスの削減量」の目標数値をそれぞれ設定する。

	平成 12 年度	平成 20 年度 現在＝基準	平成 32 年度	基準年度比
温室効果ガス排出量	24 万 t	16 万 t	13 万 t	△19%
温室効果ガス削減量	1.1 万 t	2.2 万 t	2.5 万 t	+14%
差引排出量	23 万 t	14 万 t	10 万 t	

オ 目標達成のための三つの基本指針と九つの基本施策

「ごみの発生抑制（リデュース）、ものの再使用（リユース）」、この二つを合わせて「2R」と言い、排出されたごみを可能な限り再生利用する「再資源化（リサイクル）」、ここまでの過程全部を合わせて「3R」と言う。

この計画では、そもそもごみを出さない 2R に重点を置いた 3R の取組の展開とごみの適正処理、エネルギー回収の最大化を基本に、三つの基本方針と九つの基本施策をまとめ、基本施策の下には計 41 の推進項目を盛り込んでいる。

(ア) 基本方針 1 「そもそもごみを出さない」

～しまつの心を大切にしたい京都流のエコスタイルな暮らしによる
ごみ減量の推進～

a 基本施策 1-(1) すぐにごみになるものを「買わない・つぐらない」

推進項目

- ① ごみ減量推進会議や環境関連団体等の地域における活動と連携した「すぐにごみになるものを買わない、財布にも環境にもやさしい消費行動」の普及・拡大
- ② 「NO！レジ袋宣言」による市民、事業者と連携した本格的なレジ袋削減の取組の全市展開
- ③ 京都サンガ F.C. や NPO 等の市民団体、大学、企業などと連携したマイボトル・

マイ箸等の持参運動の全市展開

- ④ 家庭から出るごみの更なる削減に向けた有料指定袋の最大容量 45 リットル袋の廃止の検討
- ⑤ レジ袋削減協定のコンビニエンスストアやドラッグストアなどへの対象業種の拡大, 参加事業者の拡大による大幅なレジ袋の削減
- ⑥ 「ごみになるものをつくらない・売らない」エコビジネスモデルの普及・促進
- ⑦ 業種別の包装材の削減方法や削減率を定めたガイドラインの作成と徹底した指導
- ⑧ 生産, 流通, 販売の各段階における包装材の一定量の削減を義務付ける条例の検討

b 基本施策 1-(2) 事業所などから出るごみを減らす

推進項目

- ① 大規模小売店舗の出店計画時におけるごみ処理方法や資源化方法等の計画書提出の義務化
- ② チェーンストア等多量にごみを排出する事業所への減量指導範囲の拡大
- ③ 業者収集ごみの透明袋制の導入
- ④ 分別排出義務の明確化と収集運搬業者へのペナルティを含む指導の徹底
- ⑤ クリーンセンターにおける搬入監視の強化と分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒否の実施
- ⑥ 有料指定袋制度など事業者が排出するごみの量に応じて処理料金を負担し, 減量努力が反映される仕組みづくり
- ⑦ ごみの減量や再資源化を促す処理手数料の見直し
- ⑧ ごみ減量等に取り組む優良事業所の表彰

c 基本施策 1-(3) 分かりやすい情報提供と環境学習機会の拡大

推進項目

- ① ごみの減量方法等を分かりやすく掲載した総合環境情報誌の作成・全戸配布
- ② 地域ごとのごみの排出状況等の地域特性に応じた指導・啓発の推進
- ③ 子どもたちを指導する立場の先生や地域のリーダー等への理解の促進による指導者から子どもたちへ知識を伝える環境学習の展開
- ④ 業種別のきめ細かい取組方法などの事業者向けの情報提供の推進
- ⑤ 大学, 企業と連携した調査・研究と海外研修生の受入れなど技術提携の推進

(4) 基本方針 2 「ごみは資源, 可能な限りリサイクル」

～地域の特性を活かしたごみを資源に変えるリサイクルの推進～

a 基本施策 2-(1) 徹底した分別によるリサイクルの推進

推進項目

- ① 使用済みてんぷら油などの回収拠点拡大やコミュニティ回収の品目拡大など既存の資源回収の更なる充実

- ② 蛍光管や在宅医療廃棄物などの家庭から出る有害・危険物の回収
- ③ 排出時における不適正ごみへのシール貼付による指導啓発の徹底
- ④ 分別できていないマンションに対する分別義務の徹底と未分別ごみの受入拒否
- ⑤ 業者収集ごみの透明袋制の導入（再掲）
- ⑥ オフィス町内会などの小規模事業所が連携した効率的な資源回収の促進
- ⑦ 業種別のきめ細かい取組方法などの事業者向けの情報提供の推進（再掲）
- ⑧ 分別排出義務の明確化と収集運搬業者へのペナルティを含む指導の徹底（再掲）
- ⑨ クリーンセンターにおける搬入監視の強化と分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒否の実施（再掲）
- ⑩ 現行の容器包装リサイクル法の対象外となるプラスチック製品の再生利用に向けた新制度の創設（国への提言）
- ⑪ 拡大生産者責任をより重視した経費負担の枠組みづくり（国への提言）

b 基本施策 2-(2) 地域力を活かした地域密着型の取組の推進

推進項目

- ① 土・日も開設する「より近い・より便利な」常設の回収場所の設置・拡大
- ② 公共施設や民間商業施設における小型家電や携帯電話回収によるレアメタル等のリサイクルの推進
- ③ 地域ごとのごみの排出状況等の地域特性に応じた指導・啓発の推進（再掲）
- ④ 周辺地域における農家と連携した生ごみの堆肥化による地産地消のモデル地域の構築
- ⑤ 学校や公園の落ち葉、家庭からの生ごみなどの地域単位での堆肥化の促進

c 基本施策 2-(3) 「学生のまち、観光のまち」ならではの取組の推進

推進項目

- ① 学園祭や地域のイベント等のエコ化を推進することにより、次代を担う若者を中心とした更なる環境意識の向上を図るイベントグリーン要綱の策定
- ② 観光地に設置しているごみ容器への外国語やピクトグラム（絵文字）の標記
- ③ 宿泊施設等と連携した宿泊者に対する分別指導の推進

(ウ) 基本方針 3 「ごみは安全に処理して最大限活用」

～ごみの安心・安全な適正処理とエネルギー回収の最大化による温室効果ガスの削減～

a 基本施策 3-(1) ごみからのエネルギー回収の最大化

推進項目

- ① 南部クリーンセンター第 2 工場建替え時におけるバイオガス化施設の併設
- ② 市内に存在するバイオマス資源（間伐材、剪定枝、下水汚泥など）の総合的な利活用計画の策定とバイオガス化施設の社会実証の検討

b 基本施策 3-(2) 環境負荷を低減するごみの適正処理

推進項目

- ① 現行の 4 工場体制のクリーンセンターを 3 工場とするなど、経済性に配慮した長寿命化計画による施設の整備・運営
- ② 蛍光管や在宅医療廃棄物などの家庭から出る有害・危険物の回収（再掲）
- ③ ごみの焼却灰に含まれる金属の回収及びレアメタルの含有調査

c 基本施策 3-(3) 市民の安心・安全とまちの美化の推進

推進項目

- ① 「京都市災害廃棄物処理計画」や対応マニュアルの点検・見直し
- ② 地域住民や警察等の関係機関との連携による不法投棄対策とまちの美化の推進

カ 基本施策を推進するための五つの重点戦略

本市の現状から浮かび上がった課題に対応するため、五つの方策を「重点戦略」として掲げ、複数の推進項目を融合し、強力で推進する。

(ア) 包装材削減推進京都モデル

家庭ごみのうち、重量で約 20%、容積で約 60%を占める容器包装材の削減は、ごみ減量、温室効果ガス排出抑制の一つの切り札とも言える。

流通～消費段階の「NO！レジ袋宣言」はもとより、生産段階にまで踏み込んで、「ごみにならないものづくり」を京都から発信する。

(イ) 事業ごみの減量対策

事業活動から排出される「事業ごみ」は、家庭ごみと比べると、更なる減量の余地がある。

透明袋以外で排出されたごみは、クリーンセンターでの受け入れを拒否するほか、排出事業者への指導の強化、民間資源化施設への誘導を図るための処理料金の値上げなど、経済的・規制的な手法を用いながら、ごみの減量、リサイクルを強力で推進する。

(ウ) イベント等のエコ化の推進

豊かな自然と悠久の歴史を有する京都には、年間を通じて、国内外から多くの観光客が訪れる。

リユース食器の使用や、ごみの徹底的な資源化を進める「イベントグリーン要綱」を策定し、イベント会場や観光地などに段階的に適用範囲を拡大していくことにより、入洛客を通じて、「DO YOU KYOTO?」のメッセージを国内外に発信する。

(エ) 多様な資源ごみの回収の仕組みづくり

ごみの減量に取り組んでも、なお、出てくるごみについては、市民ぐるみ、地域ぐるみでリサイクルを進めていく。

これまでの、市の収集車による資源ごみの回収や、拠点回収に加えて、地域の協力をいただきながら、身近な場所に多様な資源物の回収場所を設ける。

さらに、土曜日や日曜日にも利用できるようにすることによって、市民の自主的な取組をサポートする。

(オ) バイオマスの利活用

生ごみや再資源化できない紙類を資源として有効に活用するため、バイオガスによるエネルギー回収を行う。

また、学校や公園の落ち葉、家庭からの生ごみなどの地域単位での堆肥化を促進するとともに、周辺地域では、農家と連携した生ごみの堆肥化による地産地消の取組を行うなど、地域特性に合わせたバイオマスの利活用を推進する。

さらに、周辺部に豊かな森林資源を有する本市には、間伐材や剪定枝など、多くの未利用のバイオマスを有するという特性がある。こうしたものを資源として総合的に利活用する計画を策定し、先進的な取組を推進することにより、環境モデル都市として今後も全国を先導していく。

キ ごみ処理の基本的な考え方

ごみの中には、もう一度資源として利用できる資源化可能なごみが多く含まれている。これらの資源化可能なごみは、京都市が集めるほかに、地域でのコミュニティ回収、拠点や家電メーカーの回収などにより、それぞれ再資源化されている。

しかし、現在の燃やすごみの中身を見ると、資源化可能なごみ（プラスチック製容器包装等）が約 2 割も含まれており、更なる資源化可能物の分別徹底が必要である。

また、これまで資源化の方法がなかった小型の家電機器などを新たに分別することでレアメタルの回収を行う。

最後に残った資源化が困難なごみは、ごみ発電とバイオガス化の併用により、エネルギー回収の最大化と温室効果ガス排出の最小化を目指す。

ク 施設整備計画

更なるごみの減量や再資源化により、次の三つの項目を実現する。

- ・ 平成 25 年度当初には、クリーンセンターの 4 工場体制から 3 工場体制を実現
- ・ 東部山間埋立処分地を 70 年以上使用可能
- ・ 南部クリーンセンター第 2 工場にバイオガス化施設を併設

ケ 計画の推進

「市民や事業者はもとより、京都のまちで活躍する関連団体、学生や観光客とも連携を深め、オール京都の取組を展開」する。

また、進捗管理については、ごみ処理コストなど、ごみに関する情報を分かりやすく誰でも入手しやすい方法で公表していくなど、情報の「見える化」を推進する。

3 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

(1) 経過

基本計画において、「平成 32 年度のごみ量を平成 12 年度（ピーク時）と比べて半減させる」という目標を掲げている。

この目標達成のため、同プランでは重点戦略の一つとして「事業ごみの減量対策」を位置付け、推進項目として「大規模小売店舗の出店計画時におけるごみ処理方法や資源化方法等の計画書提出の義務化」及び「チェーンストア等多量にごみを排出する

事業所への減量指導範囲の拡大」を掲げており、これを具体化するために、平成 22 年 7 月 1 日～30 日にかけての市民意見募集を経て、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例」案が 9 月 15 日に提案された。

(2) 条例改正の概要

ア 事業用大規模建築物新築時の事業系廃棄物の減量計画書制度の創設

事業の用に供する大規模な建築物の新築等をしようとする者で市長が定めるもの（事業用大規模建築物建築主）は、当該建築物における事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に届け出なければならないこととする。

(7) 対象者

事業の用に供する建築物であって一定規模以上のものを新築（建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより事業用大規模建築物とすることを含む。）、増築、改築又は移転しようとする者を対象とする。

(4) 義務付けの内容

新築等に係る建築物において行うことが予定される事業の内容、当該建築物から排出される事業系廃棄物の種類、発生量の見込み、再生利用の方策に関する事項等を定めた事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、確認申請等の前に市長に届け出なければならないこととする。

イ 特定食品関連事業者への事業系廃棄物の減量計画書制度の対象拡大

事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者で市長が定めるもの（特定食品関連事業者）は、事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に届け出なければならないこととする。

(7) 対象者

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する食品関連事業者である、食品の製造・加工等を行う事業者、食品販売を行う事業者、飲食店、ホテル・旅館及び結婚式場などの飲食物を提供する事業者で、同一の商号、商標その他の表示を使用する全ての加盟業者及び親業者の本市の区域内に存する店舗等の床面積の合計が一定規模以上のものを対象とする。

(4) 義務付けの内容

特定食品関連事業者に対して、事業系廃棄物の減量を図ることを義務付けるとともに、毎年 1 回、事業系廃棄物の減量を組織的に行うための基本方針、店舗等から排出される事業系廃棄物の種類、発生量の見込み、再生利用の方策等に関する事項等を定めた事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に届け出なければならないこととする。

ウ 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日

4 市会の動き

(1) 本会議

平成 21 年 10 月 1 日 代表質問 循環型社会推進基本計画の見直し

平成 22 年 2 月 23 日 代表質疑 循環型社会推進基本計画

(2) 暮らし環境委員会

平成 21 年 7 月 7 日 「「新京都市循環型社会推進基本計画（仮称）策定に向けた提言について」中間まとめ」の理事者報告及び質疑応答

平成 22 年 2 月 9 日 「「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン(案)ー京都市循環型社会推進基本計画(2009ー2020)ー」について」の理事者報告及び質疑応答

3 月 11 日 「「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン(案)」への意見募集の状況について」の理事者報告及び質疑応答

7 月 20 日 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に関するパブリックコメントの実施について」の理事者報告及び質疑応答

8 月 24 日 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部改正に関するパブリックコメントの結果の理事者報告及び質疑応答

(3) 議案・審議結果

平成 22 年 10 月 28 日 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，賛成多数で原案を可決

第 7 はばたけ未来へ！ ^{みやこ}京プラン（京都市基本計画）の策定について

1 はじめに

21 世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想である「京都市基本構想」を具体化する第 2 期の基本計画として「はばたけ未来へ！ ^{みやこ}京プラン」が、市会の議決を経て策定された。

本計画は、地方自治法第 96 条第 2 項に基づき制定された京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例第 2 条の規定により、市会の議決に付すべき事件とされており、同条例に基づき、市会の議決に付されることとなった初めての案件である。

2 計画の概要

(1) 計画の名称

はばたけ未来へ！ ^{みやこ}京プラン（京都市基本計画）

(2) 計画期間

平成 23（2011）年度から 10 年間

(3) 計画の位置付け

- ・ 京都市基本構想に基づく第 2 期の基本計画
- ・ 単なる「行政計画」ではなく、市民と行政が共に汗を流して協働する「共汗型計画」
- ・ 政策の優先順位を明確にし、目標への筋道を示す「戦略的な計画」

(4) 計画の背景

- ・ 人口減少と少子高齢化
- ・ 地球温暖化の加速
- ・ グローバル化の進展
- ・ 低経済成長と厳しい京都市財政

(5) 都市経営の理念

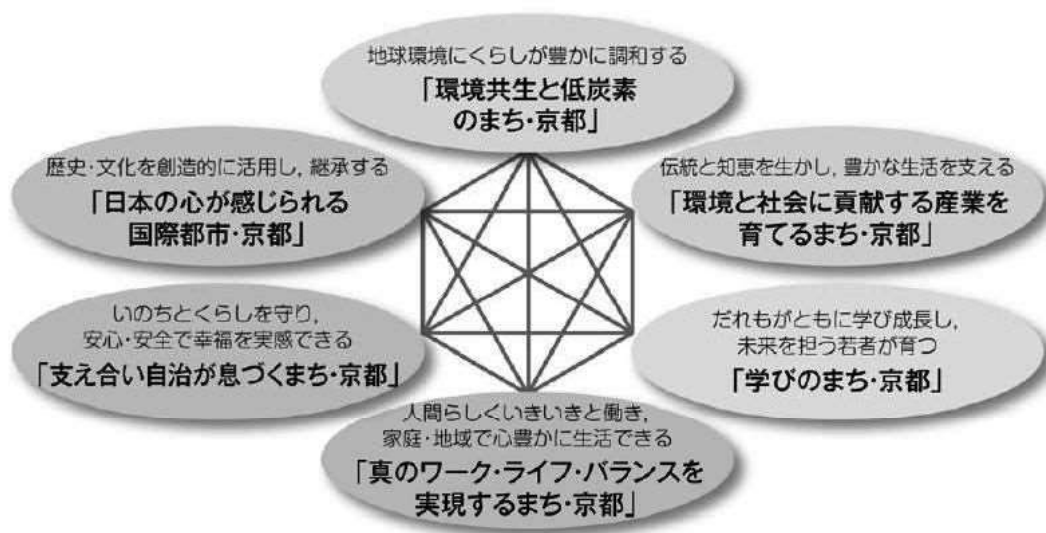
生活者を基点に、参加と協働で地域主権時代を切り拓く

地域主権時代の都市経営のあるべき姿は、国の権限と財源の基礎自治体への移譲にとどまることなく、自治体とその主人公たるべき市民が自治意識を共有し、実践する、参加と協働による市政運営とまちづくりを実現することである。

財政問題や少子高齢化、地球環境問題など深刻な課題が多くあるが、私たち京都市民は、ポジティブ（未来志向）な発想と行動で乗り越え、長年にわたり育んできた美意識や得意技を生かして、生活者を基点とした未来像を共有し、参加と協働で実現への道筋を見出し、共に汗を流して希望の持てる未来を切りひらく。

(6) 京都の未来像

都市経営の理念に基づき、10 年後に目指すべき京都の姿として六つの未来像を記載。



(7) 重点戦略

<重点戦略とは>

- ① 未来像を実現するために、特に優先的に取り組むべき政策
- ② 「京都らしさ、独自性」といった都市特性や強みを生かす政策
- ③ 行政だけでなく、市民や企業と「共汗」して推進する政策
- ④ 単一分野だけでなく、複数の行政分野を「融合」した政策

<11の重点戦略>

- ・ 市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する「低炭素・循環型まちづくり戦略」
- ・ ひとと公共交通を優先する「歩いて楽しいまち・京都戦略」
- ・ 歴史都市の品格と魅力が国内外の人々を魅了する「歴史・文化都市創生戦略」
- ・ 魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす「個性と活力あふれるまちづくり戦略」
- ・ 世界が共感する「旅の本質を追求する観光戦略」
- ・ 京都の知恵や価値観を生かした「新産業創造戦略」
- ・ 夢と希望が持てる「未来の担い手育成戦略」
- ・ 子どもと親と地域の笑顔があふれる「子どもを共に育む戦略」
- ・ 仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス戦略」
- ・ 誰もが参加したくなる「地域コミュニティ活性化戦略」
- ・ 安心・安全と生きがいを実感できる「いのちと暮らしを守る戦略」

(8) 政策の体系

「うるおい」、「活性化」、「すこやか」、「まちづくり」の四つの章立てで、27 の政策

分野それぞれについて、以下の項目を記載している。

- ア キャッチフレーズ
- イ 基本方針
- ウ 現状・課題
- エ 関連データ
- オ みんなでめざす 10 年後の姿
- カ 市民と行政の役割分担と共汗
- キ 推進施策

政策分野と推進施策については、別紙参照。

(9) 行政経営の大綱

以下のとおり、基本計画を進めていくための基盤となる行政経営の方針を定め、取組を進めていく。

- ア 参加と協働による市政とまちづくりの推進
- イ 情報の公開・共有と行政評価の推進
- ウ 持続可能な行財政の確立
- エ 一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と人材の育成、市役所庁舎の整備

(10) 計画の推進

本計画に掲げた政策の着実な推進に向けて以下の取組を行う。

ア 計画に掲げた政策の推進

- (ア) 「実施計画」の策定、推進
- (イ) 「各区基本計画」、「都市計画マスタープラン」等との連携

イ 計画に掲げた政策の点検

- (ア) 政策評価制度の実施
- (イ) 点検委員会の設置
- (ウ) 実施状況の報告、公表

ウ 国や関係自治体との連携

3 策定の経過

- 平成 19 年 6 月 京都市基本計画点検委員会設置（～12 月）
- 平成 20 年 9 月 次期京都市基本計画策定支援プロジェクトチーム設置（～23 年 3 月）
- 10 月 未来の京都創造研究会設置（～21 年 8 月）
- 11 月 18 歳以上の市民 1 万 2 千人にアンケート調査を実施（～12 月）
- 平成 21 年 5 月 未来の京都創造研究会からの中間報告の提出
- 若者提案事業「私と京都のマニフェスト」、「^{みやこ}京・未来予想図」（～7 月）
- 6 月 京都市基本計画審議会委員公募（～7 月）
- 7 月 京都市基本計画策定推進本部設置（～11 月）

- きょうと絵画・絵日記・ポスター募集（～10月）
- 8月 未来の京都創造研究会からの最終報告の提出
職員提案募集（～9月）
- 9月 未来の担い手・若者会議U35設置
- 10月 京都市基本計画審議会設置（～平成22年11月）
- 11月 未来の担い手・若者会議U35から若者提案（中間）
- 12月 未来の担い手・若者会議U35から若者提案（最終）
- 平成22年5月 京都市基本計画第1次案に対する意見募集（パブリック・コメント）、
基本計画の名称募集（～6月）
「どうすんねん京都！？次期京都市基本計画シンポジウム」開催
市政に関係する団体からの意見聴取（～6月）
関係行政機関等からの意見聴取（～9月）
- 9月 京都市基本計画第2次案に対する意見募集（パブリック・コメント）
- 11月 京都市基本計画審議会からの基本計画案の答申
京都市基本計画案の決定
- 12月 「はばたけ未来へ！^{みやこ}京プラン（京都市基本計画）」の議決

4 市会の動き

本計画の審査に当たっては、市政全般にわたる総合計画を定める特に重要な議案であることから、「京都市基本計画審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、集中的に審査を行った。

(1) 本会議

- 平成20年5月22日 代表質疑 今後の基本計画について
- 平成20年9月8日 代表質問 各区基本構想と新京都市基本計画について
- 平成21年5月29日 「京都市基本計画審議会条例の制定について」を全会一致で
可決
- 平成22年2月24日 代表質疑 市長就任2年間の所感と今後の市政運営について
- 平成22年9月30日 代表質問 次期京都市基本計画の策定と人口減少について
- 平成22年11月18日 「京都市基本計画の策定について」が提出
- 平成22年11月24日 「京都市基本計画の策定について」を京都市基本計画審査特
別委員会に付託
- 平成22年12月10日 「京都市基本計画の策定について」を賛成多数で可決

(2) 経済総務委員会

- 平成21年5月22日 付託議案審査「京都市基本計画審議会条例の制定について」
- 平成21年5月28日 付託議案審査「京都市基本計画審議会条例の制定について」
- 平成21年9月18日 次期京都市基本計画策定方針等についての理事者報告及び質
疑応答

平成 22 年 5 月 21 日 京都市基本計画第 1 次案についての理事者報告及び質疑応答

平成 22 年 9 月 6 日 京都市基本計画第 2 次案についての理事者報告及び質疑応答

(3) 京都市基本計画審査特別委員会

平成 22 年 11 月 29 日, 30 日, 12 月 1 日, 6 日, 9 日

付託議案審査「京都市基本計画の策定について」

別紙 27 の政策分野及び推進施策

うるおい

政策分野 1 環境

推進施策

- 1 自然環境とくらしを気遣う環境の保全
 - (1) 自然環境, 生活環境の保全
 - (2) 環境学習の推進
- 2 低炭素型のくらしやまちづくりの実現
 - (1) 低炭素型まちづくりの推進
 - (2) 再生可能エネルギー資源活用の推進
 - (3) 「京都流ライフスタイル」の定着
- 3 ごみを出さない循環型社会の構築
 - (1) 発生抑制, 再利用 (2R) の推進
 - (2) リサイクルの推進
 - (3) 適正処理とエネルギー回収の最大化

政策分野 2 人権・男女共同参画

推進施策

- 1 すべてのひとの人権を尊重する人権文化の構築
- 2 人権尊重の理念を自主的な行動につなげる取組の推進
- 3 すべての市民がいきいきと活動できる取組の推進
- 4 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

政策分野 3 青少年の成長と参加

推進施策

- 1 青少年の自主的な活動の促進
 - (1) 青少年の生き方デザイン (自分づくり) の支援
 - (2) 青少年の社会参加・社会形成活動の促進
- 2 課題に直面する青少年の総合的支援の推進
- 3 青少年の成長を支援する環境づくり

政策分野 4 市民生活とコミュニティ

推進施策

- 1 いきいきと活動する地域コミュニティづくり

- 2 すべての市民活動団体の活性化
- 3 地域コミュニティと京都市との新しいパートナーシップ

政策分野 5 市民生活の安全

推進施策

- 1 生活安全（防犯・事故防止）の推進
 - (1) 犯罪の芽を摘み取る取組の推進
 - (2) 事故の発生を未然に防止する取組の推進
 - (3) 地域の連携ネットワークへの支援
 - (4) 関係機関の連携の強化
- 2 消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援
 - (1) 消費者被害の救済及び防止
 - (2) 消費者の自立支援

政策分野 6 文化

推進施策

- 1 すべての市民が京都のまちを支え、かつ誇りにできる文化芸術創造のまちづくり
 - (1) 多彩な文化芸術に親しみ、創造的な活動ができる環境づくり
 - (2) 優れた文化芸術を通じた子どもたちの感性と表現力の向上
 - (3) 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進
- 2 歴史に培われた和の文化の継承と新たな創造活動の支援
 - (1) 伝統的な文化芸術の保存と継承
 - (2) 新たな文化芸術を創出する場づくりとひとづくり
- 3 世界的な交流を視野に入れた文化芸術環境の向上
 - (1) 文化芸術の交流の促進
 - (2) 文化芸術環境の向上
- 4 かけがえのない文化財の保護、活用と伝承
 - (1) 文化財の保護、活用
 - (2) 文化財にかかわる多様な人材の育成

政策分野 7 スポーツ

推進施策

- 1 それぞれの年齢や個性、環境に応じてスポーツやレクリエーションを楽しんでいるまちづくり（「するスポーツ」）
 - (1) 施設の効果的・効率的な整備
 - (2) スポーツをみずから楽しむ機会の提供
 - (3) スポーツやレクリエーション活動を支える人材の育成

- 2 トップレベルのスポーツに身近に触れられているまちづくり（「みるスポーツ」）
 - (1) 競技環境と観戦環境の充実
 - (2) 総合スポーツイベントなどの開催
 - (3) 競技スポーツへの支援とその魅力の活用
- 3 多様なスポーツ活動を支え合っているまちづくり（「支えるスポーツ」）
 - (1) だれもが利用しやすい施設の提供
 - (2) スポーツを支えるしくみづくり
 - (3) スポーツを支える組織の人材の確保・育成

活性化

政策分野 8 産業・商業

推進施策

- 1 多様で活力ある中小・ベンチャー企業の育成と発展支援
- 2 産学公の連携による新産業の育成・振興と新事業の創出
- 3 京都の強みを生かした事業環境の整備
- 4 伝統産業の活性化と新たな展開の推進
- 5 地域の特性に応じた商業振興
- 6 ソーシャルビジネス（社会的企業）への支援
- 7 市民に安心していただける流通体制の強化
- 8 雇用の維持・確保と新たな雇用創出に向けた取組の推進

政策分野 9 観光

推進施策

- 1 観光スタイルの質の向上
 - (1) 滞在・宿泊型観光の推進
 - (2) 環境にやさしい歩く観光の推進
 - (3) ほんものとふれあう観光の推進
- 2 観光都市としての質の向上
 - (1) 快適な受入環境の整備
 - (2) 新たな京都ファンづくり
 - (3) 市民が存在感を発揮する観光都市の実現
 - (4) 国内外への効果的な魅力発信
- 3 国際 MICE 都市～国際会議、企業研修旅行、イベント等による国際集客都市～への飛躍

政策分野 10 農林業

推進施策

- 1 産業として魅力ある農林業の構築と担い手の育成
 - (1) 農林業経営の安定と向上
 - (2) 農林業と他産業との連携
 - (3) 地産地消の推進
 - (4) 多様な担い手の育成
- 2 環境や社会に貢献できる農林業の育成
 - (1) 環境を創造する農林業の推進
 - (2) 農林業のもつ多面的機能を生かした地域づくり・ひとづくり
- 3 市民との共汗で築く農林業
 - (1) モデルフォレスト運動など市民と連携した農地・森林の保全
 - (2) 学校教育等との連携による農林業の推進

政策分野 11 大学

推進施策

- 1 京都で学び、住み続けたい「大学のまち」の実現
 - (1) 大学連携の力を生かした「学びの環境」の充実
 - (2) 「大学のまち」の推進のための大学への支援
- 2 大学の国際化に向けた人材育成と留学生等の受入拡大
- 3 学生のパワーで活気あふれる「学生のまち」の実現
- 4 産業の振興と大学教育の充実に向けた産学公地域連携の推進
 - (1) 産業の振興による学生の雇用の創出
 - (2) 大学教育の充実につながる大学と地域との連携の強化

政策分野 12 国際化

推進施策

- 1 世界中のひとびとを引き寄せる京都の魅力の向上と発信
- 2 市民主体の国際交流・国際協力の推進
- 3 外国籍市民等がくらしやすく、活躍できる多文化が息づくまちづくりの推進

すこやか

政策分野 13 子育て支援

～市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもを共に育むまちづくりを進める～

推進施策

- 1 市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり
 - (1) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の推進

- (2) 子育て支援ネットワークの充実
- 2 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり
 - (1) 児童虐待対策の推進
 - (2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもへの支援
 - (3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉
- 3 次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり
 - (1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり
 - (2) 子どもの生活環境の整備と安全な生活が確保されるまちづくり
 - (3) 子育て家庭への経済的支援
 - (4) 安心して子育てできる保育サービス等の充実
 - (5) ひとり親家庭の自立促進
- 4 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり
 - (1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり
 - (2) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援
 - (3) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実
- 5 子どもの健全育成のための環境づくり，放課後の子どもたちの居場所づくり

政策分野 14 障害者福祉

推進施策

- 1 お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくり
 - (1) 個人の尊厳を重んじる市民意識の向上と権利擁護の推進
 - (2) 積極的に社会参加できる社会環境づくりの推進
 - (3) 情報・コミュニケーション支援と相談支援の強化
- 2 自立した地域生活への移行促進
 - (1) 安心して地域でくらすための保健医療の充実
 - (2) 地域生活への支援の拡充
- 3 生きがいをもって働くことができる社会づくり
 - (1) 就労支援の推進
 - (2) 雇用促進の環境づくり
- 4 生活しやすい社会環境の整備

政策分野 15 地域福祉

推進施策

- 1 地域の福祉ニーズの把握
 - (1) ネットワークの強化
 - (2) 福祉サービスの適切な運用
- 2 地域におけるつながりの構築

- (1) 担い手の育成
- (2) 住民主体の取組の拡大
- 3 関係者の連携・協働の推進
 - (1) 「大学のまち京都」ならではの地域福祉の展開
 - (2) 住民の権利保障・擁護のしくみづくり
- 4 地域福祉を通じた安心・安全のまちづくり
 - (1) 災害時における取組の支援
 - (2) 円滑な地域福祉活動のための支援

政策分野 16 高齢者福祉

推進施策

- 1 高齢者の尊厳を保つ社会の構築
 - (1) 世代を越えて支え合う意識の共有
 - (2) 高齢者に対する権利擁護の推進
- 2 活力ある長寿社会の実現
 - (1) 高齢者の生きがいがづくり及び就労の推進
 - (2) 自主的な介護予防の取組の推進
- 3 高齢者を支えるネットワークの推進
 - (1) 高齢者を地域で見守るネットワークの推進
 - (2) 地域包括ケアシステムの構築
- 4 介護サービスの充実による豊かな生活の実現
- 5 魅力ある介護現場の実現

政策分野 17 保健衛生・医療

推進施策

- 1 市民の健康づくり活動の推進
 - (1) 市民の自主的な身体活動・運動の普及
 - (2) 生涯を通じた口腔ケアによる健康づくり
 - (3) 健全な食生活の実践と地域が主体となった食育活動による健康づくりの推進
 - (4) こころの健康づくりをはじめとする自殺総合対策の推進
- 2 保健医療サービスの充実
 - (1) 医療の高度化に対応した専門的な人材の養成・確保
 - (2) ニーズの多様化・高度化に対応した保健医療サービスの充実
 - (3) 市立病院及び市立京北病院による充実した医療サービスの提供
- 3 食や生活環境の安全・安心の確保
 - (1) 食の安全・安心の確保

- (2) 衛生的で文化的な生活環境の確保
- (3) 「たばこの煙完全ガード社会」の構築
- 4 健康危機に対する安全・安心の確保

政策分野 18 学校教育

推進施策

- 1 市民ぐるみの教育の推進
 - (1) 開かれた学校づくりと地域ぐるみの教育
 - (2) 大学、産業界、NPO 等の幅広い参画を得た学校教育の推進
- 2 子どもたちに「生きる力」を育む教育の推進
 - (1) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を図る教育の推進
 - (2) 規範意識の醸成と人権教育の推進
 - (3) 心身の健康と望ましい生活習慣の確立に向けた取組の充実
 - (4) 「環境モデル都市・京都」を担う子どもたちの育成
 - (5) 総合育成支援教育の充実
- 3 教職員の資質・指導力の向上
 - (1) 教員養成から採用、研修まで一貫したシステムの構築
 - (2) 教職員評価システムの実施と評価の活用
- 4 新しい学習環境づくり
 - (1) 学校施設の環境対応とバリアフリー化
 - (2) 自然とふれあえる野外活動の充実

政策分野 19 生涯学習

推進施策

- 1 市民だれもが参加できる「学びのネットワーク」の拡充
 - (1) ひとりひとりが学び続けるまちづくり
 - (2) 京都ならではの学びの発掘・発信
 - (3) 生活のあらゆる場面で役立つ図書館機能の充実
 - (4) 学びの拠点としての学校施設をはじめ、多彩な生涯学習機関の活用
- 2 学びが社会に還元されるしくみづくり
 - (1) 学びで進めるまちづくり
 - (2) 学びで深める地域の絆
- 3 子どもを共に育む気運づくり
 - (1) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の推進
 - (2) まち全体をまなびやに 大人みんなが先生に
 - (3) すべての家庭にしっかり届ける家庭教育支援

まちづくり

政策分野 20 歩くまち

推進施策

- 1 世界トップレベルの使いやすさをめざした公共交通の再編強化
- 2 歩く魅力を最大限に味わえるような歩行者優先のまちづくり
- 3 歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルへの転換（「スローライフ京都」プロジェクト大作戦）
- 4 地下鉄の魅力向上とまちづくりへのさらなる活用
- 5 歩行者と共存可能な自転車利用の促進

政策分野 21 土地利用と都市機能配置

推進施策

- 1 便利でくらしやすい生活圏づくり
- 2 商業・業務機能が集積したにぎわいのある魅力的なまちづくり
- 3 創造を続ける南部地域のまちづくり
- 4 市内各地における個性豊かで魅力的なまちづくり
- 5 まちづくりを支えるしくみづくり

政策分野 22 景観

推進施策

- 1 山紫水明の自然景観の保全
- 2 品格のある市街地景観の形成
- 3 歴史的な町並みや京町家等の保全
- 4 無電柱化等による魅力あふれる道路空間の創出
- 5 市民とともに推進する景観まちづくり

政策分野 23 建築物

推進施策

- 1 安全な新築建築物の供給
- 2 既存建築物の安全性の向上
- 3 細街路対策による災害に強いまちづくり
- 4 環境に配慮され、だれもが使いやすい建築物の誘導
- 5 公共建築物の先導的整備

政策分野 24 住宅

推進施策

- 1 京都らしいすまい方の継承
- 2 住宅ストックの良質化のための適正な維持管理や更新の支援
- 3 既存住宅の流通活性化のための条件整備
- 4 住宅・住環境の安全性の向上
- 5 重層的な住宅セーフティネット（安全網）の構築
- 6 中・大規模の市営住宅団地のマネジメント

政策分野 25 道と緑

推進施策

- 1 幹線道路ネットワークの充実
- 2 健やかな生活が実感できる緑化の推進
- 3 都市活動を支える社会資本の維持管理
- 4 まちのにぎわいと潤いを創出する市街地環境の整備

政策分野 26 消防・防災

推進施策

- 1 火災を未然に防止して市民のいのちと暮らしと財産を守る予防消防の推進
- 2 あらゆる災害による被害を最小限に抑える消防活動体制の充実強化
- 3 市民への応急手当の普及啓発と救急体制の充実による救命効果の向上
- 4 地域の災害対応力の向上をはじめとする防災危機管理体制の充実

政策分野 27 暮らしの水

推進施策

- 1 安全・安心な水道・下水道の構築
- 2 環境負荷の少ない水道・下水道の構築
- 3 水道・下水道の機能維持・向上
- 4 市民ニーズに対応した上下水道サービスの推進
- 5 上下水道事業の経営基盤の強化・安定
- 6 水辺環境の整備
- 7 水共生の取組の推進

第 8 未来・京都観光振興計画 2010⁺⁵の策定について

1 はじめに

本市では、「年間入浴観光客 5000 万人構想」の実現を目指すために策定した、「京都市観光振興推進計画」（おこしやすプラン 21）・「新京都市観光振興推進計画～ゆとり うるおい 新おこしやすプラン 21～」に基づき観光振興を推進してきた。

平成 20 年に「5000 万人観光都市」を実現したことにより、新たな京都観光の姿と、それを実現するための道筋を明らかにし、京都観光を更に高めるための羅針盤として「未来・京都観光振興計画 2010⁺⁵」を策定した。また、同時に、従来の国際コンベンション誘致に加え、企業研修旅行やイベントなどの誘致を戦略的に進めるため、全国の自治体では初となる「京都市 M I C E 戦略」を策定した。

2 未来・京都観光振興計画 2010⁺⁵

(1) 計画の名称

未来・京都観光振興計画 2010⁺⁵

いよいよ旅の本質へ — 7つのプロジェクト、動く。

(2) 計画期間

平成 22 年から平成 26 年まで（5 年間）

(3) 計画の概要

ア 京都観光が目指す姿

「いよいよ旅の本質へ ～世界が共感する観光都市～」

「量の確保」と併せて「質の向上」を図る。

イ 7つのプロジェクトと主な推進事業

「観光スタイルの質」及び「観光都市としての質」を高める七つのプロジェクトを設定し、それぞれ推進事業を掲げている。

プロジェクトと推進事業のうち優先度の高い重点事業は、次のとおり。

(ア) 「暮らすように旅する」プロジェクト <滞在・宿泊型観光の推進> 【重点】

- ・ 「京の朝」の魅力を堪能できる観光の推進
- ・ 和風旅館の魅力向上
- ・ 世界的な知名度の高いホテルの誘致
- ・ 京町家など京都の魅力を生かした宿泊施設の活用
- ・ 京都の魅力を体感できる長期滞在メニューの開発
- ・ 京料理や散策を組み合わせたヘルスツーリズムの推進

(イ) 「歩いてこそ京都」プロジェクト <環境にやさしい歩く観光の推進> 【重点】

- ・ 「歩いて楽しいまち・京都」観光案内標識アップグレード
- ・ 「手荷物キャリー・一時預かりサービス」の拡充

- ・ 京都市内共通乗車券「京都カード（仮称）」の創設
 - ・ 「京都一周トレイル」を活用した新事業の展開
 - ・ 観光客向けのエコ化の推進
 - ・ 環境をテーマにした観光コースの充実
- (ウ) 「市民の京都再発見」プロジェクト <京都人を京都ファンに、京都の達人にする> 【重点】
- ・ 小・中学生が京都の歴史や文化に触れる機会の創出
 - ・ 「京都観光副読本」の発行
 - ・ 市民による京都の魅力体験の仕組みづくり
 - ・ 「京都観光サポーター制度」の構築
- (エ) 「心で“みる”京都」プロジェクト <ほんものと「ふれあう観光」の推進> 【重点】
- ・ 「京の七夕」事業の実施
 - ・ 「京の食文化」を楽しむ観光の推進・発信
 - ・ 映画文化や映画産業と連携した「映画のまち・京都」ならではの取組の充実
 - ・ 農村体験を通じた観光
 - ・ 「新景観政策」の推進
 - ・ 世界文化遺産の拡大に向けた調査・検討
 - ・ 京都の優れた資産を保全・活用するための登録制度の構築
- (オ) 「観光客の不満をゼロに」プロジェクト
- ・ パークアンドライドの通年実施
 - ・ 観光客の交通行動の変化を促すコミュニケーションを中心とした施策（モビリティ・マネジメント施策）の実施
 - ・ 京都駅南口駅前広場の整備
 - ・ 京都へのアクセスの向上
 - ・ 京都総合観光案内所における観光案内の充実
 - ・ ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ機能の充実
 - ・ 観光地のトイレの充実と美化の推進
 - ・ 無電柱化の推進
- (カ) 「新たな京都ファン獲得」プロジェクト
- ・ 梅小路公園の再整備
 - ・ 専門学校等の教育旅行や大学の研修旅行の誘致
 - ・ 「和の文化」を習得する事業の実施
 - ・ ラグジュアリー層（注）向けのコンテンツの創出
- （注） 経済力があるだけでなく、文化的素養が高く、京都が持つ奥深い魅力への興味・関心が高い層
- ・ ビジネス客向けコンテンツの充実と情報発信

(キ) 「京都の魅力うまく伝える」プロジェクト

- ・ 外国人観光客向けウェブサイトの 8 言語化と市場ニーズに対応した情報発信
- ・ 修学旅行生、外国人観光客向け食事情報・食文化の発信
- ・ 夏や冬における京都ならではの魅力を活用したプロモーションの強化
- ・ ラグジュアリー層に対する誘致の強化

ウ 特性に応じたおもてなし戦略

特に戦略的なおもてなしが求められる観光客の特性に応じて、七つのプロジェクトを再構成して示している。

- ・ 修学旅行生
- ・ 熟年世代
- ・ 外国人観光客
- ・ ビジネス団体客（国際会議，企業研修旅行等）

エ 指標と数値目標

京都観光の「質」を測る「指標」及び「数値目標」を設定するため、平成 22 年度に新たな観光調査を実施し、この結果を踏まえ、23 年度に数値目標を設定する。

（想定している指標）

観光客の満足度，感動度，宿泊客数，観光消費額，乗用車による入浴率 など

3 京都市^{マ イ ス}M I C E 戦略

^{マ イ ス}M I C E とは

M（ミーティング）…企業のミーティング等

I（インセンティブ）…企業が表彰や研修などの目的で実施する旅行（企業報奨・研修旅行）

C（コンベンション）…国際団体，学会，協会が主催する総会，学術会議等

E（イベント/エキシビション）…文化・スポーツイベント，展示会・見本市

(1) 京都における M I C E 振興の意義

京都ブランド・都市格の向上，市民生活の変化，観光の質の向上，経済効果など

(2) 戦略の目標

京都の都市特性を生かした，世界に冠たる「国際 M I C E 都市」への飛躍

(3) 重点誘致対象

- ・ 京都の有する歴史的・文化的資源を生かしたミーティングやインセンティブ
- ・ 「大学のまち・京都」にふさわしい学術系コンベンション
- ・ 京都のまちづくりと調和するコンベンション

(4) 施策の方向性**ア 受入環境の整備**

国立京都国際会館の拡充に向けた取組，岡崎地域の活用，京都ならではの魅力の活用，宿泊施設の充実

イ 積極的な誘致施策の推進

マーケティングの強化，世界とのネットワークの構築，積極的な情報発信，MICE開催支援の充実

ウ 市民参加によるMICEの振興

MICE振興の意義についての啓蒙活動，MICE主催者の公開講座開催などにより市民が最先端の情報に触れる機会を多く提供するような働き掛け など

エ 戦略推進のための体制強化

MICE分野の人材育成，(財)京都文化交流コンベンションビューローの体制強化，京都市全庁を挙げた取組 など

4 策定の経過

平成 21 年 6 月 29 日	第 1 回次期京都市観光振興推進計画（仮称）策定委員会
7～10 月	部会開催（各 3 回） 「おこしやす京都」部会，「YOKOSO! JAPAN KYOTO」部会，「コンベンション戦略」部会
8～9 月	関連団体からの意見聴取等 ・アドバイザー団体（旅行会社，交通事業者等）からの意見聴取 ・市政総合アンケート「これからの京都観光について」 ・市民・全国京都ファンアイデア募集 ・未来まちづくり 100 人委員会との意見交換 ・京都観光影響調査の実施
11 月 11 日	第 2 回策定委員会開催
12 月 4 日	市民意見の募集（～12 月 28 日） 71 件（MICE関係 8 件含む）
平成 22 年 2 月 18 日	第 3 回策定委員会開催

5 市会の動き

(1) 本会議

- 平成 20 年 3 月 6 日 代表質疑 今後の観光振興策
- 平成 20 年 11 月 21 日 代表質問 今後の外国人観光客誘致戦略
- 平成 21 年 2 月 25 日 代表質疑 外国人観光客誘致の取組
- 平成 21 年 10 月 2 日 代表質問 体験型・滞在型観光の充実
- 平成 21 年 12 月 1 日 代表質問 京都観光の振興

(2) 経済総務委員会

- 平成 21 年 5 月 28 日 次期京都市観光振興推進計画（仮称）策定委員会の設置についての理事者報告及び質疑応答
- 平成 21 年 12 月 3 日 「未来・京都観光振興計画 2010⁺⁵（中間案）」への市民意見の募集について及び「京都市 M I C E 戦略（中間案）」への市民意見の募集についての理事者報告及び質疑応答
- 平成 22 年 4 月 19 日 「未来・京都観光振興計画 2010⁺⁵」及び「京都市 M I C E 戦略」の策定についての理事者報告及び質疑応答

第 9 京都市立看護短期大学の廃止について

1 はじめに

京都市立看護短期大学（以下「看護短大」という。）は、看護に関する理論及び技術を教授し、広く知識を授けるとともに、看護に係る専門的な能力を修得させることを目的として設置したものであるが、学生の高学歴志向が高まったこと、全国的に四年制の看護学科の設置が進んだこと等から、これまで看護短大において提供している教育環境は、その必要性が相対的に低下することとなった。

このような状況の中、本市では、看護短大の在り方について従来から検討がなされ、平成 20 年 3 月には、それまでの内部検討結果として、看護短大の四年制化が望ましいとされるとともに、その運営方式として、①直営、②公立大学法人、③公設民営、④民設民営の四通りが考えられるとする「京都市立看護短期大学の今後のあり方について」が取りまとめられ、同年 4 月から四年制化後の運営方式等に関する内部検討が進められた。

平成 21 年 3 月に「京都市立看護短期大学の四年制化に関する考え方」をまとめるとともに、本市と佛教大学との公民協力による看護短大の四年制化方針（看護短大の廃止）が発表された。

ここでは、看護短大の四年制化に向けた検討経過、京都市立看護短期大学の四年制化に関する考え方の概要等を記載する。

2 看護短大の四年制化に向けた検討

(1) 経過

平成 20 年 11 月	市内私学による看護学科の新規参入動向を踏まえ、私学と競合しないよう、「民設民営」方式で看護短大を四年制化するための基本条件に関する検討等に着手。
12 月	市内の全大学・短期大学（市立校を除く）等を対象として、新規参入動向等に関する調査を実施。
平成 21 年 2 月	新規参入動向等に関する調査結果及び「民設民営」方式の基本条件に関する内部検討状況（同年 6 月、「京都市立看護短期大学の四年制化に関する考え方」として発表する内容の骨子）を踏まえ、平成 23 年度に看護学科の新設を予定している二つの私学から、進捗状況を聴取した。その結果、本市の考える「民設民営」方式の基本条件（①看護短大の教員が相手方の大学と共に教育システムの構築が可能、②看護短大の教員の受入が可能）に合致し得るのは、事実上佛教大学に特定され、公募等になじまない状況にあったことから、本市から佛教大学に対して、「民設民営」方式による看護短大の四年制化について意向を確認した。

3 月 16 日	市長と佛教大学の設置者である学校法人浄土宗教育資団（当時）理事長との間で、基本合意に達した。
3 月 25 日	定例記者会見において、本市と佛教大学との公民協力による看護短大の四年制化方針を発表。

3 「京都市立看護短期大学の四年制化に関する考え方」の概要

(1) 看護短大の主な現状及び課題

- ・ 看護短大は、入学生のアンケート結果からも、高学歴志向、看護基礎教育充実の流れの中で、四年制大学の滑り止め化してきている状況にある。また、約半数の入学生が当初から四年制大学への編入学を考えており、実際に卒業者の約 2～3 割が四年制大学に編入学している。さらに、近年の一般枠入学者に占める他府県出身者の増加も相まって、京都市立病院をはじめとする市内医療機関への新卒看護師供給源としての役割に大きな課題が生じている。
- ・ 看護短大の総定員 1 人当たりの専任教員数は、他の公立看護系単科大学・短期大学と比較して低い水準にある。また、近年毎年 1～3 名の退職が続き、定着が図りにくい状況にある。一方、退職教員の補充については、全国的な看護系教員不足の中、年々厳しさを増している。さらに、専任教員の職位に偏りがあるため、各看護領域の単位認定権の裁量と責任を反映した教員の再配置など、看護教育機関としての機能の維持・向上の面でも課題がある。
- ・ 看護短大の運営は、年間約 2 億円の本市年間負担額（赤字）が生じる事業である。
なお、授業料は、省令に準じて設定しているため、収支構造の根本的な改善は困難である。また、直営で四年制化する場合、教職員とも現状以上の体制が求められることなどから、本市年間負担額は、定員等の条件にもよるが約 3～8 億円規模になるものと見込まれる。
- ・ 看護短大の建物は、築後約 40 年が経過している。また、総定員 1 人当たりの面積も他の公立看護系単科大学・短期大学よりも狭い。さらに、講義棟は、耐震補強が必要な状態であり、四年制化する場合はもとより、現状のままでも、近い将来の大規模改修又は改築が必要な状況である。
なお、四年制化する場合、建築工事費だけで約 21 億円規模になるものと見込まれる。
- ・ 看護師の養成機関が国・府の他、民間にも多数存在する中、本市が看護短大を設置して、看護師の直接養成を行う意義は、医療の高度化・専門化に対応できる看護師を養成するための「高度な教育環境」を提供することである。しかし、近年、四年制看護学科の設置が進み、本市がこれまで看護短大において提供してきた「高度な教育環境」は、相対的に地位が低下してきている。これまでのところ、公立大学としてのブランドや価格競争力等により、学生確保についての問題は顕在化していないが、少子化や他大学等の動向によっては、厳しさを増すことが考えられる。

(2) 看護短大四年制化の主な課題

- ・ 国の「看護基礎教育のあり方に関する懇談会」では、「看護基礎教育は充実されるべきであり、教員の資質の向上をはじめ、そうした教育を提供するのに相応しい体制や環境を確保していく必要がある」という点に関しては意見が一致している。

看護基礎教育を充実していくための具体的な方策としては、「看護基礎教育の期間の延長を図り、大学での基礎教育に移行していく」など 3 案が示され、今後の看護基礎教育の充実に関しては、医療提供関係者や看護師等学校・養成所を運営する者等を含め、広く国民的なコンセンサスを重ねながら議論を進めていくことが不可欠とされており、看護基礎教育の充実の流れは、一層明確なものになってきている。

また、全国の公立短期大学は、過去 10 年間で 31 校（約 5 割）減少するなど、短期大学の数自体が減ってきている中、公立も含めて看護系短期大学の四年制化が進展しており、公立の看護系短期大学で四年制化方針が確定していないのは、看護短大を除き 3 校である。

本市が看護短大を設置して、看護師の直接養成を行う意義は、医療の高度化・専門化に対応できる看護師を養成するための「高度な教育環境」を提供することであることから、看護短大の四年制化は、喫緊の課題である。

- ・ 「看護職員養成に関する動向調査」の結果、複数の私学から、看護短大が四年制化すれば、私学にとって大きな影響があり、公民の競合が懸念されるという趣旨の意見が寄せられている。看護職員養成課程を設けている市内の専門学校等からは、公民の競合を危惧する意見は出ていないが、現状における学校運営の課題として、入学生の確保、経営面の厳しさ等が挙げられている。

一方、本市は、巨額の財源不足が見込まれ、今後も危機的な非常事態が続くだけでなく、より一層困難な財政運営を余儀なくされており、限られた行財政資源を効率的・効果的に活用していかなければならない。

このため、看護短大の四年制化に当たっても、市内の私学が看護職員養成に高い意欲を示している一方で、少子化の進展により大学進学人口が減少していく中、多額の財政資源を投じて、なおかつ公民が競合する結果を招くことのないよう、必要な公共性は担保したうえで、「民」の力を活用できる部分については「民」の力の活用を基本として、公民の役割分担を再検討していく必要がある。

(3) 看護短大四年制化に伴う運営方式の検討

ア 運営方式の比較・検討

看護短大四年制化に伴う運営方式の在り方については、平成 20 年 3 月に取りまとめた「京都市立看護短期大学の今後のあり方について」（内部検討資料）において、①直営、②地方独立行政法人、③公設民営（公設後寄付又は貸与）、④民設民営の 4 通りから、①公共性の確実な担保、②事業全体の経費抑制、③京都市民への貢献などの観点を考慮し、民営化の可能性も見据えながら、将来構想の中で取りまとめることとした。

【比較・検討の主な前提条件】

- ① 四年制看護学科の設置に当たり、新たな施設整備が必要になる。
- ② 四年制看護学科の設置に伴い、看護短大は在学生在がいなくなったときに廃止する。
- ③ 四年制看護学科の設置に伴い、看護短大の専任教員は四年制看護学科に移行する。
ただし、国の審査の結果、職位が変更になる場合がある。
- ④ 市内の四年制看護学科の入学定員は、今後 5 年以内に、私学の参入により、平成 20 年 4 月時点(235 人)より 145～185 人分増加する見込みである。
- ⑤ 高等教育は高い公共性が求められており、とりわけ看護教育の内容に関しては、公立か私立かという設置主体の相違によって、大きな違いは生じない。

イ 最適な運営方式

運営方式の比較検討の結果、基本的な傾向として、公共性の担保という観点からは公立大学の方に、一方、事業全体の経費抑制という観点からは私立大学の方に強みがあると考えられる。

しかし、いずれの運営方式においても、それぞれ強みと弱みがあるため、最適な運営方式の検討に当たっては、それぞれの強みを活かし、弱みを補完する工夫を講じることができるかどうか、大きなポイントとなる。

公立大学とする場合の弱みである、私学との競合と事業経費の増大については、これらを補完する対策を講じることが困難であると考えられる。一方、私立大学とする場合の弱みである、本市の意向等の反映や学費の増加等については、次のとおり対策を講じることが考えられる。ただし、私立大学のうち、「公設民営」方式の場合、現に私学の参入意欲がある中で、多額の財政資源を投じて施設を公設整備し、学校法人に寄付又は貸与する意義に乏しく、かつ開設済み又は開設予定の私学との競合も避けられないという、公立大学とする場合と同じ弱みが残る。

○ 看護短大の教育的蓄積をベースとする高度な教育環境の再構築

看護短大の教員を中心に教育システムを構築し、京都市立病院での臨地実習の実施を本市と設置者との間で協定を締結する。

○ 本市の意向や政策の反映

本市と設置者による点検・評価・改善を行うなどの協議機関を設置することを本市と設置者との間で協定を締結する。

○ 学費の増加

公立大学との比較によるコスト面でのメリットを踏まえて、本市と設置者が奨学金制度を創設・充実し、共同で公立大学との差を縮小する。

○ 看護短大での養成定員分が私学参入による市内養成定員増の一部と相殺**<民設民営の場合>**

公立大学との比較によるコスト面でのメリットを踏まえて、本市が復職支援や離職防止策等、新卒養成以外の看護職員確保対策に取り組む。

以上を総合的に勘案すれば、看護短大の四年制化に伴う運営方式としては、「民設民

営」方式が最適であると結論付けられる。

なお、「民設民営」方式の有効性が確保されるためには、前述のとおり、当該運営方式の弱みを補完する対策が必要であり、その多くは本市と設置者となる私立大学側の協力が不可欠であることに十分留意して、具体化を進めていく必要がある。

4 廃止条例案の提出

(1) 京都市立看護短期大学条例を廃止する条例案の審議（平成 22 年第 1 回市会定例会）

「京都市立看護短期大学条例を廃止する条例」が平成 22 年第 1 回市会定例会に議案として提出されたが、反対多数により否決された。

(2) 京都市立看護短期大学条例を廃止する条例案の審議（平成 22 年第 2 回市会定例会）

廃止条例の否決を受けて、平成 22 年 4 月、本市は、学校法人佛教教育学園との連携協力の枠組を白紙撤回し、今後の対応を検討したところ、市内私立大学による四年制看護学科設置の動きが更に加速していることや、本市の厳しさを増す財政状況を踏まえると、従前の方針どおり、公立での四年制化ではなく、市内私立大学との連携協力が最適と判断し、新たに広く市内私立大学との関係を構築することとしたことから、再度、同年第 2 回市会定例会に議案として廃止条例が提出され、賛成多数により可決された。

本市では、今後、医療の高度化や専門化に対応できる看護職員の養成及び京都市立病院をはじめとする市内医療機関への質の高い看護職員の確保を図るため、市内私立大学と連携協力して看護教育を充実していくというこれまでの考え方に基づいて、四年制看護学科を設置又は設置予定の市内の私立大学全体との連携協力の可能性について、関係者との協議を進めるとともに、新たに創設する看護師修学資金融資制度や、現職看護師の離職防止及び離職看護師の復職支援等を併せて実施することにより、看護師確保対策に取り組むこととしている。

5 市会の動き

(1) 本会議

平成 21 年 5 月 20 日	代表質問	市立看護短期大学の四年制化について 市立看護短期大学の廃止反対について
平成 21 年 10 月 1 日	代表質問	市立看護短期大学の存続について
平成 21 年 12 月 1 日	代表質問	市立看護短期大学の廃止方針の撤回について
平成 22 年 5 月 19 日	代表質問	市立看護短期大学の廃止条例案の撤回について

(2) 教育福祉委員会

平成 21 年 4 月 8 日	佛教大学との協力による京都市立看護短期大学の四年制化の取組等についての理事者報告及び質疑応答
平成 21 年 6 月 24 日	京都市立看護短期大学の四年制化の取組に関する確認事項についての理事者報告及び質疑応答
平成 22 年 4 月 21 日	看護職員養成・確保に関する連携協力協議についての理事者報

告及び質疑応答

(3) 議案・審議結果

- 平成 22 年 3 月 19 日 京都市立看護短期大学条例を廃止する条例の制定について、反対多数により否決
- 平成 22 年 5 月 28 日 京都市立看護短期大学条例を廃止する条例の制定について、賛成多数により可決

第 10 京都市立病院・京都市立京北病院の 地方独立行政法人化について

1 はじめに

本市の病院事業（京都市立病院及び京都市立京北病院並びに京都市黒田診療所，京都市山国診療所，京都市細野診療所及び京都市宇津診療所）は，地方公営企業法の一部適用により，本市の行政組織の一部として経営されている。

しかし，この経営形態では，組織や職員定数，予算などに関する制度上の様々な制約があり，更なる医療機能の充実と経営の健全化を進めていくためには限界があること，今後，診療報酬改定や医療制度改正など，医療を取り巻く環境の変化に的確に対応し，良質な医療を長期にわたって安定的に提供していくためには，より自律的・弾力的な病院経営の実現を目指していく必要があることから，平成 21 年 3 月に今後の病院事業のマスタープランとして策定された「京都市病院事業改革プラン」において，平成 23 年度から非公務員型の地方独立行政法人に移行するとの方針が明らかにされた。

その後，平成 22 年 2 月定例会において，本市の病院事業の地方独立行政法人化に関する 3 議案が可決・成立し，平成 23 年 4 月から地方独立行政法人化することとなった。

なお，本市の事業における地方独立行政法人化の取組としては，初めての事例となる。ここでは，地方独立行政法人による経営の概要及びその関連議案について記載する。

2 地方独立行政法人による経営の概要

(1) 地方独立行政法人について

地方独立行政法人法第 2 条第 1 項において，住民の生活，地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって，地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち，民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として，地方公共団体が設立する法人をいう。

(2) 地方独立行政法人の運営について

市長が市会の議決を経て中期目標を設定し，法人に指示するとともに，法人は，中期目標を達成するための中期計画を市長の認可（市会の議決が必要）を受け定め，事業を行う。また，業務実績については，事業年度ごと及び中期目標期間ごとに評価委員会が評価を行い，市長を通じて市会へ報告されるほか，中期目標期間ごとに，法人から市長を通じて市会へ事業報告が行われる。このような仕組の下，内部組織，人事等の決定は，法人独自で行われる。

また，住民の福祉の増進という公共性の観点から行う業務に充てる経費など，能率的

な経営を行ってもなお事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、本市が運営費交付金として負担する。

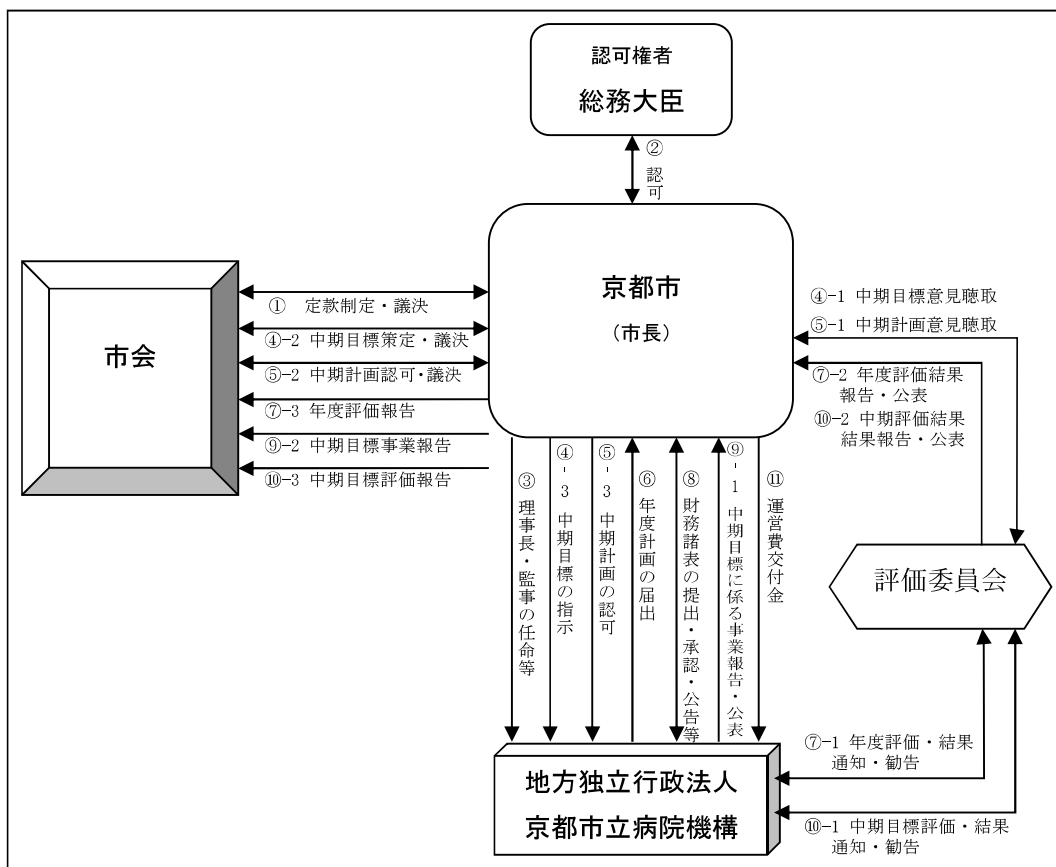
ア 中期目標の策定・指示

中期目標とは、法人設立団体の長（市長）が、3年以上5年以内の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標として定めなければならないもので、これを当該法人に指示し、公表しなければならない。

中期目標を定めるに当たっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

イ 中期計画の作成・認可

中期計画とは、中期目標を達成するための計画として、中期目標の指示を受けた法人が中期目標に基づき、市規則で定めるところにより作成し、市長の認可を受けるものとされている。



3 病院事業の地方独立行政法人化の経過

(1) 京都市医療施設審議会への諮問

公立病院の経営に当たっては、診療報酬改定や制度改正等の環境の変化に的確に対応できる効率的で安定的な経営体制が求められている。京都市立病院及び京都市立京北病院については、これまで、地方公営企業法の一部適用による運営を行ってきたが、この

経営形態の下では、制度上の様々な制約により、機敏で柔軟な運営を目指すうえで課題が多いことから、平成 20 年 7 月、京都市医療施設審議会に「京都市病院事業に係る今後の経営形態のあり方」について諮問した。

(2) 京都市医療施設審議会からの答申

平成 20 年 12 月、京都市医療施設審議会から「非公務員型の地方独立行政法人化が最適である」との答申があった。この答申においては、これまでの経営形態における課題を具体的に指摘されるとともに、考えられる選択肢についての客観的かつ詳細な比較・検討を行い、明確な根拠をもって「非公務員型の地方独立行政法人化が最適である」と結論付けられた。

(3) 答申に基づいた本市の判断

経営に関する権限と責任の明確化により、より自律的・弾力的な経営体制を実現するためには、答申どおりに実施すべきであると判断し、平成 23 年度から非公務員型の地方独立行政法人（1 法人が 2 病院を経営）へ移行することとした。

4 地方独立行政法人化に係る主な関連議案

(1) 京都市病院事業条例を廃止する条例の制定について（平成 22 年 3 月 19 日可決）

ア 条例廃止の趣旨

地方独立行政法人京都市立病院機構を設立し、同法人に京都市立病院及び京都市立京北病院並びに京都市黒田診療所、京都市山国診療所、京都市細野診療所及び京都市宇津診療所を経営させようとするに伴い、本市の公の施設としての病院事業を廃止する。

イ 施行期日

地方独立行政法人京都市立病院機構の成立の日（平成 23 年 4 月 1 日）

(2) 地方独立行政法人京都市立病院機構定款の制定について（平成 22 年 3 月 19 日可決）

ア 定款制定の趣旨

地方独立行政法人京都市立病院機構を設立するため、地方独立行政法人法第 7 条の規定により、同法人の運営の基本となる事項を定めるものである。

イ 定款の概要

(7) 法人の目的

感染症に係る医療、災害時における医療等公共上の見地から必要な医療であって、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの並びに高度の専門的知識及び技術に基づく医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の保持に寄与することを目的とする。

(イ) 法人の名称

地方独立行政法人京都市立病院機構

(ウ) 法人の種別

非公務員型の地方独立行政法人

(I) 法人の役員に関する事項

- ・ 役員は、理事長 1 人、理事 9 人以内、監事 2 人以内とし、副理事長 1 人を置くことができる。
- ・ 任期は、理事長は 3 年、副理事長、理事及び監事は 2 年とする。
- ・ 法人に理事会を置く。理事会は、監事を除く役員で構成する。
- ・ 理事長は、法人の事業に関する計画、予算の作成及び決算に関する事項等、法人の運営に係る重要事項を決定しようとするときは、理事会の議を経るものとする。
- ・ 法人が設置、管理する病院及び診療所
 京都市立病院及び京都市立京北病院並びに京都市黒田診療所、京都市山国診療所、京都市細野診療所及び京都市宇津診療所
 （地方独立行政法人京都市立病院機構定款の変更について（平成 22 年 9 月 29 日可決）において、法人が設置、管理する介護老人保健施設として、京都市京北介護老人保健施設を加える変更を行う。）

（参考）京北病院の療養病床の介護療養型老人保健施設への転換

平成 22 年 5 月、京都市医療施設審議会に対し、「国の制度改正による介護保険適用療養病床の廃止を踏まえた京都市立京北病院の機能のあり方」について諮問した。平成 22 年 6 月 28 日、同会会長（佐野豊 京都府立医科大学名誉教授）から門川市長に対し、京北病院の療養病床について、介護療養型老人保健施設に転換することが最適である旨の答申がなされた。

- ・ 法人の業務の範囲
 医療の提供、医療に係る地域支援、災害時の医療救護、介護サービスの提供等。

(オ) 施行期日

地方独立行政法人京都市立病院機構の成立の日（平成 23 年 4 月 1 日）

(3) 京都市地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会条例の制定について（平成 22 年 3 月 19 日可決）**ア 条例制定の趣旨**

地方独立行政法人京都市立病院機構を設立することに伴い、地方独立行政法人法第 11 条第 1 項の規定により市長の附属機関として設置する地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会の組織及び委員等について定めようとするものである。

イ 委員会の組織等**(7) 委員会の組織**

委員会は、委員 6 人以内で組織する。

委員は、医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(4) 委員の任期

任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(ウ) 委員長

委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

ウ 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日

<p>(参考)</p> <p>地方独立行政法人法の規定により委員会が行う主な事務</p> <p>1 業務実績評価</p> <p>(1) 各事業年度の業務実績評価</p> <p>(2) 中期目標期間の業務実績評価</p> <p>(3) 上記各評価結果の市長への通知，法人への勧告及び公表</p> <p>2 市長に対する意見</p> <p>(1) 市長が中期目標を定める際の意見</p> <p>(2) 市長が法人から提出された中期計画を認可する際の意見</p> <p>(3) 市長が法人から提出された業務方法書を認可する際の意見</p> <p>(4) 法人の役員報酬等の支給基準に関する意見</p> <p>(5) 市長が法人から提出された財務諸表を承認する際の意見</p>
--

(4) 地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標の策定について

(平成 23 年 9 月 29 日可決)

ア 策定の趣旨

地方独立行政法人京都市立病院機構の設立に伴い、地方独立行政法人法第 25 条第 1 項の規定により市長が法人の中期目標を定め、これを法人に指示し、公表するものである。

イ 地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標案の概要

項 目	内 容
前 文	<p><市立病院及び京北病院が果たすべき役割></p> <p>1 市立病院</p> <p>政策医療の安定的かつ継続的な提供，高度急性期医療の更なる充実及び地域医療連携の推進を図る必要がある。併せて，経営改善を推進し，経営の健全化に取り組む必要がある。</p> <p>2 京北病院</p> <p>診療体制の確保に努め，引き続き初期救急医療をはじめ，身近なかかりつけ医として，地域で医療・保健・福祉サービスを提供する様々な社会資源との連携を図りつつ，地域の住民の健康を支えていく必要がある。</p>
第 1 地方独立行政法人	<p>1 地方独立行政法人化によって目指すもの</p> <p>病院事業の地方独立行政法人化は，迅速な意思決定による自律的か</p>

<p>による病院経営</p>	<p>つ弾力的な経営が可能であるという利点を生かし、両病院の役割をよりの確に果たしていくことを目的として行う。</p> <p>2 経営形態の変革に係る考え方</p> <p>(1) 法人は、原則として独立採算により運営しなければならないが、病院経営に不可欠な長期貸付金や運営費交付金については、本市が責任をもって確保していく。</p> <p>(2) 法人は、市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的としており、その業務は、十分な説明と情報に基づいた市民の理解と納得の下で運営する必要がある。</p>
<p>第2 中期目標の期間</p>	<p>平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間</p>
<p>第3 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>1 市立病院が提供するサービス</p> <p>(1) 感染症医療</p> <p>(2) 大規模災害・事故対策</p> <p>(3) 救急医療</p> <p>(4) 周産期医療</p> <p>(5) 高度専門医療</p> <p>(6) 看護師養成事業への協力</p> <p>(7) 保健福祉行政への協力</p> <p>(8) 疾病予防の取組</p> <p>2 京北病院が提供するサービス</p> <p>(1) へき地医療</p> <p>(2) 救急医療</p> <p>(3) 介護サービスの提供</p> <p>(4) 医療・保健・福祉のネットワークの構築</p> <p>3 地域の医療・保健・福祉サービスの提供機関との連携の推進</p> <p>(1) 地域全体で適切なサービスを提供することの重要性</p> <p>(2) 市立病院の役割（急性期の患者に対する高度医療の提供等）</p> <p>(3) 京北病院の役割（地域医療連携の中心的役割）</p> <p>4 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項</p> <p>(1) 患者の視点、患者の利益の優先</p> <p>(2) 医療の質の向上</p> <p>(3) 安全で安心できる医療の提供</p> <p>(4) 患者サービスの向上</p> <p>(5) 情報通信技術の活用</p> <p>5 適切な患者負担についての配慮</p> <p>適切な料金に関する規程を定め、適正に実施すること。</p>

<p>第 4 業務運 営の改善及 び効率化に 関する事項</p>	<p>1 業務運営の改善に係る仕組みづくり (1) 患者，市民，職員等の意見を取り入れる仕組みの構築 (2) 業務改善が常に実行される風土の醸成</p> <p>2 迅速かつ的確な意思決定を行うことができる組織の構築 (1) 迅速かつ的確な意思決定とその実施ができる簡素で効率的な組織の構築 (2) 意思決定を行う役職員と第一線の職員との意思疎通の円滑化 (3) 企画戦略部門の充実 (4) 指揮命令系統の明確化 (5) 実効性の高い監査を行うことができる体制の構築</p> <p>3 医療専門職の確保とその効率的な活用 (1) 医療専門職の確保とその効率的な活用 (2) 医師（市立病院，京北病院における医師の確保及び他職種との役割分担） (3) 看護師（必要な看護師数の確保，計画的な教育及び育成）</p> <p>4 職員給与の原則 当該職員の勤務成績や法人の業務実績の考慮，社会一般の情勢への適合</p> <p>5 人材育成 医療に関する専門知識・技術又は医療経営・医療事務に係る専門知識及び使命感を持った職員の計画的かつ効率的な育成</p> <p>6 人事評価 職員の能力，勤務実績を適正に評価する人事評価システムの導入</p> <p>7 職員満足度の向上によるサービスの質の向上 (1) 職員が誇りを持って職責を果たすことができる環境を整え，市民サービスの向上につなげること。 (2) 職員満足度の把握並びに患者満足度と併せた分析及び公表</p> <p>8 ボランティアとの協働や市民モニターの活用 ボランティアと職員との協働の推進，市民モニターの活用による市民目線でのサービスの向上</p>
<p>第 5 財務内 容の改善に 関する事項</p>	<p>1 収益的収支の改善 (1) 法人全体及び各病院単位における経常収支での単年度黒字基調の維持等 (2) 人件費比率の目標管理，診療材料等調達コストの縮減など最大限の効率化 (3) 運営費交付金の中期計画への適切な計上及びその内訳や考え方の明示</p>

	<p>2 安定した資金収支の実現 計画的な設備投資及び職員採用</p> <p>3 経営機能の強化 (1) 迅速な情報収集及び分析に基づく対応策の立案と実施 (2) 職員一人一人への適切な目標付与とその達成度の評価</p> <p>4 資産の有効活用 設備投資を行う際の目的や目標の達成状況の検証, 資産の有効活用等</p>
<p>第 6 その他 業務運営に 関する重要 事項</p>	<p>1 市立病院整備運営事業の推進 (1) 市立病院整備運営事業の推進による更なる医療機能の充実・強化 (2) 施設整備費, 運営費の抑制による経費削減効果の確保 (3) 医療周辺業務を受託し, 実施する特別目的会社(以下「SPC」という。)との適切な協働関係の構築及び医療専門職を本来業務に専念させることによる医療サービスの向上等 (4) SPC の業務遂行状況の確実な確認, 評価</p> <p>2 コンプライアンスの確保 (1) 関係法令や病院内ルールの遵守, 病院内ルールの不備や無駄の速やかな改善 (2) 役職員のコンプライアンス意識の向上, 情報公開の徹底及び法人内外からのチェックが機能する仕組みの構築</p> <p>3 戦略的な広報と分かりやすい情報の提供 (1) 医療サービス, 法人の運営状況についての戦略的な広報 (2) 医療の質や経営に関する指標に係る数値目標の設定及びその実績等についての正確で分かりやすい情報の提供</p> <p>4 個人情報の保護 個人情報保護の重要性の認識及び管理の徹底。特に電子情報の厳格な管理</p> <p>5 関係機関との連携 (1) 京都市の各部局との連携 (2) 大学病院, 広域的な医療を担う医療機関及び国の機関との連携</p> <p>6 地球環境への配慮及び廃棄物の減量, 省資源・省エネルギーの推進 温室効果ガスの排出抑制等による持続可能な社会の形成への寄与</p>

(参考)

1 中期目標に定める事項

中期目標には, 法人の役割並びに法人が対応又は提供及び充実又は推進すべき事項等を概括的に定める。

中期目標に記載すべき事項は、地方独立行政法人法に次のとおり定められている。

- (1) 中期目標の期間（3 年～5 年）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 事務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

2 中期目標の法人業務への反映

法人は、市長から指示された中期目標を受け、当該中期目標を達成するための具体的計画として、「中期計画」を作成する。法人は、自ら定めた計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施する。

この中期計画は、市長の認可が必要であるが、市長は、評価委員会の意見を聞いたうえで、市会の議決を経て認可する。

5 市会の動き

(1) 本会議

- 平成 20 年 5 月 22 日 代表質問 市立病院の在り方と PFI 事業化の進め方について
- 平成 21 年 2 月 25 日 代表質疑 市立病院事業の改革について
市立病院事業の改革プランについて
- 平成 21 年 10 月 1 日 代表質問 市立病院の地方独立行政法人化方針の見直しについて
- 平成 22 年 2 月 23 日 代表質疑 市立病院の地方独立行政法人化の撤回について

(2) 教育福祉委員会

- 平成 21 年 1 月 21 日 京都市立病院における医療機能の充実等についての理事者報告及び質疑応答
- 平成 22 年 7 月 21 日 地方行政独立法人京都市立病院機構中期目標（案）に係る市民意見の募集についての理事者報告及び質疑応答

(3) 議案・審議結果

- 平成 22 年 3 月 19 日 京都市病院事業条例を廃止する条例の制定について、賛成多数で可決
地方独立行政法人京都市立病院機構定款の制定について、賛成多数で可決
京都市地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会条例の制定について、賛成多数で可決

(4) 付帯決議

- 平成 22 年 3 月 19 日
議第 38 号 京都市地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会条例の制定について

議第 48 号 京都市病院事業条例を廃止する条例の制定について

議第 55 号 地方独立行政法人京都市立病院機構定款の制定について

1 地方独立行政法人化に当たって理事長はじめとする機構役員については適切な人材を慎重に人選すること。また、新たに設置される評価委員会が担う役割は大きく、当委員会が行う各種評価は中期計画等へ反映させなければならない。

よって、市長はその結果について市民及び議会に対して報告すること。また、法人化後に京都市一般会計から交付される予定の運営費交付金については、京都市の責任でその内容についても議会に対し詳細を示すこと。

2 地方独立行政法人に移行するに当たり、中長期目標を明確化し、補助金に依存しない独立採算型経営への転換を図ること。

3 「意思決定の迅速化」、「責任所在の明確化」を積極的に進め、人事の独自性を促進するなど、機敏かつ柔軟な経営を行っていくこと。

4 地域医療支援について、従来以上に充実させる中、「地域医療支援病院」としての機能を十分に果たすこと。

第 11 「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定及び

「歩くまち・京都」憲章の制定について

1 はじめに

本市では、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、健康、環境、観光などの幅広い観点から、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を果たすため、平成 20 年 7 月 11 日に「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会を設置し、市長から審議会に対して、交通政策マスタープラン「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定について諮問した。その後、戦略の策定に向け、審議会及び検討部会が 23 回開催され、市民アンケート、来場者参加型のシンポジウム、中間とりまとめに対するパブリックコメントなどを踏まえた議論を経て、平成 21 年 12 月 24 日に、審議会から答申が提出された。

審議会の答申に基づき、平成 22 年 1 月に、交通まちづくりのマスタープランとして「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定するとともに、日本で初めて、歩くことを中心としたまちと暮らしに転換するための行動規範となる「歩くまち・京都」憲章を制定した。

ここでは、「歩くまち・京都」総合交通戦略及び「歩くまち・京都」憲章について、その概要を記載する。

2 「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定について

(1) 基本理念

- ・ 自動車利用の制限を含めた様々な抑制策等を通じて、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに転換する。
- ・ 京都議定書誕生の地であり、環境モデル都市でもある京都が日本を代表する「国際文化観光都市」であると同時に、まちの賑わいを生み出す都市であり続けることを目指す。

(2) 「歩くまち・京都」の目標

ア 「歩くまち・京都」の目標像

基本理念の下、持続可能な脱「クルマ中心」社会のモデル都市の形成を目指し、世界トップレベルの使いやすい公共交通を構築し、歩く魅力にあふれるまちをつくり、また、一人一人が歩く暮らし（ライフスタイル）を大切にすることによって、「歩くまち・京都」を実現する。

イ 数値目標

(7) 非自動車分担率

現在約 72% → 目標 80% 超

(4) 交通手段別分担率の目標

- ・ 自動車 : 28% → 20% 以下

- ・ 鉄(軌)道 : 16% → 20%
- ・ バス : 6% → 10%
- ・ 徒歩・二輪 : 50%※→ 50%超
- ・ 【再掲】徒歩と公共交通 : 46% → 55%超

※ 徒歩・二輪の内訳は、徒歩 24%、自転車 19%、バイク 7%

ウ 目標実現のための体制と効果検証

目標の達成に向け、実施プロジェクトを確実に推進するための組織体制を構築し、戦略に掲げる施策の総合的な進捗状況を確認し、施策実施の効果検証を行うとともに、社会経済情勢の変化も踏まえた充実や見直しを行う。

また、進捗状況を確認するモニタリングシステムとして、既存の各種統計、トラフィックカウンター※¹等による自動車交通量やモビリティ・マネジメント※²の手法を用いたアンケート調査による交通行動実態の把握など、多方面から効果検証を行う。

※1 トラフィックカウンター

観測地点において通過する車両数を自動的に計測するための観測機器

※2 モビリティ・マネジメント

賢いクルマの使い方を考えて実践するため、例えば、交通手段の出すCO₂排出量の比較などを盛り込んだ啓発冊子や、公共交通利用促進マップ、交通行動に関するアンケートなどを活用し、回答者の自発的な交通行動の変化を促すこと

(3) 「歩くまち・京都」総合交通戦略の柱

柱1 「既存公共交通」の取組

既存の公共交通を再編強化し、使いやすさを世界トップレベルにする

柱2 「まちづくり」の取組

歩く魅力を最大限に味わえるよう歩行者優先のまちをつくる

柱3 「ライフスタイル」の取組

歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルに転換する

ア 「既存公共交通」の取組

- ・ 京都に住まい、また京都を訪れる全ての人が、快適、便利に利用できる公共交通の利便性向上策を推進し、使いやすさを世界のトップレベルにする。
- ・ 市内で運行するバス、鉄道の交通事業者等の連携によりネットワークを構築し、早期に施策を実施する。
- ・ 観光地交通や公共交通不便地域などの時期的・地域的問題への対策を強化する。
- ・ 関係者が連携し続けることが可能な組織体制を整備する。

イ 「まちづくり」の取組

- ・ 土地利用計画などの都市計画をはじめ、環境、福祉、教育、景観、産業などの幅広い分野の政策と融合した取組の積極的に推進する。
- ・ 「歩行者」を最優先とする快適な道路空間を確保する。
- ・ 地域の特性に応じた道路の使い方の検討による通過交通の抑制、物流対策、駐車

場施策，パークアンドライド，カーシェアリングなどの自動車利用の抑制策を推進する。

- ・ 必要な道路網の構築によるバスの速達性と定時性の向上を図る。
- ・ コミュニティバス等の地域特性に応じた交通手段の導入に向けた仕組みづくりを行う。
- ・ 大勢の歩く人々による賑わいが生み出されるような，歩行者空間拡大策を推進する。
- ・ 公共交通の在り方を再構築すべきと考えられるエリアにおける，ユニバーサルデザイン性，高い速達性と定時性，需要に見合った輸送力を併せ持ったLRT^{※1}やBRT^{※2}の導入など，地域特性を踏まえた新しい公共交通の実現に向け，市民のコンセンサス，国の支援，民間との連携等を図りながら検討を行う。
- ・ 自転車の利用環境の整備による自転車の適正な利用を進めるための取組を推進する。

※1 LRT (Light Rail Transit)

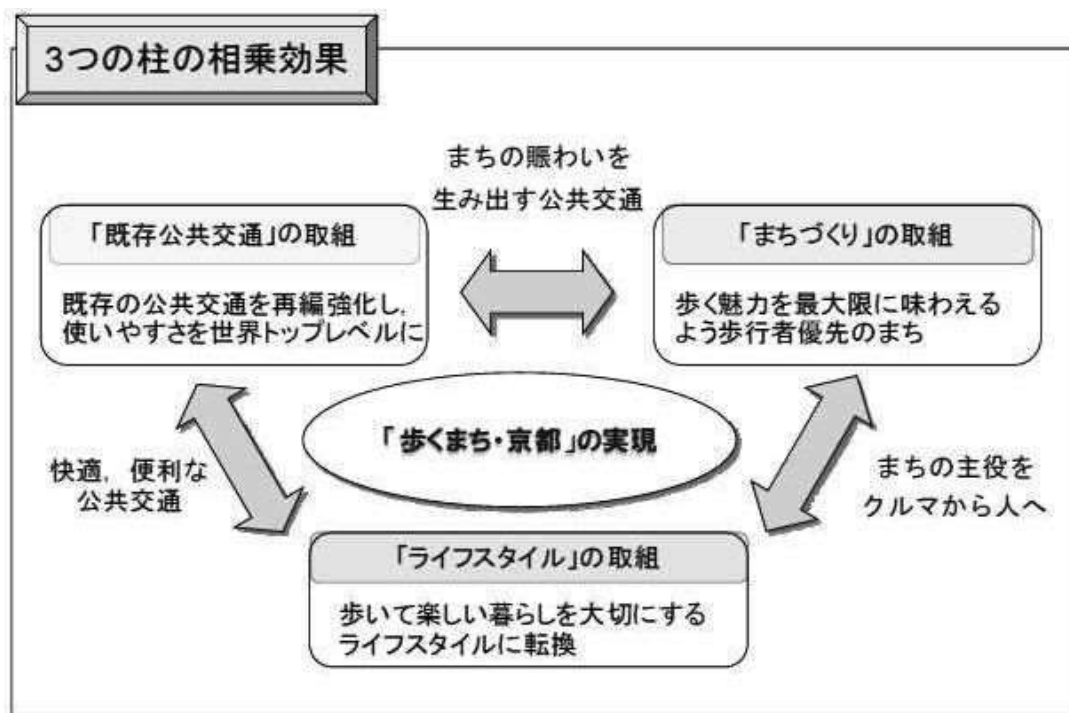
次世代型路面電車とも呼ばれ，従来の路面電車に比べ振動が少なく，低床式で乗降が容易であるなど，車両や走行環境を向上させ，人や環境にやさしく経済性にも優れている公共交通システム

※2 BRT (Bus Rapid Transit)

輸送力の大きなバス車両の投入，バス専用レーンや公共車両優先システム等を組み合わせた環境にもやさしい高機能バスシステム

ウ 「ライフスタイル」の取組

- ・ 京都市の都市・交通政策における全ての行動規範である「『歩くまち・京都』憲章」の普及・啓発を推進する。
- ・ 歩いて楽しい暮らしを大切にす動機付けのための情報及び公共交通を利用する際に必要となる情報を提供する。
- ・ ライフスタイルの転換促進のため，自らの行動を振り返り，行動をどのように変えるか考えるきっかけとなるコミュニケーションを実施する。
- ・ 買い物，通勤，通学，観光など交通の目的と対象を区分しながら交通行動を考える機会を拡大する。



(4) 実施プロジェクト

戦略の三つの柱に基づき、88の実施プロジェクトを設け、市民の皆様、事業者、有識者、行政が「融合」した体制を構築して、計画的、総合的な推進を図る。

なお、88の実施プロジェクトのうち、戦略を推進するための象徴的な実施プロジェクトとして六つの「シンボルプロジェクト」と、戦略策定に先立って、既に新たな取組を行っている「先行実施プロジェクト」を掲げている。

ア シンボルプロジェクト

(ア) 京都駅南口駅前広場整備

京都市内最大のターミナルである京都駅の南口駅前広場を、「使いやすさ」、「やさしさ」、「美しさ」、「おもてなし」、「賑わい」を実感できる駅前広場としてリニューアルする。

(イ) パークアンドライドの通年実施

近隣自治体や市周辺部の民間駐車場事業者等との更なる連携の下、パークアンドライド駐車場の設置箇所の拡大や通年化の拡充を図るとともに、効果的な情報提供を実施する。

(ウ) 東大路通の自動車抑制と歩道拡幅

東大路通において、自動車交通の抑制を図るとともに、無電柱化やユニバーサルデザインの推進に併せて、道路空間の再配分を行うことにより、安心・安全で快適な歩行空間を創出する。

(エ) 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化

市内最大の繁華街である四条通での歩道拡幅による快適な歩行空間の確保とマイ

カーから公共交通への転換を図るための公共交通優先化を推進する。

(カ) らくなん進都（高度集積地区）における新しいバスシステムの導入

京都駅と高度集積地区等を高頻度で結ぶバスを運行することで、高度集積地区の交通アクセスを改善する。

(カ) 「京都スローライフ・ウィーク（モビリティ・ウィーク）」の実施

ライフスタイルの転換に向け、効果的な京都らしい取組や、京都の伝統的な祭りや行事、イベントと連携して一定期間クルマを使わない地区を創出する。

イ 先行実施プロジェクト

(ア) 洛西地域におけるバス利便性向上

- ・ 洛西地域を運行する四つのバス事業者による統一的なダイヤの調整
- ・ 分かりやすいダイヤ案内表示及び屋根・ベンチ付きのバス停整備

(イ) 市内共通乗車券「京都フリーパス」の創設

- ・ 市内を運行する主なバス及び鉄道が乗り降り自由となる「京都フリーパス」の創設

(ウ) 公共交通不便地域の対応策に関する検討

- ・ モデル地域において、アンケート調査などの実施により、生活交通の維持に向けた仕組みづくりなどの公共交通不便地域の在り方の検討

ウ 『スローライフ京都』^{プロジェクト}大作戦

過度な自動車利用を抑制するため、「『スローライフ京都』大作戦」と、市民や観光客と一体となって交通行動スタイルの見直しを促すコミュニケーション施策（モビリティ・マネジメント施策）を推進する。

(7) 継続的な推進のための体制整備

ア 戦略の総合マネジメント体制

(ア) 「歩くまち・京都」推進本部

副市長を本部長とした全局、区の局長級で構成する全庁体制を整備し、戦略の総合的な推進、点検を行うとともに、効率的な推進体制の検討や交通まちづくりに関する総合的な調整を進める。

(イ) 「歩くまち・京都」推進会議

戦略の確実な推進を図るために学識経験者や有識者を中心とした戦略推進支援組織を設置し、戦略に掲げた実施プロジェクトの進捗を総合的に点検し、戦略のフォローアップや社会経済情勢の変化も踏まえた充実や見直しを継続的に行う。

イ 実施プロジェクトを具体的に推進するマネジメント体制

(ア) 庁内プロジェクト体制

「歩くまち・京都」推進本部の下、庁内横断的に推進すべき実施プロジェクトについて、関係部局で構成した特定のプロジェクトチームを設置して、効率的な施策推進を図る。

(イ) 「既存公共交通」の取組のマネジメント体制

「既存公共交通」の取組に関し、市内で運行する鉄道、バスの交通事業者を中心とした交通事業者の連携の下、「公共交通ネットワーク推進会議」を設置して、関連施策の推進、進捗状況の点検や見直しを行う。

(ウ) 「まちづくり」の取組のマネジメント体制

「まちづくり」の取組に関し、既にある市民の皆様、事業者、行政が融合した体制による施策推進を図るとともに、「未来の公共交通推進会議」を設置して、新しい公共交通（LRT、BRT）の導入に向けた検討や、自動車利用の抑制策、道路の機能分担、道路空間再配分について、検討を進める。

(エ) 「ライフスタイル」の取組のマネジメント体制

「ライフスタイル」の取組に関し、「「スローライフ京都」推進会議」を設置して、関連施策の推進、進捗状況の点検や見直しを行う。

3 「歩くまち・京都」憲章の制定について

(1) 制定の経緯

「人が主役の魅力あるまちづくり」を構想するに当たり、「歩くまち・京都」の実現に向けての行動規範を明確に述べた「憲章」が不可欠との認識の下、「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会や検討部会、市民アンケート、シンポジウム、パブリックコメントなどの機会を通じて市民と共に議論を重ねることにより制定した。

(2) 制定日

平成22年1月23日

平成21年1月23日は、本市が「環境モデル都市」に選定された日であり、1月23日を、「いち、にい、さん」と「歩くまち・京都」の第一歩を歩み出す日として制定した。

(3) 普及啓発

地域の各種団体との連携による普及啓発や、市民参加型のシンポジウムの開催、さらには、学校教育の場における環境教育や総合学習での副読本の活用など、あらゆる機会を捉えた積極的な周知活動を行う。



「歩くまち・京都」憲章

わたしたちの京都は、千二百年を超える悠久の歴史を積み重ねながら、趣あるまち並みや自然景観、伝統、文化などを守り育ててきました。そして、だれもが安心して快適に歩くことができるまちをつくりあげてきました。しかし、クルマを中心とする生活が急激に進展する時代の中で、こうしたまちの魅力が損なわれています。

京都にふさわしい移動の方法は、自分の力で、また時に人の助けを借りながら、“歩くこと”を中心としたものに違いありません。行き交う人々こそがまちの賑わいと活力の重要な源泉であり、歩くことこそは健康や環境にも望ましいものです。

このような認識のもと、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、ここに「歩くまち・京都」憲章を定めます。

わたしたちの京都では、市民一人ひとり、

- 1 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。

そして、市民と行政が一体となって、

- 1 だれもが歩いて出かけたい道路空間と公共交通を整え、賑わいあるまちを創ります。
- 1 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。

(平成 22 年 1 月 23 日制定)

4 策定の経過

平成20年7月11日	第1回審議会	・ 諮問 ・ 「歩いて楽しいまち」の実現について審議
10月30日	第2回審議会	京都のまちづくりの基本原則等及び各検討部会の検討状況について審議
11月		「歩くまち・京都」市民アンケートの実施
平成21年1月27日	第3回審議会	各検討部会における検討項目の考え方（骨子案）について審議
2月28日		「歩くまち・京都」総合交通戦略シンポジウム
5月28日	第4回審議会	歩行者優先憲章（仮称）草稿案及び中間とりまとめ（案）について審議
6月～7月		憲章及び戦略中間とりまとめに対する市民意見募集
年9月9日	第5回審議会	歩行者優先憲章（仮称）草稿案及び中間とりまとめへの意見募集結果について、歩行者優先憲章（仮称）草稿案について審議
12月16日	第6回審議会	「歩くまち・京都」憲章（案）及び「歩くまち・京都」総合交通戦略答申（案）について審議
12月24日		審議会から答申を受理
平成22年1月		「歩くまち・京都」憲章の制定及び「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定

5 市会の動き

(1) 本会議

- 平成20年5月22日 代表質問 「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定について
- 平成20年9月8日 代表質問 「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会について
- 平成21年5月20日 代表質問 「歩くまち・京都」総合交通戦略における駅周辺の駐輪場の確保等について
- 平成21年10月1日 代表質問 「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定スケジュールについて
- 平成21年10月2日 代表質問 「歩くまち・京都」総合交通戦略の先行プロジェクトについて
- 平成22年2月23日 代表質疑 「歩くまち・京都」総合交通戦略の施策の推進及び「歩くまち・京都」憲章の周知について

(2) まちづくり消防委員会

- 平成21年6月25日 歩行者優先憲章（仮称）及び「歩くまち・京都」総合交通戦略中間とりまとめについての理事者報告及び質疑応答
- 平成21年8月6日 歩行者優先憲章（仮称）草稿案及び「歩くまち・京都」総合交通戦

略中間とりまとめに対する市民意見募集についての理事者報告及び質疑応答

平成21年9月17日 歩行者優先憲章（仮称）草稿案及び「歩くまち・京都」総合交通戦略についての理事者報告及び質疑応答

平成22年1月7日 「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会からの答申の提出についての理事者報告及び質疑応答

平成22年1月21日 「歩くまち・京都」憲章の制定及び「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定についての理事者報告及び質疑応答

(3) 付帯決議

平成22年3月19日 議第1号 平成22年度京都市一般会計予算

「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進に当たっては、それぞれ異なる地域の交通事情や地域住民のニーズを考慮して取り組むこと。

(4) 意見書・決議

平成22年3月19日 「歩くまち・京都」憲章を積極的に推進する決議

地球規模の環境問題や資源の枯渇という人類の生存にかかわる問題が叫ばれる今日、本市においても市民生活におけるマイカーへの依存度が高く、観光シーズンには多くの観光客が自動車で京都を訪れており、その結果、観光地を中心とした交通問題の発生により、まちの活力や魅力の低下を引き起こし、深刻な状況となっている。

日本の宝である京都を将来の世代に引き継いでいくことは、今を生きる我々に課せられた使命であり、この使命を果たすには、環境に優しい「歩くこと」を中心としたまちと暮らしを大切にしていくことが重要になる。

そのため、本市では、審議会をはじめ、各界各層における幅広い市民の賛同を得て、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するための行動規範として、全国で初めて「歩くまち・京都」憲章が、去る1月23日に制定された。

よって、本市においては、本憲章の積極的な普及啓発に努め、社会のあらゆる場において本憲章が実践されるよう、市民と一体となって、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現に向けた気運をより一層盛り上げ、具体化していくことを強く求めるとともに、市会としても、本憲章の着実な推進に向け、強力に支援していくこととする。

第 12 梅小路公園の再整備について

1 はじめに

梅小路公園は、平安建都 1200 年記念事業として整備した総合公園であり、平成 7 年に開園以降、都市における貴重なオープンスペースとして市民に親しまれている。当公園に対して、民間事業者から、新たな公園施設として「京都水族館（仮称）整備構想」「（仮称）京都鉄道博物館整備構想」の提案があり、提案を受けた水族館及び鉄道博物館、本市が屋外における文化芸術活動の拠点として整備する「野外ステージ」によって、新たな魅力が加わる梅小路公園が、より一層、市民の皆様や観光客から愛されるとともに、地域活性化の核となることを目指し、「梅小路公園再整備の方向性（案）」をまとめた。

その後、学識経験者等による第三者委員会「京都水族館（仮称）整備構想検討委員会」への諮問手続、まちづくり条例の手続や中高層条例手続を経て、平成 22 年 4 月 23 日にオリックス不動産株式会社から都市公園法に基づく公園施設設置許可申請がされ、同年 5 月 14 日に、オリックス不動産株式会社に対し、公園施設（水族館）設置を許可した。

2 公園施設の設置許可について

(1) 設置許可に対する本市の考え方

設置許可申請がされている水族館は、都市公園法上、公園利用者に対して、直接公園本来のサービスを提供する公園施設として、図書館、動物園、博物館と同等の教養施設に位置付けられている。

本件については、水族館という施設の性質上、運営に高度の専門性を必要とすることから、公園管理者以外の専門的なノウハウ・経験を持つ民間事業者が、公園管理者の許可を受けて設置しようとするものである。

また、長年低利用地であった梅小路公園に隣接する倉庫跡地の活用について、公園管理者が自ら公園施設を設置・管理するよりも、民間企業が有する企画力、資金力等を活用し、設置施設周辺の緑化等も含め公園機能の増進を図ろうとする事例に該当する。

このため、平成 20 年 12 月 24 日に京都水族館（仮称）整備構想検討委員会から提出された答申を踏まえ、オリックス不動産からの公園施設設置許可申請について、都市公園法第 5 条第 2 項に掲げられている要件への適合を確認し、公園施設設置許可を行うこととした。

【都市公園法第 5 条第 2 項に掲げられている要件】

- ① 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
- ② 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

※ 公園管理者は、上記の①又は②のいずれかに該当する場合に限り、公園施設の設置許可を行うことができ

る。

(2) 審査の概要

平成 22 年 4 月 23 日付けで申請のあった梅小路公園における公園施設（水族館）の設置許可申請を審査したところ、

ア 楽しみながら学べる「エデュテイメント水族館」として事業展開を図るとする計画であり、本来的な公園施設（教養施設）として公園機能の増進に寄与する施設であることが確認できたこと。

イ 「環境共生型水族館」として一定以上の二酸化炭素排出量削減が図られることや、生物多様性への寄与、京都や琵琶湖淀川流域の水棲生物とその生息環境（生態系）に配慮するなど、展示内容を今後充実させていくことについて、申請者の方針を確認したこと。

ウ 民間資金による事業として、公園機能の増進を図るものであり、竣工後返還される箇所については、指定する公園施設を申請者費用により整備させ返還するものであることを許可条件上も明確にしたこと。

などから都市公園法第 5 条第 2 項の要件に適合することが確認された。

なお、整備構想検討委員会の 6 名の委員に、答申で付された設置許可条件及び要請事項の対応状況について説明し、意見を求めている。

意見聴取期間：平成 22 年 4 月 28 日（水）～5 月 7 日（金）

(3) 設置許可の概要

ア 許可相手先

オリックス不動産株式会社

イ 許可通知日

平成 22 年 5 月 14 日（金）

ウ 公園土地使用申請面積

13,450 m² [しゅん工後 8,223.90 m²]

エ 使用料

1 m²当たり 1 月 214 円 [当初月額 2,878,300 円]

オ 当初許可期間

平成 22 年 6 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（許可更新あり。事業期間は、30 年間の予定。）

カ 許可の条件

検討委員会の答申を踏まえ、事業終了時の原状回復、経営主体の健全性確保、事業譲渡の禁止に関する附款に加え、「環境・緑」、「交通・アクセス」、「施設・景観」に関する要請事項にも応じた条件を設定した。

また、しゅん工後返還される整備用地については、申請者の費用において園路・植栽等本市が指定する公園施設の設置等をしたうえで、本市に返還させることを条件とする。]

キ 保証人

オリックス株式会社

3 公園施設（教養施設）の設置許可に伴う使用料額に関する本市の考え方について

(1) 要綱の制定

本市公園においては、これまで民間事業者による公園施設たる教養施設の設置許可事例がないため、京都市都市公園条例及び同施行規則に基づき 1 m² 1 月 385 円以内においてそのつど使用料額を定める必要がある。

このため、本市公有財産の使用料及び貸付料の考え方を踏まえ、公園管理者に代わり設置される教養施設の公共・公益性、公園機能・地域経済への寄与度を考慮した基準を要綱で定め、それにより適正な使用料を設定することとした。

(2) 使用料算出の考え方

無料施設		0 円
有料施設	教養施設（動物園，水族館，博物館等）	<p>固定資産評価単価に 1,000 分の 35 を乗じて得た額を 12 で除した額（使用料単価）に次の補正係数を乗じて得た額とする。</p> <p>【教養施設補正】注 1 <u>0.7</u></p> <p>【事業主体補正】注 2 <u>公益法人：0.5</u> <u>営利法人：1.0</u></p> <p>【併設施設面積補正】注 3 <u>併設施設割合 3.0%以下：0.8</u> <u>併設施設割合 3.0%超：1.0</u></p>
	併設施設：売店，飲食店その他施設	使用料単価

注 1 教養施設補正：図書館，体験学習施設，動物園，水族館，博物館等の都市公園法上の教養施設設置の公共・公益性による公園機能の増進への寄与を考慮した補正係数

注 2 事業主体補正：公益法人の実施する公益事業を考慮した補正係数

注 3 併設施設面積補正：併設施設の設置面積を抑制することにより，可能な限り教養施設の面積を確保するとともに，来場者を周辺の店舗や飲食店等の施設にも回遊させることで周辺地域への経済波及の促進を奨励する補正係数

(参考) 施設の概要及び京都水族館（仮称）整備構想の経過について**(1) 京都水族館（仮称）整備構想の概要**

設 置 場 所	梅小路公園に隣接する京神倉庫跡地及び園内のメイン園路北側区域の一部（現在、イベント会場やバックヤードとして利用しているスペースを活用）
構 造	鉄筋コンクリート造，地上 3 階建て
面 積	敷地面積：約10,000 m ² ，延べ床面積：約14,000 m ² （梅小路公園の面積：117,133 m ² ）
特 徴	国内最大級の内陸型水族館 環境共生型水族館 地域に愛される水族館
年間入場者数	約200 万人（オリックス不動産(株)による開業初年度の需要予測）
開 業 予 定	平成23 年度
設置・運営主体	オリックス不動産株式会社

(2) (仮称) 京都鉄道博物館整備構想の概要

設 置 場 所	梅小路蒸気機関車館西側隣接地
構 造	未定
面 積	未定
特 徴	鉄道を中心とした博物館 梅小路蒸気機関車館との総合的な演出を図る。
年間入場者数	未定（参考 平成19 年度入場者数：梅小路蒸気機関車館22.5 万人，交通科学博物館（大阪市）30.5 万人）
開 業 予 定	平成26 年度～27 年度頃
設置・運営主体	西日本旅客鉄道株式会社

(3) 野外ステージの概要

設 置 場 所	梅小路公園芝生広場西側中央広場
施 設 規 模	308m ² （ステージ部分22m×14m）
開 設 予 定	平成22年3月
事 業 費	36,000千円
設置・運営主体	京都市

注) (1)～(3)については，平成21年6月に発行した「梅小路公園 再整備の方向性（案）」の内容

(4) 京都水族館（仮称）整備構想の経過

平成 20 年 7 月 14 日	オリックス不動産から「京都水族館（仮称）整備構想」の提案を受理
7 月 16 日	市長記者会見において，提案の受理及び内容を公表
8 月 27 日	第三者委員会「京都水族館（仮称）整備構想検討委員会」を設

	置
9 月 3 日	第 1 回「京都水族館（仮称）整備構想検討委員会」 ・ 公園施設の設置許可（都市計画法第 5 条）の妥当性について 諮問 ・ 市民意見募集の実施決定
9 月 24 日	第 2 回「京都水族館（仮称）整備構想検討委員会」 ・ 提案者からのプレゼンテーション
10 月 29 日	第 3 回「京都水族館（仮称）整備構想検討委員会」 ・ 現地視察 ・ 市民意見（中間報告） ・ 事業計画
11 月 19 日	第 4 回「京都水族館（仮称）整備構想検討委員会」 ・ 市民意見に対する基本的な考え方 ・ 経営計画
12 月 15 日	第 5 回「京都水族館（仮称）整備構想検討委員会」 ・ 答申骨子（案）について
12 月 24 日	「京都水族館（仮称）整備構想検討委員会」から答申書を受理
平成 21 年 7 月 8 日	オリックス不動産及び J R 西日本が共同で開発構想届を提出、 まちづくり条例手続開始
7 月 29 日	オリックス不動産及び J R 西日本がまちづくり条例に基づく住 民説明会を開催
12 月 9 日	オリックス不動産及び J R 西日本がまちづくり条例に基づく 「見解書」を提出
12 月 18 日	まちづくり条例手続終了
12 月 25 日	「水族館・水紀行」を公表
平成 22 年 3 月 2 日	オリックス不動産が標識設置、中高層条例手続開始
3 月 6 日	オリックス不動産が中高層条例に基づく住民説明会を開催
3 月 19 日	オリックス不動産が中高層条例に基づく「説明状況報告書」を 提出
4 月 23 日	オリックス不動産が都市公園法に基づく公園施設（水族館）設 置許可を申請
5 月 14 日	オリックス不動産に対し公園施設（水族館）設置を許可
6 月 1 日	オリックス不動産が水族館の建築確認を申請
7 月 16 日	オリックス不動産へ建築確認済証を交付
7 月 23 日	オリックス不動産が水族館（公園施設）本格着工
7 月 27 日	「京都水族館（仮称）マッチング会」を実施
9 月 29 日	オリックス不動産が「京都水族館（仮称）の展示活動等に関す

	る専門家委員会」を設置
12 月 27 日	オリックス不動産株式会社がホームページで「京都水族館（仮称）の展示活動等に関する専門家委員会及び部会からの提言とその対応状況」の中間段階の資料を公表

4 市会の動き

(1) 本会議

- 平成22年2月23日 代表質疑 梅小路公園の再整備の周知・広報について
 平成22年2月24日 代表質疑 梅小路公園の再整備を生かした地域活性化について
 平成22年5月19日 代表質問 梅小路公園の再整備を中心とする下京区の魅力を生かした新たな観光エリアの創出について

(2) まちづくり消防委員会

- 平成22年 1月 7日 請願第265号及び請願第266号「梅小路公園の再整備」について
 （報告）前回まちづくり消防委員会審査（平成21年12月3日）以降の状況について
- 平成22年 1月21日 請願第265号及び請願第266号「梅小路公園の再整備」について
 （報告）前回まちづくり消防委員会審査（平成22年1月7日）以降の状況について
- 平成22年 3月12日 請願第266号「梅小路公園の再整備」について
 （報告）前回まちづくり消防委員会審査（平成22年1月21日）以降の状況について
- 平成22年 4月15日 請願第266号「梅小路公園の再整備」について
 （報告）前回まちづくり消防委員会審査（平成22年3月12日）以降の状況について
- 平成22年 5月 6日 請願第266号「梅小路公園の再整備」について
 （報告）前回まちづくり消防委員会審査（平成22年4月15日）以降の状況について
- 平成22年 5月24日 請願第266号「梅小路公園の再整備」について
 （報告）前回まちづくり消防委員会審査（平成22年5月6日）以降の状況について
- 平成22年 6月10日 請願第266号「梅小路公園の再整備」について
- 平成22年 7月22日 請願第266号「梅小路公園の再整備」について
 （報告）前回まちづくり消防委員会審査（平成22年6月10日）以降の状況について
- 平成22年 8月26日 請願第266号「梅小路公園の再整備」について
 （報告）前回まちづくり消防委員会審査（平成22年7月22日）以降の状況について

平成22年10月22日 請願第266号「梅小路公園の再整備」について

平成22年12月 3日 請願第266号「梅小路公園の再整備」について

平成22年12月24日 請願第266号「梅小路公園の再整備」について

第 13 改訂京都市自転車総合計画の策定について

1 はじめに

自転車は、健康的で便利な乗り物として、通勤・通学や買い物、レジャーなど様々な目的に利用され、市民の日常生活に重要な役割を果たしている。

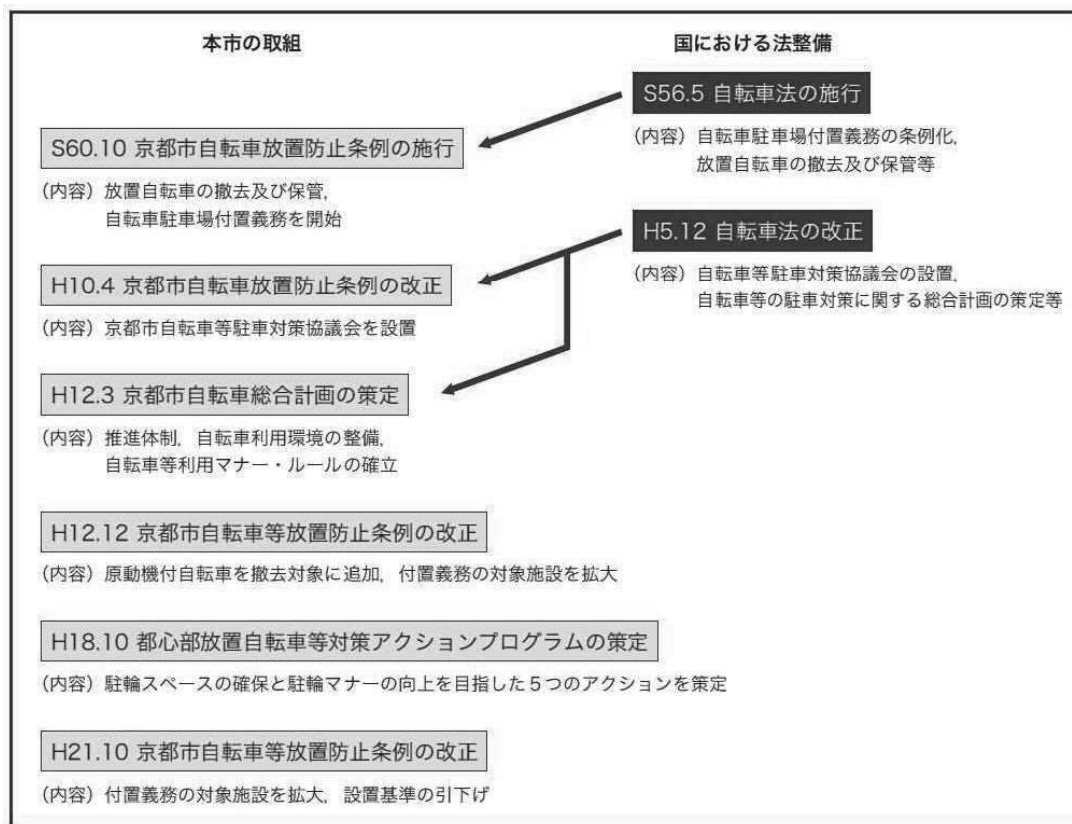
一方で、自転車利用者の集中する地域においては、大量の自転車が放置されることにより、歩道通行や緊急車両の活動への支障などの様々な問題を引き起こしている。また、利用者のマナー・ルール意識の欠如や走行空間の未整備により、自転車が関連する交通事故も増加している。

このため、本市では、昭和 60 年に京都市自転車放置防止条例を制定し、放置自転車の撤去などの対策に取り組んできた。そして、平成 12 年 3 月には、放置自転車問題の解決を目指して、行政・市民・関係事業者のパートナーシップの下、自転車の利用環境を整備し、自転車の適正な利用を進めるため、京都市自転車総合計画（以下「自転車総合計画」という。）を策定し、平成 21 年度末までの 10 年間で推進期間とした同計画に基づき、自転車に関わる各種の施策に取り組んできた。

しかし、自転車総合計画の推進期間が平成 21 年度末で終了を迎える中、自転車問題の抜本的解決に向けた取組は引き続き求められており、自転車を巡る社会情勢の変化を踏まえ、本市の自転車政策を継続的かつ総合的に推進するため、京都市自転車等駐車対策協議会※（以下「協議会」という。）において、自転車総合計画の改訂に係る審議を進めてきた。そして、平成 22 年 3 月 5 日に協議会から提出された答申を受け、京都市自転車施策のマスタープランとなる改訂京都市自転車総合計画（以下「改訂自転車総合計画」という。）を策定した。

※ 京都市自転車等放置防止条例第 17 条に基づき、本市における自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議を行うため、平成 10 年 12 月に設置したものである。

(参考) 自転車に関する法律・条例等の経過



注 上記以外に、平成 22 年 9 月定例会において議員提案により（修正）可決・成立した京都市自転車安心安全条例（平成 22 年 12 月 17 日施行。一部は、平成 23 年 4 月 1 日施行）がある。

2 改訂自転車総合計画の策定の経過について

時期	会議・調査名	主な課題・調査内容
平成 21 年 6 月 17 日	第 1 回協議会開催	○協議会への諮問 ○検討内容とスケジュール ○改訂総合計画（素案）について ○自転車京都・街角セッションの内容報告 ○調査計画とスケジュール
5 月～8 月	駐車場利用実態調査 自転車放置状況調査 市民アンケート調査	○駐輪場利用実態調査（5 月） ○自転車放置状況調査（6 月） ○市民アンケート調査（7～8 月）
10 月 14 日	第 2 回協議会開催	○調査結果の報告 ○改訂総合計画（素案）について
10 月 28 日	第 3 回協議会開催	○改訂総合計画（素案）について ○自転車通行環境整備計画について

12 月 14 日	第 4 回協議会開催	○改訂総合計画（素案）について ○市民意見募集の実施について
平成 21 年 12 月 ～ 平成 22 年 1 月	改訂自転車総合計画（素案） に対する市民意見募集	○改訂総合計画（素案）に対する市民意見 募集の実施
平成 22 年 2 月 17 日	第 5 回協議会開催	○市民意見と本市の考え方について ○答申（案）について ○今後の協議会について
3 月 5 日	改訂自転車総合計画（案） の答申	
3 月 23 日	改訂自転車総合計画の公表	

3 改訂自転車総合計画の概要について

(1) 改訂自転車総合計画策定の趣旨

ア 目的

自転車利用環境の整備や、自転車等利用マナー・ルールの確立に取り組むことで、全ての人にとって安心・安全な、快適で住みよいまちづくりを実現し、更には環境への付加の少ない持続可能なまちづくりを実現することを目的とする。

イ 推進期間

平成 22 年 4 月から平成 32 年 3 月までの 10 年間

ウ 対象地域

京都市全域

エ 位置付け

総合計画は、自転車法（「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」）において、「自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため」策定することとされているが、自転車に関する問題は駐車対策に限らず、走行マナー・ルールの遵守や安全に走行するための自転車通行環境の整備など、多岐にわたる。

このため、本市における総合計画は、「京都市基本計画」などの本市施策の方針・方向性を示す計画等の自転車に関する分野別計画とし、また、自転車に関する他の計画と連携して問題解決を目指す、本市の自転車政策のマスタープランとして位置付ける。

(2) 自転車利用の課題

自転車利用実態等から、自転車利用に関して以下のような様々な課題が浮かび上がってくる。

このため、こうした課題の解決に取り組み、全ての利用者が安心・安全に自転車を利用できるよう努めていく必要がある。

- 自転車等駐車場の整備とともに、自転車等駐車場の利用台数も増加しているが、依然として放置自転車は発生しており、問題の解消に至っていない。
- 自転車利用の集中が著しい一部の地域では、自転車等駐車場の収容能力不足から、放置自転車が大きな問題となっている。また、歩行者に配慮した道路空間となっていない。
- 自転車等駐車場の料金について、利用実態に応じた設定を求める要望が多い。また、空気入れの貸出しや修理・点検などのプラスアルファのサービスも求められている。
- 自転車の走行環境では、歩道や路肩が狭く、自動車や歩行者も多いために走行しにくいことが問題となっている。また、歩行者が自転車に対して危険を感じる場面も多くなっている。
- 放置自転車問題については、放置が放置を生む連鎖反応が起きており、利用者のマナー向上に向けた啓発と撤去を継続して行っているものの、自転車利用者の行動変化を促すまでには至っていない。
- 自転車利用のマナー・ルールや罰則を知っている人は多いが、それを守った行動ができていないかどうか問題である。

(3) 総合計画推進に向けた体制と方法

ア 推進体制

改訂自転車総合計画に基づく取組を推進するため、市民、関係事業者（鉄道・バス事業者等）及び行政の各取組主体が、今後進めていくべき自転車政策について十分認識したうえで、相互に連携・協力して取り組んでいく必要がある。

本市では、市政の推進に当たり、市民と行政が共に汗する「共汗」により、各種の取組を進めており、各取組主体を代表する団体等の代表者で構成された協議会等を設置し、それぞれが担うべき役割を明らかにし、総合計画の推進体制を確立する。

イ 地域特性に応じた取組の推進

自転車駐車場に対する需要量は場所によって異なり、それに見合った供給がなされている場所と不十分な場所がある。このため、需要と供給のバランス及び放置の状況を見定め、地域の置かれた特性を踏まえた取組を推進する。

ウ 計画の検証方策

P D C A サイクルに基づき、協議会に対し、毎年度、短期中期の取組計画を提示して内容の協議を行うとともに、実績を報告し改善の意見を聴取し、計画の着実な進捗管理を行う。

■PDCAサイクルのイメージ図



(4) 自転車等利用環境の整備**ア 自転車等駐車場の整備**

- ・ 駐車需要や地域特性を踏まえたうえで、行政と鉄道・バス事業者、民間事業者等が、積極的に連携・協力し、自転車等駐車場の整備を進める。
- ・ 都心部等の歩行者が集中する地域においては、歩きやすい空間を確保するため、できる限り地域の周辺部へ自転車等駐車場を整備する。
- ・ 景観や環境に配慮した京都らしい自転車等駐車場の整備を目指す。

イ 自転車等駐車場の運営・維持管理

- ・ 自転車等駐車場利用者の要望や利用特性を踏まえ、利用者の利便性を高めるようなサービスの導入を検討し、実現可能なものから、順次実施する。
- ・ 安心、安全を確保しつつ、将来にわたって継続的に自転車等駐車場を使用していくため、計画的な改修に努め、少しでも施設を長く使えるよう施設の延命化に取り組み、維持管理費用の抑制に努める。
- ・ 安全で利用しやすい自転車等駐車場とするため、また、自転車等駐車場の整備・維持管理費用の受益者負担を求めるために、施設改修ができる場所から、無料自転車等駐車場を有料管理型の自転車等駐車場へ転換していく。
- ・ 自転車等駐車場の料金体系について、利用実態は地価に応じた適切なコスト負担や自転車等駐車場の整備・維持管理費用の受益者負担の考え方を踏まえ、料金体系の在り方を検討し、必要に応じて見直しを行う。

ウ 自転車通行環境の整備**(7) 自転車通行環境の考え方**

近年、自転車の利用ニーズが高まる一方で、自転車の通行が規制されているにもかかわらず守られないなど、走行マナー・ルールが欠如した運転等により、交通事故全体に占める自転車事故の割合は増加しており、特に歩行者と自転車の交通事故が急増している。こうした状況を受け、平成 19 年には、自転車通行ルールの見直し等を内容とする道路交通法の改正が行われた。

本市においても、こうした状況を踏まえ、安全で安心して自転車を利用することのできる自転車通行環境の整備を進めていく必要があるが、古くからの町並みが残る、京都特有の狭い道路事情もあり、これまで十分な対策が図れていないのが現状である。

今後も、こうした道路事情が急速に改善するものではないが、これまでから自転車通行環境の改善に係る多くの市民要望があることに加え、市内で一日当たり平均 6 件以上も自転車に関わる交通事故が発生している現状を踏まえ、歩行者と自転車が安心・安全に通行できる道路空間の確保に向けて各種の調査を実施し、本市における自転車通行環境の問題点等を明らかにしたうえで、京都府警察等の関係行政機関とも十分な連携を図り、段階的に自転車通行環境の整備に向けた取組を進める。

(4) 自転車通行環境整備計画（仮称）

自転車通行環境の考え方に基づき、車道も歩道も狭い道路環境の中にあっても、安心・安全を確保し歩行者と自転車の共存を図るため、自転車等の利用実態を把握したうえで、実現可能な整備内容を定めた「京都市自転車通行環境整備計画(仮称)」を策定する。

計画の柱となる内容は次のとおりであり、策定後、計画に掲げた取組を着実に推進していく。

a 自転車通行環境ネットワークの形成

現状の市内の幹線道路を中心に、観光地及び商業施設等の拠点施設へのアクセシビリティ、公共交通との結節性、自転車等駐車場などの自転車利用拠点との連続性等を考慮し、既存の自転車歩行者道や河川の遊歩道等を活用しながら、自転車道、自転車レーンの整備又は既存の自転車歩行者道を改築することにより、自転車通行環境ネットワーク形成を図る。

b 重要整備路線の選定

計画に基づく事業の推進に当たっては、歩行者と自転車の交通量及び事故等の各種データや資料を基に分析、評価を行い、上記のネットワーク形成の内容も踏まえ、自転車通行環境整備の重要整備路線を選定する。

エ 都市型レンタサイクルの導入促進

駐輪マップ等の市広報媒体での周知や各事業者の連携強化のための協議会の設置など、民間レンタサイクル事業者に対する運営支援を行う。また、国等の動向も踏まえ、コミュニティサイクルの導入についても検討する。

※コミュニティサイクル

レンタサイクルの形態のひとつ。街の一定の範囲内で設置されている自転車を好きな場所で使用・返却ができる形態をいう。

(5) 自転車等利用マナー・ルールの確立

ア 啓発活動

自転車問題を市民一人一人の問題として捉えられる、分かりやすい啓発を行う。

(7) 啓発の内容

- ・ 自転車等駐車場以外に自転車等を駐車しない。
- ・ 自転車の走行ルール（夜間の無灯火運転、酒酔い運転、傘差し運転、二人乗り運転、右側通行の禁止等）を遵守する。
- ・ 歩行者が集中する都心部などにおいては、通行禁止等の規制を遵守するとともに、自転車そのものの利用を控え、徒歩と公共交通による移動を心掛ける。
- ・ 自動車など他の交通機関の利用と同様に、自転車利用に対する利用者の責任や駐車コスト等の費用負担があることを認識する。
- ・ 自転車の購入及び取得時には、必ず防犯登録を受ける。
- ・ 集客施設を新築・増築する際には、必ず必要な規模の自転車駐車場を設ける。

(4) 啓発の方法

- ・ 地域の交通安全推進団体や地元商店街等との連携による地域住民と一体になった啓発
- ・ 地域における啓発活動への市民の自立的な参加促進
- ・ 住民有志やボランティアによる啓発指導員の養成と組織化
- ・ 既に実施している小学校、中学校等における教育に加え、高校生や大学生等に対する自転車利用ルール・マナーの教育・啓発
- ・ 各種団体と連携した本市広報媒体の積極的な活用
- ・ 鉄道・バス事業者等の積極的な協力による啓発
- ・ 関係行政機関と連携した自転車走行ルールに関する交通安全教室の実施及び啓発・指導
- ・ 自転車問題に関するシンポジウム・イベント・キャンペーン等の実施
- ・ 分かりやすい自転車等駐車場の案内標識の設置と満空情報の提供

イ 放置自転車撤去の強化

放置自転車の発生に対する抑止力として、また、自転車等駐車場利用者との公平性の観点から、放置自転車の撤去を強化する。

(7) 撤去体制の強化

- ・ 民営も含め、新たに整備された自転車等駐車場の周辺について、より重点的に撤去を実施する。
- ・ 土日祝日や夜間など、現在、撤去頻度が少ない曜日、時間帯の対策を強化する。
- ・ 相応の費用負担を前提に、市内において府及び国が管理者として管理している河川や道路についても、本市が一元的に撤去を行う。
- ・ 鉄道事業者が管理する駅前広場などの公共的用地等について、自助努力や自転車法に基づく協力義務を果たしたうえで、放置防止になお十分な効果が得られない場合には、事業者等との協議に基づき、市が一元的に撤去を行うことも検討する。
- ・ 継続的、安定的に自転車等の撤去を実施していくため、恒久的に利用できる保管所を確保する。また、保管所の選定に当たっては、市民の利便性に配慮し、できる限り公共交通の発達している場所を選定する。
- ・ 適正な費用負担の観点から、現行の撤去経費に応じた負担となるよう撤去保管料を見直す。また、返還率向上と保管に掛かる費用を反映させる観点から、現行 4 週間の保管期限内であれば一律としている撤去保管料について、保管期間に応じた金額を設定することも検討する。
- ・ 地域の交通安全推進団体等からの要望を踏まえ、撤去活動の実施時間や頻度などの方法を随時検討し、効果的、効率的な撤去活動となるよう工夫する。

(4) 原動機付自転車撤去の実施

これまでの本市における撤去活動や、平成 18 年の道路交通法改正で導入された駐車監視員制度による取締りにより、原動機付自転車の放置台数は激減している。

しかしながら、原動機付自転車の放置により、なお自転車の放置と同様に交通障

害が生じている地域もあることから、京都府警察と連携して、放置原動機付自転車への取組を継続的に実施し、更なる環境改善に努める。

(ウ) 撤去自転車の保管・処分

現行、撤去に掛かる経費の一部を撤去保管料として、放置自転車の利用者から徴収しているが、保管期間を過ぎた自転車の売却等の収入を加えても、撤去に掛かる費用を賄えていないのが実情である。

このため、保管期間内にできるだけ多くの利用者に自転車等を返還できるよう、保管場所の見直しや保管所開所時間の延長、保管期間に応じた撤去保管料の設定などの返還率向上の取組を検討する。

ウ リサイクルの推進

本市では、撤去自転車リサイクル要領に基づき、現物保管期間を過ぎた未返還自転車が、適正に再利用されるよう、売却、処分といったリサイクルシステムを確立している。今後、未返還自転車を自転車商等に売却する際には、売却率・価格ともに向上する工夫や、資源リサイクルに利用する際には、有効資源として活用可能な取組を検討する。

4 市会の動き

(1) 本会議

平成 21 年 2 月 25 日 代表質疑 自転車駐車場の付置義務の強化

平成 21 年 2 月 26 日 代表質疑 自転車走行環境の整備

平成 21 年 5 月 20 日 代表質問 駅周辺の駐輪場の確保

平成 21 年 12 月 1 日 代表質問 ターミナル周辺の路上駐輪場の設置

(2) まちづくり消防委員会

平成 21 年 6 月 25 日 自転車総合計画の改訂についての理事者報告及び質疑応答

平成 22 年 1 月 21 日 改訂自転車総合計画についての理事者報告及び質疑応答

平成 22 年 3 月 12 日 自転車総合計画の改訂に係る答申の提出についての理事者報告及び質疑応答

第 14 交通事業経営健全化の取組について

1 はじめに

市バス・地下鉄は、市民の暮らしを支える足・市内の大動脈として、それぞれ毎日 30 万人以上が利用する本市の主要交通機関であり、そのネットワークにより、多様な都市活動を支えている。

しかしながら、地下鉄事業は、建設費が多額に上ったうえ、東西線開業後の乗客数が当初見込みよりも大幅に下回っており、また、市バス事業についても、これまでの健全化の取組により黒字基調の経営体質を確立してきたものの、過去の累積赤字が多額に上っていることから、本市交通事業を取り巻く経営環境は、非常に厳しい状況にある。本市では、数次にわたる経営健全化計画を推進してきたが、平成 20 年度決算において、自動車運送事業と高速鉄道事業のいずれも、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）に基づく資金不足比率が経営健全化基準を上回ったため、同法に定める経営健全化団体となった。

こうしたことから、地下鉄事業については、将来にわたって安定的に運営していくため、また、市バス事業については、黒字基調を堅持し、一般会計の任意補助金に頼らない自立した経営を行うため、平成 22 年 3 月に、財政健全化法に基づく新たな経営健全化計画として、京都市高速鉄道事業経営健全化計画及び京都市自動車運送事業経営健全化計画を、市会の議決を経て策定した。

ここでは、平成 22 年 3 月に策定した経営健全化計画の概要及び平成 22 年に実施した経営健全化に向けた主な取組について記載する。

2 京都市高速鉄道事業経営健全化計画及び京都市自動車運送事業経営健全化計画について

(1) 京都市高速鉄道事業経営健全化計画

ア 計画の基本的考え方(要旨)

- ・ 京都市の地下鉄は、現行の「地下鉄事業経営健全化計画」（平成 16 年 3 月）等の取組により、現金収支（償却前損益）の黒字化（運賃収入で運営費と建設費返済金の利子分が賄える状況）に近づいているものの、建設費などの長期借入金である企業債残高が約 5,000 億円、日常の運転資金の不足額である累積資金不足（不良債務）も 300 億円を超え、財政健全化法に基づく資金不足比率は、経営健全化団体となる指標である 20%を大きく上回っている。
- ・ また、現行の計画が終了する平成 26 年度以降、経営健全化出資がなくなれば、現行の計画で定めている 5 年毎 5%の運賃改定を見込んだとしても累積資金不足が大幅に拡大し、事業の継続が危ぶまれる状況にある。
- ・ このため、今回の新たな計画では、資金不足比率を早期に 20%未満へ引き下げる

ことに加え、将来にわたって地下鉄事業を安定的に運営するため、長期的に資金不足の最大値を事業存続が可能となるような程度に抑制することを目標としている。また、運賃改定についても必要最低限に抑えることを目指している。

- ・ 今回の計画は、以下の三つの取組により、10年間の計画期間の上半期に運賃改定をせざるを得ないものの、その1回に抑えたいうで、上記の目標を実現する内容としている。
 - 1 地下鉄をいかしたまちづくりや政策を積極的に推し進め、地下鉄の利便性向上や駅周辺への集客施設の誘致などによる、1日当たり乗客数の5万人増をはじめとした収入増加策
 - 2 駅職員業務の民間委託化による人件費の削減などのコスト削減策
 - 3 一般会計からの支援
 - ① 国において制度拡充が行われた健全化出資制度を活用した出資金の増額
 - ② 市バス事業の健全化により削減した補助金を活用した支援
- ・ この計画の達成には、5万人の増客目標の実現が不可欠であるが、これは並大抵のことではなく、市民の協力の下、市を挙げて、「環境モデル都市」の取組や『『歩くまち・京都』総合交通戦略』で目指しているマイカーから公共交通機関への転換を強力に推進していくこととしている。

イ 計画期間と目標

(7) 計画期間

平成 21～30 年度（資金不足比率 20%未満となる年次までの 10 年間）

(4) 目標

- a 平成 21 年度に現金収支を黒字化し、平成 30 年度までに資金不足比率を 20%未満に引き下げる。
- b 1日当たりの乗客数について、平成 30 年度までに 5 万人の増加を目指す。
- c 計画期間終了後の長期収支見込において、累積資金不足の最大値を 1,000 億円未満に抑制し、その早期解消に努める。

ウ 主な健全化策

(7) 収入増加策

- a 乗客増加策の実施（1日当たりの乗客数の 5 万人増加を目指す。）
- b 駅ナカビジネスの拡大（四条駅の改修など）
- c 所有資産の有効活用
- d 運賃改定

計画の上半期に 5%の運賃改定を見込む。乗客数が平成 30 年度までに目標の 5 万人増に達しないなど計画上の収支改善が図れない場合は、目標達成のため、更に 30 年度に再度改定が必要

(イ) コスト削減策

- a 総人件費の削減(100人以上の職員数の削減など)
- b 地下鉄設備の更新期間の延長(改集札機など1~5年の延長)
- c 経費の削減(経常経費の13%を削減)
- d 高金利建設企業債の借換えによる利息負担の軽減(金利5%以上のものを対象)
- e 外郭団体の整理統合(2団体→1団体)

(ウ) 一般会計支援等の拡充

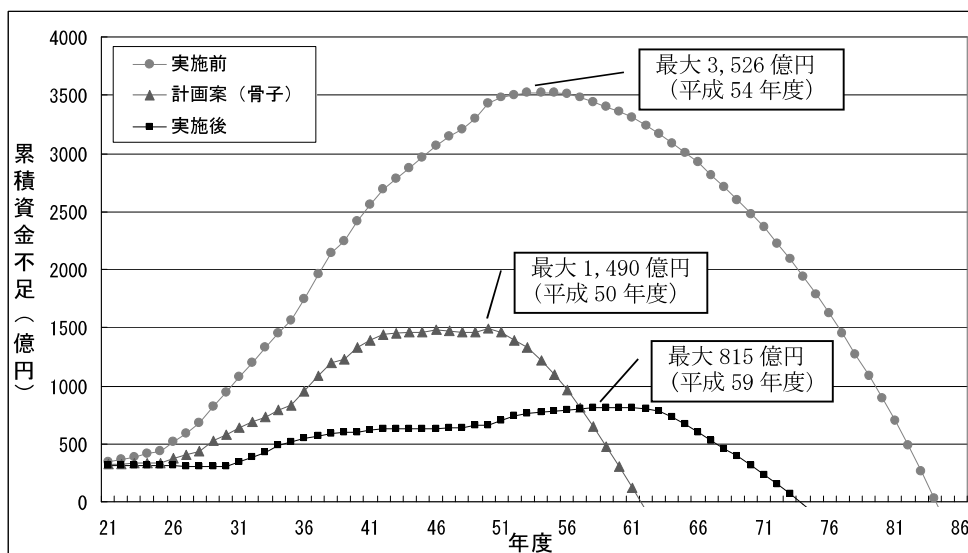
- a 経営健全化出資の拡充
 期間延長などの制度拡充に伴い、国の同意に基づく起債を前提に、計画期間中の平成22年度から平成30年度までの間、新たな基準に基づき、一般会計からの出資を拡大(平成22~30年度:総額830億円)
- b 地下鉄施設の実耐用年数を考慮した企業債償還期間の延長
 企業債のうち資本費平準化債の償還期間を延長(20年→30年)
- c 三セク区間の直営化に伴う一般会計からの新たな出資
- d 市バス事業の健全化により削減した補助金を活用した一般会計からの支援(平成22~29年度:総額53億円,平成30年度~:毎年23億円)

エ 健全化策実施後の資金不足比率と累積資金不足の将来見通し

(ア) 資金不足比率(解消可能資金不足控除後)は、平成30年度で20%未満に到達

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
資金不足比率(%)	126.8	125.7	114.0	96.9	73.6	66.6	41.5	20.7	24.7	-

(イ) 累積資金不足の長期的な見通しは、以下のグラフのとおりとなる。



(2) 京都市自動車運送事業経営健全化計画

ア 計画の基本的考え方（要旨）

- ・ 「京都市交通事業ルネッサンスプラン」をはじめとした数次の健全化計画に基づき、人件費の削減を柱にしたコスト削減策や、増収増客の取組を進めてきた結果、一般会計補助金による支援が前提ではあるが、単年度収支を黒字とするような経営体質を確立することができた。
- ・ しかし、過去の赤字で蓄積した累積欠損金（ピーク時：平成 14 年度 163 億円）は、平成 20 年度の決算においてもなお 117 億円に上っている。また、日常の運転資金の不足額である累積資金不足（不良債務）は、114 億円あり、その解消を早期に図る必要がある。
- ・ また、非常に厳しい財政状況にある地下鉄事業への支援拡充のためにも、一般会計補助金を可能な限り減らす努力が求められている。
- ・ このため、今回の新たな計画では、一般会計からの任意補助金（生活支援路線補助金及び市バス購入費に対する補助金）を削減しつつ、黒字基調を堅持し、財政健全化法に基づく経営健全化団体となる指標である資金不足比率を早期に 20%未満へ引き下げ、累積欠損金及び累積資金不足の解消後は、任意補助金に頼らない自立した経営を行うことを目標としている。
- ・ 今回の計画は、以下の三つの取組により、上記の目標を実現する内容とし、これによって縮減した一般会計からの補助金を地下鉄への支援に活用していくこととしている。
 - 1 市のマイカーから公共交通機関への転換の取組と連携して、路線、ダイヤの見直し、バス待ち環境向上や走行環境の改善などによる収入増加策
 - 2 営業所の再編などによる職員削減をはじめとするコスト削減策
 - 3 一般会計からの任意補助金を縮減

イ 計画期間と目標

(7) 計画期間

平成 21～27 年度（資金不足比率 20%未満となる年次までの 7 年間）

(1) 目標

- a 平成 27 年度までに資金不足比率を 20%未満に引き下げる。
- b 平成 30 年度までに累積欠損金及び累積資金不足を解消する。
- c 黒字基調を堅持しつつ、一般会計補助金の削減を図り、平成 30 年度以降においては、一般会計からの任意補助金に頼らない運営を目指す。

ウ 主な健全化策

(7) 収入増加策

- a 乗客増加策の実施（1 日当たりの乗客数を 32 万人に増加）
- b 所有資産の有効活用

(イ) コスト削減策

- a 総人件費の削減(70 人以上の職員数の削減など)
- b バス車両の耐用年数の大幅な見直し(更新年数を 14 年から 18 年に延伸)
- c 経費の削減(経常経費の 5%を削減)
- d 定期観光バス事業からの撤退

(ウ) 一般会計からの補助金

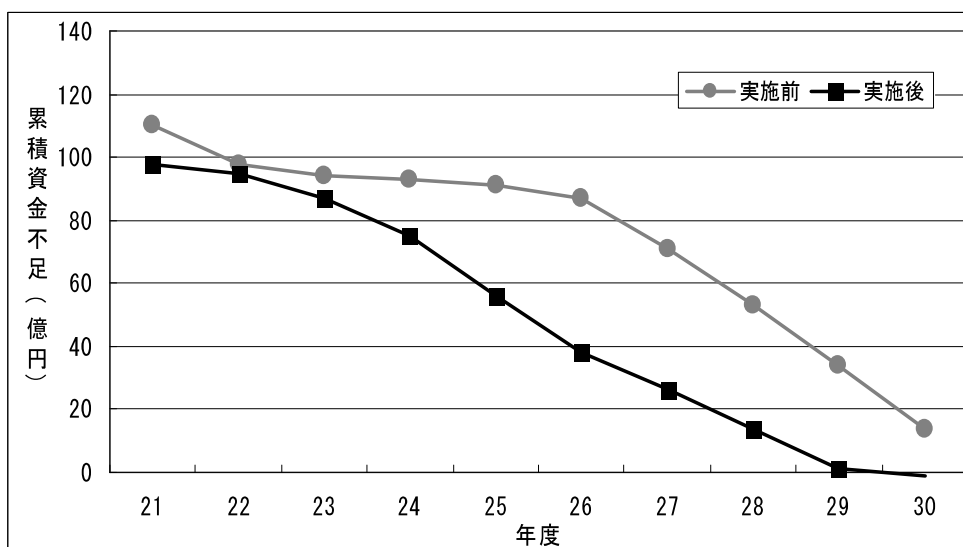
- a 生活支援路線補助金の縮減
補助対象路線(民間コストで運営しても赤字となるもの)について全線では黒字であるが、周辺の一部区間のみ赤字となっているものを補助対象路線から外したうえ、更に補助金を削減し、総額の縮減を図る。累積資金不足の解消後は、補助金を返上する。
- b 市バス購入費に対する補助金の縮減
バス車両の更新年数の延伸と補助率のカット(平成 21 年度:20%,平成 22 年度~:30%)により市バス購入費の補助金を削減し、累積資金不足の解消後は、補助金を廃止する。

エ 健全化策実施後の資金不足比率と累積資金不足の推移

(ア) 資金不足比率は、平成 27 年度で 20%未満に到達

年 度	21	22	23	24	25	26	27
資金不足比率 (%)	52.5	50.2	45.7	39.4	29.4	20.1	13.4

(イ) 累積資金不足の推移は、以下のグラフのとおりとなる。



3 平成 22 年に実施した経営健全化に向けた主な取組について

(1) 地下鉄運行の充実

ア 増便・等間隔運行の実施

(ア) 増便の実施

午後 9 時以降において、烏丸線 1 往復及び東西線 3 往復の増便を実施。

(イ) 等間隔運行の実施

午後 9 時台及び 10 時台において、10 分を基本とした等間隔運行を実施。

(ウ) 烏丸御池駅での乗継時間の短縮

午後 9 時台、10 時台：烏丸線と東西線で等間隔運行の列車が交互に到着することにより乗継時間を 5 分前後に均等化。

午後 11 時台：平均 10 分の乗継時間を 6 分に短縮。

イ 最終列車の全方向乗り継ぎ「シンデレラクロス」の実施

地下鉄唯一の結節駅である烏丸御池駅において、全ての行き先の最終列車を 2～3 分間停車させ、午後 11 時 55 分に一斉に発車することにより、利便性の向上を図る。

(2) 京都市地下鉄 5 万人増客推進本部の取組

ア 旅客数の公表

増客目標の達成に向けた進捗状況を市民に報告し、一層の利用に向けたきっかけとするため、地下鉄及び市バスの旅客数を交通局のホームページ及び京都駅前の電光掲示板等で毎月公表。

イ アクションプログラムの策定

平成 22 年 7 月に、第 2 回推進本部会議を開催し、各局区における地下鉄及び市バスの増客に寄与する事業を「経営健全化計画上半期（平成 25 年度まで）のアクションプログラム」として取りまとめた。

今後、半年ごとに内容を点検し、更なる充実を図るとともに、アクションプログラムを着実に実行することにより、一人でも多くの乗客獲得を目指す。

○ 【京都市地下鉄 5 万人増客アクションプログラム（上半期）】

地下鉄周辺への集客施設誘致をはじめ、まちづくりによる地下鉄利用者の創出、地下鉄増客につながる計画の策定、最寄り駅やバス停周辺でのイベントの開催、イベントや施設等での地下鉄及び市バスの PR 活動など、各局区の事業を取りまとめている。
(平成 22 年 10 月末現在 210 件)

(3) 「地下鉄の日」の制定

市民が地下鉄をより身近に感じ、親しむことを目的として、地下鉄烏丸線（北大路駅～京都駅間）が営業を開始した昭和 56 年 5 月 29 日を記念し、5 月 29 日を「地下鉄の日」とした。

(4) 地下鉄四条駅の商業スペース「Kotochika(コトチカ) 四条」のオープン

ア 開業日

平成 22 年 10 月 1 日

イ 出店店舗

店 舗 名		業 種
地 下 1 階	1 インデックス (INDEX)	服飾・雑貨
	2 クリスピー・クリーム・ドーナツ	ドーナツ販売
	3 青山フラワーマーケット	生花販売
	4 駅ナカスイーツ♪	月替わり, 週替わり スイーツ販売
	5 志津屋	ベーカリー
地 下 2 階	6 カフェ スタツィオーネ	喫茶・軽飲食
	7 成城石井	食品スーパー
	8 ラフィネ	ボディケア

・ A T M (京都中央信用金庫) も地下 2 階に設置。

・ このほか, トイレ (女性はパウダールーム付) と入専用の改札を地下 2 階に新設。

(5) 市バス運行の充実 (増便・等間隔運行等の実施)

(7) 河原町通における増便・等間隔運行の実施

河原町通 (京都駅～河原町今出川間) を運行する系統について, 平日昼間の時間帯に合計 9 本増便するとともに, ダイヤの見直しにより, 最大 8 分あった待ち時間を解消し, 3～4 分間隔を基本とした等間隔運行を実施。

(4) 洛西地域における公共交通の利便性向上

- ・ 洛西ニュータウン～J R 桂川駅間の路線が重複する阪急バス及びヤサカバスの各系統と市バスのダイヤ調整の実施による鉄道との乗継利便性向上。
- ・ 桂坂～阪急桂駅間の路線が重複する京阪京都交通の各系統と市バスのダイヤ調整の実施による鉄道との乗継利便性向上。

4 市会の動き

○ 本会議

平成 22 年 2 月 23 日	代表質疑	地下鉄及び市バス事業の経営健全化計画について
平成 22 年 2 月 24 日	代表質疑	地下鉄事業の経営健全化について
〃	代表質疑	市バス及び地下鉄の経営健全化について
平成 22 年 5 月 19 日	代表質問	地下鉄増客に向けた決意について
平成 22 年 10 月 1 日	代表質問	地下鉄駅の駅ナカビジネスについて
平成 22 年 11 月 25 日	代表質問	地下鉄経営健全化に向けた取組について

資 料

第1 平成22年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧

本 会 議, 市 会 運 営 委 員 会 等														
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計	備考(内数)
本会議		3	2		4				3	2	3	1	18	
市会運営委員会		5	8		8	1			4	3	6	4	39	理事会 17回 合同委員会 1回
常 任 委 員 会														
経済総務委員会	2	1	2	1	2	2	1	1	3	1	3	3	22	実地視察 1回
くらし環境委員会	1	1	2	1	2	2	1	1	3	2	1	3	20	実地視察 1回
教育福祉委員会	1		2	1	2	2	1	1	2	1	3	3	19	実地視察 1回
まちづくり消防 委員会	2		2	1	3	1	1	1	2	1		4	18	実地視察 1回
交通水道委員会	2		1	1	1	1	1	1	2	1		3	14	実地視察 1回
計	8	2	9	5	10	8	5	5	12	6	7	16	93	
予 算・決 算 特 別 委 員 会														
普通予算 特別委員会		11	15		6				6		5	1	44	第1分科会 16回 第2分科会 16回
公営企業等予算 特別委員会		6	7						3		2	1	19	
普通決算 特別委員会									3	15			18	第1分科会 7回 第2分科会 7回
公営企業等決算 特別委員会									1	9			10	
計		17	22		6				13	24	7	2	91	
特 別 委 員 会														
基本計画審査 特別委員会											3	3	6	

第2 平成22年 請願等受理及び処理件数一覧

区 分 委員会別		請 願								陳情 受理 件数	
		受 理 件 数			処 理 件 数						継 続
		繰越し	新	計	採択	不採択	審議未了	取下げ	計		
1/1 5 3/18 (前任期)	経済総務	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1
	くらし環境	1	1	2	0	1	0	0	1	1	2
	教育福祉	9	5	14	0	0	7	5	12	2	3
	まちづくり 消防	5	4	9	1	1	1	0	3	6	1
	交通水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	16	10	26	1	2	9	5	17	9	7
3/19 5 12/31 (今任期)	経済総務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	くらし環境	1	3	4	1	0	0	0	1	3	2
	教育福祉	2	22	24	0	0	1	2	3	21	3
	まちづくり 消防	6	11	17	5	0	0	3	8	9	3
	交通水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	9	36	45	6	0	1	5	12	33	10
通年合計		16	46	71	7	2	10	10	29	33	17

第3 平成22年 市会本会議における議案審議件数一覧

区 分 会 期		議員提出議案				市長提出議案					合 計
		条 例	意 見 書 決 議	そ の 他	小 計	条 例	予 算	決 算	そ の 他	小 計	
第 1 回市会 (定例会)	2/17 ~3/19	1	16		17	42	37		31	110	127
第 2 回市会 (定例会)	5/14 ~5/28		9		9	12	2		12	26	35
第 3 回市会 (定例会)	9/15 ~10/28	1	9		10	20	8	24	64	116	126
第 4 回市会 (定例会)	11/11 ~12/10	1	12		13	12	4		129	145	158
合 計		3	46		49	86	51	24	236	397	446
審 議 結 果	可 決 ^{※1}	1	39		40	84	51		236	371	411
	認 定 ^{※2}					1		24		25	25
	修 正	1			1						1
	継 続										
	否 決	1	7		8	1				1	9
	撤 回										

注 原案に対する修正案が提出されたが否決され、原案が可決された場合は、原案のみ件数に数えている（修正案は件数に含めていない。）。

※1 同意又は可と認める場合を含む。

※2 承認を含む。

第4 平成22年 議案審議結果一覧

1 議員提出議案

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 1 回 市 会 (定例会)	3. 19	3. 19	市会 1	京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	市会運営委員会
	3. 19	3. 19	市会 2	「京町家」再生等を可能とする建築基準法の整備に関する意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	3. 19	3. 19	市会 3	児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	3. 19	3. 19	市会 4	国民の政治への信頼回復のため、国会の自浄能力発揮と政治的・道義的責任の追及を求める意見書の提出について	可決	○	○	×	○	自民、 共産、 公明
	3. 19	3. 19	市会 5	政治への信頼回復に向けた政治資金規正法の改正等を求める意見書の提出について	否決	×	×	○	×	民主
	3. 19	3. 19	市会 6	介護保険制度の改善を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	自民、 民主、 公明
	3. 19	3. 19	市会 7	幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書の提出について	可決	○	×	○	○	自民、 民主、 公明
	3. 19	3. 19	市会 8	国民健康保険制度の抜本的改革と財政措置の拡充を求める意見書の提出について	可決	○	×	○	○	自民、 民主、 公明
	3. 19	3. 19	市会 9	若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	自民、 公明
	3. 19	3. 19	市会 10	平成 23 年度以降の子ども手当財源の地方負担に対する意見書の提出について	可決	○	×	○	○	自民、 公明

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 1 回 市 会 (定例会)	3. 19	3. 19	市会 11	教員免許更新制の存続を求 める意見書の提出について	可決 (※)	○	×	×	○	自民, 公明
	3. 19	3. 19	市会 12	新成長戦略とその財政展望 の明示を求める意見書の提 出について	可決 (※)	○	×	×	○	自民, 公明
	3. 19	3. 19	市会 13	永住外国人に対する地方参 政権付与に反対する意見書 の提出について	否決	○	×	×	×	自民
	3. 19	3. 19	市会 14	選択的夫婦別姓法案提出に ついて慎重な対応を求める 意見書の提出について	否決	○	×	×	×	自民
	3. 19	3. 19	市会 15	「歩くまち・京都」憲章を 積極的に推進する決議につ いて	可決	○	○	○	○	全会派
	3. 19	3. 19	市会 16	民間保育園プール制・新制 度の円滑な施行を求める決 議について	可決	○	×	○	○	自民, 民主, 公明
	3. 19	3. 19	市会 17	民間保育園プール制・新制 度の 4 月実施見送りを求め る決議について	否決	×	○	×	×	共産

※ 可否同数であったため、議長裁決

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 2 回 市 会 (定例会)	5. 28	5. 28	市会 18	B 型・C 型肝炎ウイルス患者 の救済に関する意見書の提 出について	可決	○	○	○	○	全会派
	5. 28	5. 28	市会 19	口蹄疫の感染防止に向けた 対策の充実強化を求める意 見書の提出について	可決	○	○	○	○	自民, 共産, 公明
	5. 28	5. 28	市会 20	小規模グループホームの防 火体制強化を求める意見書 の提出について	可決	○	○	○	○	自民, 共産, 公明
	5. 28	5. 28	市会 21	小沢一郎民主党幹事長の国 会証人喚問を求める意見書 の提出について	可決	○	○	×	○	自民, 共産, 公明

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 2 回 市 会 (定例会)	5. 28	5. 28	市会 22	子どもの医療費の無料化を 国の制度として実施するこ とを求める意見書の提出に ついて	可決	○	○	×	○	自民, 共産, 公明
	5. 28	5. 28	市会 23	地域主権改革一括法案に関 する意見書の提出について	可決	○	○	×	×	自民, 共産
	5. 28	5. 28	市会 24	マルチメディアデジター版 教科書の普及促進を求める 意見書の提出について	可決	○	○	○	○	自民, 公明
	5. 28	5. 28	市会 25	ばらまき政策を排し、財政 の健全化を求める意見書の 提出について	否決	○	×	×	×	自民
	5. 28	5. 28	市会 26	普天間基地の即時無条件撤 去を求める意見書の提出に ついて	否決	×	○	×	×	共産

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等	
第 3 回 市 会 (定例会)	9. 15	10. 28	市会 27	京都市自転車安心 安全条例の制定に ついて	修正案	可決	×	○	○	○	くらし 環境委 員会
					修正部 分を除 く原案	可決	×	○	○	○	公明
	10. 28	10. 28	市会 28	B 型肝炎問題の早期全面解 決を求める意見書の提出に ついて	可決	○	○	○	○	全会派	
	10. 28	10. 28	市会 29	父親の育児休業取得促進を 求める意見書の提出につい て	可決	○	○	○	○	全会派	
	10. 28	10. 28	市会 30	速やかに取調べの可視化 (取調べ全過程の録画) の 実現を求める意見書の提出 について	可決	○	○	○	○	全会派	
	10. 28	10. 28	市会 31	「働く世代への大腸がん検 診推進事業」実施を求める 意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 3 回 市 会 (定例会)	10. 28	10. 28	市会 32	小沢一郎衆議院議員の国会 証人喚問を求める意見書の 提出について	可決	○	○	×	○	自民, 共産, 公明
	10. 28	10. 28	市会 33	米価下落への緊急対策を求 める意見書の提出について	可決	○	○	×	○	自民, 共産, 公明
	10. 28	10. 28	市会 34	我が国の尖閣諸島沖におけ る中国漁船衝突事件に関する 意見書の提出について	可決	○	○	×	○	自民, 公明
	10. 28	10. 28	市会 35	新たな経済対策を求める意 見書の提出について	可決 (※)	○	×	×	○	自民, 公明
	10. 28	10. 28	市会 36	リニア中央新幹線の京都ル ート実現に関する決議につ いて	可決	○	×	○	○	自民, 民主, 公明

※ 可否同数であったため、議長裁決

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 4 回 市 会 (定例会)	11. 18	12. 10	市会 37	京都市会議員の議員報酬, 費用弁償及び期末手当の支 給に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	否決	×	○	×	×	共産
	12. 10	12. 10	市会 38	ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型 (HTLV-1) 総合対策を求 める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	12. 10	12. 10	市会 39	脳脊髄液減少症の診断・治 療の確立を求める意見書の 提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	12. 10	12. 10	市会 40	子ども手当財源の地方負担 に反対する意見書の提出に ついて	可決	○	○	○	○	自民, 共産, 公明
	12. 10	12. 10	市会 41	地方交付税の特別加算を廃 止せず、拡充を求める意見 書の提出について	可決	○	○	○	○	自民, 共産, 公明
	12. 10	12. 10	市会 42	「子ども・子育て新システ ム」に反対する意見書の提 出について	可決	○	○	×	○	自民, 共産, 公明

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 4 回 市 会 (定例会)	12.10	12.10	市会 43	地方財政の充実・強化を求 める意見書の提出につい て	可決	○	×	○	○	自民, 民主, 公明
	12.10	12.10	市会 44	切れ目ない中小企業支援及 び金融支援策を求める意見 書の提出について	可決	○	×	○	○	自民, 公明
	12.10	12.10	市会 45	北方領土問題に対し、き然 とした外交姿勢を求める意 見書の提出について	可決 (※)	○	×	×	○	自民, 公明
	12.10	12.10	市会 46	日口領土問題に関して本格 的な交渉に踏み出すことを 求める意見書の提出につい て	否決	×	○	×	×	共産
	12.10	12.10	市会 47	政府に対し万全の危機管理 体制の構築を求める意見書 の提出について	可決 (※)	○	×	×	○	自民, 公明
	12.10	12.10	市会 48	北朝鮮の韓国・大延坪島砲 撃に断固抗議する決議につ いて	可決	○	○	○	○	全会派
	12.10	12.10	市会 49	仙谷由人官房長官の発言に 抗議する決議について	可決 (※)	○	×	×	○	自民, 公明

※ 可否同数であったため、議長裁決

2 市長提出議案

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	
第 1 回 市 会 (定例会)	平成 21 年度分									
	2.17	2.24	議 214	平成 21 年度京都市一般会計補正 予算	可決	○	○	○	○	
	2.17	2.24	議 215	平成 21 年度京都市国民健康保険 事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	
	2.17	2.24	議 216	平成 21 年度京都市介護保険事業 特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	
	2.17	2.24	議 217	平成 21 年度京都市後期高齢者医 療特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	
	2.17	2.24	議 218	平成 21 年度京都市地域水道特別 会計補正予算	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2. 17	2. 24	議 219	平成 21 年度京都市京北地域水道 特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 17	2. 24	議 220	平成 21 年度京都市特定環境保全 公共下水道特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 17	2. 24	議 221	平成 21 年度京都市土地取得特別 会計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 17	2. 24	議 222	平成 21 年度京都市基金特別会計 補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 17	2. 24	議 223	平成 21 年度京都市市公債特別会 計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 17	2. 24	議 224	平成 21 年度京都市病院事業特別 会計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 17	2. 24	議 225	平成 21 年度京都市水道事業特別 会計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 17	2. 24	議 226	平成 21 年度京都市公共下水道事 業特別会計補正予算	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 227	京都市特別会計条例の一部を改 正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 228	京都市アバンティホール条例を 廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 229	京都市伝統産業振興館条例を廃 止する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 17	2. 24	議 230	京都市子育て支援事業基金条例 の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	2. 24	議 231	京都市社会福祉事業基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 232	京都市社会福祉奨学基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 233	京都市保育所条例の一部を改正 する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 234	京都市児童館及び学童保育所条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 235	京都市桂川福祉ホーム条例を廃 止する条例の制定について	可決	○	×	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2. 17	3. 19	議 236	京都市醍醐和光寮条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 237	京都市駐車場基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 238	京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 239	京都市収入証紙条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 17	2. 24	議 240	京都市道高速道路 2 号線(斜久世橋区間)新設工事(道路附属物設置工事)委託契約の締結について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 241	崇仁市営住宅増築工事請負契約の変更について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 242	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 243	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 244	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 245	不動産の取得について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 246	訴えの提起(裁判上の和解を含む。)について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 247	訴えの提起(裁判上の和解を含む。)について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 248	訴えの提起(裁判上の和解を含む。)について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 249	訴えの提起について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 250	調停の成立について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 251	辺地に係る総合整備計画(左京区花脊北部地域)の変更について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 252	辺地に係る総合整備計画(左京区広河原地域)の変更について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 253	京都市自動車運送事業経営健全化計画の策定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 254	京都市高速鉄道事業経営健全化計画の策定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 255	訴訟上の和解について	可決	○	○	○	○
3. 11	3. 19	議 256	平成 21 年度京都市一般会計補正予算	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	平成 22 年度分								
	2.17	3.19	議 1	平成 22 年度京都市一般会計予算	可決	○	×	○	○
	2.17	3.19	議 2	平成 22 年度京都市母子寡婦福祉 資金貸付事業特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 3	平成 22 年度京都市国民健康保険 事業特別会計予算	可決	○	×	○	○
	2.17	3.19	議 4	平成 22 年度京都市介護保険事業 特別会計予算	可決	○	×	○	○
	2.17	3.19	議 5	平成 22 年度京都市老人保健特別 会計予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 6	平成 22 年度京都市後期高齢者医 療特別会計予算	可決	○	×	○	○
	2.17	3.19	議 7	平成 22 年度京都市地域水道特別 会計予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 8	平成 22 年度京都市京北地域水道 特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 9	平成 22 年度京都市特定環境保全 公共下水道特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 10	平成 22 年度京都市中央卸売市場 第一市場特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 11	平成 22 年度京都市中央卸売市場 第二市場・と畜場特別会計予算	可決	○	×	○	○
	2.17	3.19	議 12	平成 22 年度京都市農業集落排水 事業特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 13	平成 22 年度京都市雇用対策事業 特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 14	平成 22 年度京都市土地区画整理 事業特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 15	平成 22 年度京都市駐車場事業特 別会計予算	可決	○	×	○	○
	2.17	3.19	議 16	平成 22 年度京都市土地取得特別 会計予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 17	平成 22 年度京都市基金特別会計 予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 18	平成 22 年度京都市市公債特別会 計予算	可決	○	○	○	○
2.17	3.19	議 19	平成 22 年度京都市病院事業特別 会計予算	可決	○	×	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2.17	3.19	議 20	平成 22 年度京都市水道事業特別 会計予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 21	平成 22 年度京都市公共下水道事 業特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 22	平成 22 年度京都市自動車運送事 業特別会計予算	可決	○	×	○	○
	2.17	3.19	議 23	平成 22 年度京都市高速鉄道事業 特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 24	京都市証明等手数料条例の一部 を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 25	京都市職員定数条例の一部を改 正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2.17	3.19	議 26	京都市市税条例の一部を改正す る条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2.17	3.19	議 27	京都市国際親善交流基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 28	京都市移動通信用鉄塔施設整備 事業に係る分担金に関する条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 29	京都市動物園整備基金条例の制 定について	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 30	京都市動物園条例の一部を改正 する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2.17	3.19	議 31	京都市違法駐車等防止条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 32	京都市商店街の振興に関する条 例の制定について	可決	○	○	○	○
	2.17	3.19	議 33	京都市中央卸売市場業務条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	×	○	○
	2.17	3.19	議 34	京都市産業技術研究所条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	×	○	○
	2.17	3.19	議 35	京都市林産物需要拡大センター 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2. 17	3. 19	議 36	京都市と畜場条例の一部を改正 する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 37	京都市食品等の安全性及び安心 な食生活の確保に関する条例の 制定について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 38	京都市地方独立行政法人京都市 立病院機構評価委員会条例の制 定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 39	京都市保健所運営協議会条例の 全部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 40	京都市衛生関係手数料条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 41	京都市桂川療護園条例の一部を 改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 42	京都市国民健康保険条例の一部 を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 43	京都市後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 44	京都市保健所条例の一部を改正 する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 45	京都市衛生公害研究所条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 46	京都市斎場条例の一部を改正す る条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 47	京都市立看護短期大学条例を廃 止する条例の制定について	否決	×	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 48	京都市病院事業条例を廃止する 条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 49	京都市教職員の給与等に関する 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 50	京都市立小学校条例の一部を改 正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
2. 17	3. 19	議 51	京都市立中学校条例の一部を改 正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2. 17	3. 19	議 52	指定管理者の指定について(京都市松尾駅自転車等駐車場)	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 53	全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する協議について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 54	辺地に係る総合整備計画(北区雲ヶ畑地域)の策定について	可決	○	○	○	○
	2. 17	3. 19	議 55	地方独立行政法人京都市立病院機構定款の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 17	3. 19	議 56	京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	議 57	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について (白敷 季男)	同意	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	議 58	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について (吉川 哲朗)	同意	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	議 59	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について (森口 匠)	同意	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	議 60	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について (田中 茂)	同意	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	議 61	京都府公安委員会委員の推薦について (吉田 忠嗣)	同意	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	議 62	包括外部監査契約の締結について	可決	○	○	○	○
	3. 19		諮 1	人権擁護委員の推薦について (小杉 征義)	可 と 認 め る	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	諮 2	人権擁護委員の推薦について (玉置 すみゑ)	可 と 認 め る	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	3. 19	3. 19	諮 3	人権擁護委員の推薦について (江頭 節子)	可 と 認 め る	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	諮 4	人権擁護委員の推薦について (田多 耀子)	可 と 認 め る	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	諮 5	人権擁護委員の推薦について (石井 敏雄)	可 と 認 め る	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 2 回 市 会 (定例会)	5. 14	5. 28	議 63	平成 22 年度京都市国民健康保険 事業特別会計補正予算	可 決	○	○	○	○
	5. 14	5. 28	議 64	平成 22 年度京都市雇用対策事業 特別会計補正予算	可 決	○	○	○	○
	5. 14	5. 28	議 65	京都市職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例の 制定について	可 決	○	○	○	○
	5. 14	5. 28	議 66	京都市職員退職手当支給条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可 決	○	○	○	○
	5. 14	5. 28	議 67	京都市市税条例の一部を改正す る条例の制定について	可 決	○	×	○	○
	5. 14	5. 28	議 68	京都市文化会館条例の一部を改 正する条例の制定について	可 決	○	×	○	○
	5. 14	5. 28	議 69	京都市横大路運動公園条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	可 決	○	×	○	○
	5. 14	5. 28	議 70	京都市中央保護所条例の全部を 改正する条例の制定について	可 決	○	×	○	○
	5. 14	5. 28	議 71	京都市児童館及び学童保育所条 例の一部を改正する条例の制定 について	可 決	○	○	○	○
	5. 14	5. 28	議 72	京都市知的障害者授産施設条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可 決	○	×	○	○
	5. 14	5. 28	議 73	京都市国民健康保険条例の一部 を改正する条例の制定について	可 決	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 2 回 市 会 (定例会)	5. 14	5. 28	議 74	京都市教職員に係る退職手当の 支給制限等の処分の手続に関する 条例の制定について	可決	○	○	○	○
	5. 14	5. 28	議 75	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○
	5. 14	5. 28	議 76	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○
	5. 14	5. 28	議 77	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○
	5. 14	5. 28	議 78	訴えの提起について	可決	○	○	○	○
	5. 14	5. 28	議 79	訴えの提起について	可決	○	○	○	○
	5. 14	5. 28	議 80	訴えの提起（裁判上の和解を含 む。）について	可決	○	○	○	○
	5. 14	5. 28	議 81	京都市立看護短期大学条例を廃 止する条例の制定について	可決	△	×	○	○
	5. 18	5. 18	議 82	京都市監査委員の選任について （富 喜久夫）	同意	○	×	○	○
	5. 18	5. 18	議 83	京都市監査委員の選任について （安井 勉）	同意	○	×	○	○
	5. 14	5. 28	報 1	京都市市税条例の一部を改正す る条例の制定について	承認	○	×	○	○
	5. 28	5. 28	諮 6	人権擁護委員の推薦について （渋谷 千鶴）	可 と 認 め る	○	○	○	○
	5. 28	5. 28	諮 7	人権擁護委員の推薦について （砂川 祐司）	可 と 認 め る	○	○	○	○
	5. 28	5. 28	諮 8	人権擁護委員の推薦について （大澤 勇）	可 と 認 め る	○	○	○	○
5. 28	5. 28	諮 9	人権擁護委員の推薦について （龍 不可止）	可 と 認 め る	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 3 回 市 会 (定例会)	9. 15	9. 29	議 84	平成 22 年度京都市一般会計補正 予算	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 29	議 85	平成 22 年度京都市老人保健特別 会計補正予算	可決	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	
第 3 回 市 会 (定例会)	9.15	9.29	議 86	平成 22 年度京都市基金特別会計 補正予算	可決	○	×	○	○	
	9.15	9.29	議 87	平成 22 年度京都市病院事業特別 会計補正予算	可決	○	×	○	○	
	9.15	9.29	議 88	平成 22 年度京都市公共下水道事 業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	
	9.15	9.29	議 89	平成 22 年度京都市自動車運送事 業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	
	9.15	9.29	議 90	平成 22 年度京都市高速鉄道事業 特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	
	9.15	9.29	議 91	京都市地球温暖化対策条例の全 部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○	
	9.15	10.28	議 92	京都市廃棄物の減量 及び適正処理等に 関する条例の一部を改 正する条例の制定に ついて	修正案	否決	×	○	×	×
					原案	可決	○	×	○	○
	9.15	9.29	議 93	京都市市税条例の一部を改正す る条例の制定について	可決	○	○	○	○	
	9.15	9.29	議 94	京都市区の所管区域条例の一部 を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	
	9.15	9.29	議 95	京都市区役所支所設置条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○	
	9.15	9.29	議 96	京都市市民活動総合センター条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決	○	○	○	○	
	9.15	9.29	議 97	地方独立行政法人京都市立病院 機構が譲渡等について市長の認 可を受けなければならない重要 な財産を定める条例の制定につ いて	可決	○	×	○	○	
	9.15	9.29	議 98	京都市社会福祉事業基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	×	○	○	
	9.15	9.29	議 99	京都市児童館及び学童保育所条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 3 回 市 会 (定例会)	9. 15	9. 29	議 100	京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 29	議 101	京都市急病診療所条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 29	議 102	京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 29	議 103	京都市宝が池公園子ども楽園条例の制定について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 29	議 104	京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 29	議 105	京都市道路附属物自動車駐車場の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 29	議 106	京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 29	議 107	京都市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 108	京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 29	議 109	京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 110	京都市地域水道条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 111	京都市左京区総合庁舎整備等事業実施契約の変更について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 112	指定管理者の指定について（京都市国際交流会館）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 113	指定管理者の指定について（京都市大学のまち交流センター）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 114	指定管理者の指定について（保健福祉局関係）	可決	○	○	○	○
9. 15	9. 29	議 115	指定管理者の指定について（保健福祉局関係）	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 3 回 市 会 (定例会)	9. 15	9. 29	議 116	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 117	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 118	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 119	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 120	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 121	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 122	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 123	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 124	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 125	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 126	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 127	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 128	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 129	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 130	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 131	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
9. 15	9. 29	議 132	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○	
9. 15	9. 29	議 133	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○	
9. 15	9. 29	議 134	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 3 回 市 会 (定例会)	9. 15	9. 29	議 135	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 136	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 137	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 138	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 139	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 140	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 141	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 142	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 143	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 144	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 145	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 146	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 147	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 148	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 149	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 150	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 151	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
9. 15	9. 29	議 152	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○	
9. 15	9. 29	議 153	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 3 回 市 会 (定例会)	9. 15	9. 29	議 154	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 155	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 156	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 157	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 158	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 159	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 160	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 161	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 162	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 163	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 164	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 165	訴えの提起について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 166	地方独立行政法人京都市立病院 機構中期目標の策定について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 29	議 167	地方独立行政法人京都市立病院 機構に承継させる権利について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 29	議 168	地方独立行政法人京都市立病院 機構定款の変更について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 29	議 169	町の設置及び町の区域の変更に ついて	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 29	議 170	京都市立南区東九条地域小学校 （仮称）及び京都市立南区東九条 地域中学校（仮称）新築工事請負 契約の変更について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 29	議 171	平成 22 年度京都市一般会計補正 予算	可決	○	○	○	○
	10. 28	10. 28	議 172	京都市人事委員会委員の選任に ついて （彦惣 弘）	同意	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 3 回 市 会 (定例会)	10. 28	10. 28	議 173	京都市教育委員会委員の任命について (鈴木 晶子)	同意	○	○	○	○
	10. 28	10. 28	諮 10	人権擁護委員の推薦について (辻 孝司)	可と 認め る	○	○	○	○
	10. 28	10. 28	諮 11	人権擁護委員の推薦について (高橋 肇子)	可と 認め る	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 2	平成 21 年度京都市一般会計歳入 歳出決算	認定	○	×	○	○
	9. 21	10. 28	報 3	平成 21 年度京都市母子寡婦福祉 資金貸付事業特別会計歳入歳出 決算	認定	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 4	平成 21 年度京都市国民健康保険 事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	×	○	○
	9. 21	10. 28	報 5	平成 21 年度京都市介護保険事業 特別会計歳入歳出決算	認定	○	×	○	○
	9. 21	10. 28	報 6	平成 21 年度京都市老人保健特別 会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 7	平成 21 年度京都市後期高齢者医 療特別会計歳入歳出決算	認定	○	×	○	○
	9. 21	10. 28	報 8	平成 21 年度京都市地域水道特別 会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 9	平成 21 年度京都市京北地域水道 特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 10	平成 21 年度京都市特定環境保全 公共下水道特別会計歳入歳出決 算	認定	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 11	平成 21 年度京都市中央卸売市場 第一市場特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 12	平成 21 年度京都市中央卸売市場 第二市場・と畜場特別会計歳入歳 出決算	認定	○	○	○	○
9. 21	10. 28	報 13	平成 21 年度京都市農業集落排水 事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	
9. 21	10. 28	報 14	平成 21 年度京都市雇用対策事業 特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 3 回 市 会 (定例会)	9. 21	10. 28	報 15	平成 21 年度京都市土地区画整理 事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 16	平成 21 年度京都市駐車場事業特 別会計歳入歳出決算	認定	○	×	○	○
	9. 21	10. 28	報 17	平成 21 年度京都市土地取得特別 会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 18	平成 21 年度京都市基金特別会計 歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 19	平成 21 年度京都市市公債特別会 計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 20	平成 21 年度京都市定額給付金給 付事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 21	平成 21 年度京都市病院事業特別 会計決算	認定	○	×	○	○
	9. 21	10. 28	報 22	平成 21 年度京都市水道事業特別 会計決算	認定	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 23	平成 21 年度京都市公共下水道事 業特別会計決算	認定	○	○	○	○
	9. 21	10. 28	報 24	平成 21 年度京都市自動車運送事 業特別会計決算	認定	○	×	○	○
	9. 21	10. 28	報 25	平成 21 年度京都市高速鉄道事業 特別会計決算	認定	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	11. 18	12. 10	議 174	京都都市計画（京都国際文化観光 都市建設計画）高度地区の計画書 の規定による特例許可の手續に 関する条例の一部を改正する条 例の制定について	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 175	京都市自然風景保全条例の一部 を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 176	京都市風致地区条例の一部を改 正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 177	京都市眺望景観創生条例の一部 を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	11. 18	12. 10	議 178	京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 179	京都市駐車場基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 180	京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 181	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	11. 18	12. 10	議 182	京都市立学校耐震化事業（京都市立京極小学校ほか 4 校）実施契約の締結について	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 183	府道中山稲荷線西砂川橋改築工事委託契約の変更について	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 184	指定管理者の指定について（文化市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 185	指定管理者の指定について（文化市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 186	指定管理者の指定について（文化市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 187	指定管理者の指定について（文化市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 188	指定管理者の指定について（文化市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 189	指定管理者の指定について（文化市民局関係）	可決	○	×	○	○
	11. 18	12. 10	議 190	指定管理者の指定について（文化市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 191	指定管理者の指定について（文化市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 192	指定管理者の指定について（文化市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 193	指定管理者の指定について（文化市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 194	指定管理者の指定について（文化市民局関係）	可決	○	○	○	○
11. 18	12. 10	議 195	指定管理者の指定について（文化市民局関係）	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	11. 18	12. 10	議 196	指定管理者の指定について（文化 市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 197	指定管理者の指定について（文化 市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 198	指定管理者の指定について（文化 市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 199	指定管理者の指定について（文化 市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 200	指定管理者の指定について（文化 市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 201	指定管理者の指定について（文化 市民局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 202	指定管理者の指定について（文化 市民局関係）	可決	○	×	○	○
	11. 18	12. 10	議 203	指定管理者の指定について（文化 市民局関係）	可決	○	×	○	○
	11. 18	12. 10	議 204	指定管理者の指定について（文化 市民局関係）	可決	○	×	○	○
	11. 18	12. 10	議 205	指定管理者の指定について（文化 市民局関係）	可決	○	×	○	○
	11. 18	12. 10	議 206	指定管理者の指定について（産業 観光局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 207	指定管理者の指定について（産業 観光局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 208	指定管理者の指定について（産業 観光局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 209	指定管理者の指定について（産業 観光局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 210	指定管理者の指定について（産業 観光局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 211	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	×	○	○
	11. 18	12. 10	議 212	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 213	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 214	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	11. 18	12. 10	議 215	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 216	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 217	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 218	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 219	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 220	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 221	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 222	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 223	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 224	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 225	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 226	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 227	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 228	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 229	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 230	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 231	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
11. 18	12. 10	議 232	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○	
11. 18	12. 10	議 233	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	11. 18	12. 10	議 234	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 235	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 236	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 237	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 238	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 239	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 240	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 241	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 242	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 243	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 244	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 245	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 246	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 247	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 248	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 249	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 250	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 251	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
11. 18	12. 10	議 252	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	11.18	12.10	議 253	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 254	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 255	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 256	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 257	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 258	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 259	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 260	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 261	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 262	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 263	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 264	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 265	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 266	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 267	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 268	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 269	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 270	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11.18	12.10	議 271	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	11. 18	12. 10	議 272	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 273	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 274	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 275	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 276	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 277	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 278	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 279	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 280	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	×	○	○
	11. 18	12. 10	議 281	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 282	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 283	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 284	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 285	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	×	○	○
	11. 18	12. 10	議 286	指定管理者の指定について（建設 局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 287	指定管理者の指定について（京都 市高速鉄道北山駅自転車駐車場）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 288	指定管理者の指定について（教育 委員会関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 289	指定管理者の指定について（教育 委員会関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 290	指定管理者の指定について（教育 委員会関係）	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 291	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	11. 18	12. 10	議 292	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 293	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 294	調停の成立について	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 295	当せん金付証券の発売金額について	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 296	京都市過疎地域自立促進計画（平成 22 年度～平成 27 年度）の策定について	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 297	金融機関の指定について	可決	○	×	○	○
	11. 18	12. 10	議 298	京都市基本計画の策定について	可決	○	×	○	○
	11. 18	12. 10	議 299	平成 22 年度京都市一般会計補正予算	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 300	平成 22 年度京都市基金特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	11. 18	11. 24	議 301	京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	11. 18	11. 24	議 302	京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	11. 18	11. 24	議 303	京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	11. 18	11. 24	議 304	京都市教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	11. 18	12. 10	議 305	平成 22 年度京都市一般会計補正予算	可決	○	○	○	○
	11. 18	12. 10	議 306	平成 22 年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	12. 10	12. 10	議 307	京都市人事委員会委員の選任について（青木善男）	同意	○	×	○	○
	12. 10	12. 10	議 308	京都市教育委員会委員の任命について（藤原勝紀）	同意	○	×	○	○
	12. 10	12. 10	議 309	京都市土地利用審査会委員の任命について（吉田英治）	同意	○	○	○	○
	12. 10	12. 10	議 310	京都市土地利用審査会委員の任命について（百合口賢次）	同意	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	12.10	12.10	議 311	京都市土地利用審査会委員の任命について（徳山清）	同意	○	○	○	○
	12.10	12.10	議 312	京都市土地利用審査会委員の任命について（土井勉）	同意	○	○	○	○
	12.10	12.10	議 313	京都市土地利用審査会委員の任命について（小西ひとみ）	同意	○	○	○	○
	12.10	12.10	議 314	京都市土地利用審査会委員の任命について（徳地直子）	同意	○	○	○	○
	12.10	12.10	議 315	京都市土地利用審査会委員の任命について（谷本圭子）	同意	○	○	○	○
	12.10	12.10	諮 12	人権擁護委員の推薦について（濱田茂彦）	可 と 認 め る	○	○	○	○
	12.10	12.10	諮 13	人権擁護委員の推薦について（大河原壽貴）	可 と 認 め る	○	○	○	○
	12.10	12.10	諮 14	人権擁護委員の推薦について（早川久仁子）	可 と 認 め る	○	○	○	○

(注 1) 自民＝自由民主党京都市会議員団
 共産＝日本共産党京都市会議員団
 民主＝民主・都みらい京都市会議員団
 公明＝公明党京都市会議員団

(注 2) ○×△は議案に対する各会派の態度 ○＝賛成, ×＝反対, △賛否双方あり

第5 平成22年 月別・

分類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
00 総記		1	1		2				
10 哲学				1	1				
20 歴史・地理		2	2	1		1	1	1	
3 社 会 科 学	0 総記	1							
	1 政治	1	1	1	2	4	4	2	2
	(18)地方自治	7	3	4	3	7	4	5	2
	2 法律	1			3	1		2	1
	3 経済	1	1	1	2	1		2	1
	4 財政			1	2	1			2
	5 統計	2			2				
	6 社会	1		4	7	3	3	3	3
	7 教育	4		2	1				1
	8 風俗・習慣								
9 国防・軍事				1			1		
小計	18	5	13	23	17	11	15	12	
40 自然科学	1		2		1			1	
50 工学	2	3	1	1	2	3			
60 産業	2		2	3			1	2	
70 芸術									
80 語学								2	
90 文学									
*別置図書	9	1	7	8	4	1	4	20	
合計	32	12	28	37	27	16	21	38	
除籍冊数									

(*別置図書：白書，六法，年鑑，辞書，地図など)

分類別 図書増加数一覽

(単位：冊)

9月	10月	11月	12月	受入数 合計	除 籍 合計	差 引 増加数	21年末 蔵書数	22年末 蔵書数
			1	5		5	881	886
1				3		3	732	735
	4			12		12	2,305	2,317
				1	0	1	468	469
1		1	3	22	0	22	1,833	1,855
7	9	6	6	63	0	63	2,835	2,898
	2	2	3	15	0	15	3,132	3,147
	1	1		11	0	11	1,605	1,616
1	1	2	1	11	0	11	1,608	1,619
2			1	7	0	7	218	225
5	2	3	1	35		35	2,309	2,344
		1		9	0	9	718	727
				0	0	0	234	234
				2	0	2	73	75
16	15	16	15	176	0	176	15,033	15,209
2				7	0	7	421	428
2		1	1	16	0	16	990	1,006
4	1	1		16	0	16	796	812
				0	0	0	445	445
1	1	1		5	0	5	238	243
				0	0	0	448	448
8	8	8	5	83		83	2,283	2,366
34	29	27	22	323				
					0	323	24,572	24,895

第6 平成22年 月別・分類別

分類		1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月
00	総 記							
10	哲 学							
20	歴 史・地 理	4	2	8	4	4	12	
3 社 会 科 学	0 総 記							
	1 政 治			5				1
	(18)地方自治	9	7	4	8	4	6	11
	2 法 律	2		4	6	4	6	3
	3 経 済	1	5				2	
	4 財 政		2			3	4	2
	5 統 計	1			1			
	6 社 会	2	2	1		2	1	1
	7 教 育			1			3	
	8 風俗・習慣							
9 国防・軍事								
	小 計	15	16	15	15	13	22	18
40	自然科学		1					
50	工 学	1	2	1	2	3	1	
60	産 業	3	2		1	1		5
70	芸 術							1
80	語 学	2	3	2				
90	文 学					1		
*	そ の 他	8	6	9	10	4	14	25
	合 計	33	32	35	32	26	49	49

(*その他：雑誌、白書、その他資料類)

図書及び資料貸出状況一覧

(単位：冊)

8月	9月	10月	11月	12月	22 合 年 計	21 合 年 計	増△減
					0	1	▲ 1
	1				1	0	1
1	2		4		41	116	▲ 75
					0	6	▲ 6
1			1		8	21	▲ 13
9	13	2	7	6	86	110	▲ 24
	2	3	10		40	60	▲ 20
1		2	1		12	14	▲ 2
5	1				17	28	▲ 11
1					3	2	1
3	3		6	1	22	18	4
3					7	4	3
					0	17	▲ 17
					0	0	0
23	19	7	25	7	195	280	▲ 85
					1	1	0
				1	11	60	▲ 49
3		1	6		22	26	▲ 4
					1	4	▲ 3
					7	15	▲ 8
			1		2	5	▲ 3
12	9	10	9	15	131	131	0
39	31	18	45	23	412	639	▲ 227

第 7 平 成 2 2 年

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
1	7	まちづくり消防委員会
1	8	交通水道委員会
1	12	経済総務委員会
1	18	経済総務委員会実地視察
1	19	くらし環境委員会実地視察
〃	〃	市会改革推進委員会他都市調査(～20日)
1	20	教育福祉委員会
1	21	まちづくり消防委員会
1	22	交通水道委員会

年 表

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
1	4	地下鉄運賃値上げの見送りを発表			
			1	12	カリブ海の島国ハイチでマグチュード7.0の地震が発生 23万人以上が死亡
			1	19	日本航空が東京地裁に会社更生法の適用を申請 金融会社を除いた事業会社としては過去最大の破綻
1	20	地下鉄・市バスの増便・等間隔運行と地下鉄最終列車の全方向乗り継ぎシンデレラクロス」の実施を発表			
1	22	「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定			
1	23	「歩くまち・京都」憲章を制定			
			1	27	オバマ米大統領が初の一般教書演説を行う

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
2	8	経済総務委員会
2	9	くらし環境委員会
2	10	市会運営委員会
"	"	市会改革推進委員会
2	12	市会運営委員会理事会
2	16	市会運営委員会
2	17	第1回市会(定例会)開会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
2	18	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
2	22	普通予算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
"	"	市会改革推進委員会
2	23	第1回市会(定例会)続会
2	24	第1回市会(定例会)続会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
2	25	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
2	26	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
2	7	平成22年度当初予算案を公表	2	4	大相撲の横綱朝青龍が泥酔暴行問題の責任を取り、現役を引退
			2	12	バンクーバー冬季五輪が開幕(~28日) 日本勢は銀3, 銅2の計5個のメダルを獲得
			2	20	ベルリン国際映画祭で寺島のぶ氏が最優秀女優賞を受賞
			2	27	南米チリでマグニチュード8.8の地震が発生 死者404人

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
3	1	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	2	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	3	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	4	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	5	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	8	公営企業等予算特別委員会
3	10	普通予算特別委員会
3	11	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会
"	"	市会運営委員会理事会
3	12	まちづくり消防委員会
"	"	交通水道委員会
"	"	市会運営委員会
3	15	第1回市会(定例会)続会
"	"	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	市会運営委員会理事会
3	18	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会, まちづくり消防委員会
"	"	市会運営委員会理事会
"	"	市会運営委員会理事会
3	19	第1回市会(定例会)閉会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
"	"	常任委員会・市会運営委員会合同委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
3	1	御射山自転車等駐車場の利用開始			
			3	7	第82回アカデミー賞でイラクで爆弾解体作業を行う米兵士を描いた「ハートロッカー」が作品・監督、脚本など6部門を制す
			3	11	国内98カ所目となる茨城空港が開港
			3	12	海上保安庁がシーシェパードの元船長を艦船進入容疑で逮捕
3	13	JR山陰本線(京都～二条駅間, 花園～嵯峨嵐山駅間)の複線高架化が完成			
3	16	京都総合観光案内所が開所			
3	19	市バス・地下鉄のダイヤ改正を実施			
3	23	「学生・地域連携ネットワーク」の運用開始			
3	24	新「緑の基本計画」を策定			
3	25	「改訂市自転車総合計画」を策定			
3	26	コミュニティセンター転用計画(第1次分)の策定			
3	28	「未来・京都観光振興計画2010+5」, 「市MICE戦略」を策定			
3	31	みんなで目指そう!ごみ半減!循環のまち・京都プラン - 京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020) -」を策定	3	29	モスクワ中心部の地下鉄で連続自爆テロが発生し39人が死亡

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
4	15	まちづくり消防委員会
4	19	経済総務委員会
4	20	くらし環境委員会
4	21	教育福祉委員会
4	23	交通水道委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
4	1	市立音楽高校が西京区から中京区に移転 学校名を「市立京都堀川音楽高校」に改称			
〃	〃	商店街の振興に関する条例の施行			
			4	9	小説家の井上ひさし氏死去
			4	14	中国青海省の玉樹チベット族自治州でマグニ チュード7.1の地震が発生 死者2100人以上
			〃	〃	アイスランド南部で火山の大爆発により欧州全 域で飛行禁止措置がとられる
			4	20	宮崎県で家畜伝染病「口蹄疫」が10年ぶりに確 認
			4	23	ギリシャが欧州連合 (EU)などに450億ユーロの 緊急融資要請
4	28	地下鉄四条駅のリニューアルオープン及 び商業スペースの愛称募集を発表			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
5	6	まちづくり消防委員会
5	7	市会運営委員会
"	"	市会改革推進委員会
5	13	市会運営委員会
5	14	第2回市会(定例会)開会
5	17	市会運営委員会理事会
"	"	市会運営委員会
5	18	第2回市会(定例会)続会
"	"	市会運営委員会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)
5	19	第2回市会(定例会)続会
5	20	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
5	21	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会
5	24	まちづくり消防委員会, 交通水道委員会
"	"	市会運営委員会理事会
5	27	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会, まちづくり消防委員会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
5	28	第2回市会(定例会)閉会
"	"	市会運営委員会理事会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			5	1	上海万博開幕(～10月31日)
			5	6	95年にナトリウム漏れが起きた高速増殖炉「もんじゅ」の運転を14年5箇月ぶりに再開
5	10	世界の歴史的建造物などの保全活動を行うワールド・モニュメント財団から京町家の保全・再生に25万ドルの支援を受けることが決定	5	10	フィリピン大統領選でベニグノ・アキノ氏が当選
5	14	オリックス不動産(株)に対し梅小路公園への水族館の設置を許可			
			5	28	日米両政府が沖縄県米軍普天間飛行場の移設先を「名護市辺野古」として共同文書を発表

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
6	2	市会改革推進委員会
6	7	経済総務委員会
"	"	市会運営委員会理事会
6	8	くらし環境委員会
6	9	教育福祉委員会
6	10	まちづくり消防委員会
6	11	交通水道委員会
6	21	経済総務委員会
6	22	くらし環境委員会
6	23	教育福祉委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			6	1	子ども手当の支給開始
			6	4	菅直人氏が第94代、61人目の首相に就任
			6	13	小惑星探査機「はやぶさ」が7年、60億キロの旅を終えて帰還
			6	24	サッカーのワールドカップ南アフリカ大会で日本が2大会ぶり2度目の決勝トーナメント進出
6	25	西陣織会館内に「京」和装・伝統産業職人工房を開設	6	26	G20の首脳会議がカナダ・トロントで開幕
			6	28	全国の高速道路を一部無料化する社会実験が37路線50区間で開始
6	30	「第2児童福祉センター(仮称)等基本構想」を策定			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
7	20	経済総務委員会, 暮らし環境委員会
7	21	教育福祉委員会
7	22	まちづくり消防委員会
7	23	交通水道委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
7	1	育児支援及び産前産後のヘルパー派遣事業を開始			
"	"	「知恵シルバーセンター」の運用を開始			
"	"	路上喫煙等禁止区域を拡大	7	3	名馬オグリキャップが死ぬ
			7	4	日本相撲協会が野球賭博に関与したとして大関琴美喜と大嶽親方を解雇
7	7	京都市環境審議会から市長に対して、「京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方について」を答申			
			7	11	第22回参院選が投開票され、民主党は44議席と大敗
7	14	市地球温暖化対策条例の改正に向けた骨子案を取りまとめる			
7	15	平成21年度地下鉄・市バス事業の決算概要を発表			
7	16	地下鉄四条駅商業スペースの愛称が「Kotochika(コトチカ)」に決定			
"	"	日産自動車株式会社・三菱自動車工業株式会社・株式会社堀場製作所と「次世代EV京都プロジェクト」について協定を締結	7	17	改正臓器移植法が全面施行され、本人の意思が不明でも家族の同意で臓器が提供ができ、15歳未満の子どもからの提供も可能となる
			7	24	スイスで山岳列車が脱線 日本人女性が死亡
7	27	コミュニティセンター転用計画(第二次分)の策定			
			7	28	東京都足立区で生存していれば、111歳となる高齢者の白骨遺体が見つかる。高齢者の所在不明が各地で発覚
			7	31	住民基本台帳に基づく全国総人口が3年ぶりに減少

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
8	2	くらし環境委員会他都市調査(～4日)
"	"	まちづくり消防委員会他都市調査(～4日)
8	3	交通水道委員会他都市調査(～5日)
8	9	経済総務委員会
"	"	教育福祉委員会他都市調査(～11日)
8	18	市会改革推進委員会
8	23	経済総務委員会他都市調査(～25日)
8	24	くらし環境委員会
8	25	教育福祉委員会
8	26	まちづくり消防委員会
8	27	交通水道委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
8	5	「平成の京町家コンソーシアム」を設立	8	5	南米チリのサンホセ鉱山で落盤事故が発生、作業員33名が地下700メートルに閉じ込められる
8	6	「京の七夕」開催(～15日)	8	6	広島原爆の日の平和式典に、国連事務総長や駐日米大使が初参列
8	10	携帯端末「iPhone(アイフォーン)」を利用した動物園内ナビゲーションシステム「野生への窓」の運用開始			
			8	22	女子ゴルフの宮里藍氏が米ツアー5勝目を挙げ、日本人の記録を塗り替えた

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
9	6	経済総務委員会
9	7	くらし環境委員会
9	8	市会運営委員会
9	14	市会運営委員会
9	15	第3回市会(定例会)開会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
9	16	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
9	17	経済総務委員会, くらし環境委員会, 教育福祉委員会
9	21	まちづくり消防委員会, 交通水道委員会
"	"	市会運営委員会理事会
9	28	経済総務委員会, くらし環境委員会, 教育福祉委員会, まちづくり消防委員会, 交通水道委員会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
9	29	第3回市会(定例会)続会
"	"	普通決算特別委員会, 普通決算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
9	30	第3回市会(定例会)続会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			9	1	気象庁が今夏が1898年以降の113年間で最も暑い夏であったことを発表
			9	6	モントリオール世界映画祭で深津絵里氏が最優秀女優賞を受賞
			9	7	尖閣諸島近くで中国漁船が海上保安庁巡視船と衝突
			9	10	日本振興銀行が破綻、ペイオフ初発動
9	16	「総合特区制度」の提案について発表			
			9	21	郵便不正事件の証拠品を改ざんした疑いで大阪地検特捜部の主任検事逮捕

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
10	1	第3回市会(定例会)続会
10	4	普通決算特別委員会
"	"	公営企業等決算特別委員会
10	5	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
10	6	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
10	7	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
10	8	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
10	13	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
10	14	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
10	18	公営企業等決算特別委員会
10	20	普通決算特別委員会
10	21	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会
10	22	市会運営委員会理事会
"	"	まちづくり消防委員会, 交通水道委員会
10	27	暮らし環境委員会
"	"	普通決算特別委員会
"	"	公営企業等決算特別委員会
"	"	市会運営委員会
10	28	第3回市会(定例会)続会
"	"	市会運営委員会理事会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
10	1	Kotochika四条が開業	10	1	大阪地検の証拠改ざん事件で、前特捜部長と前副部長を犯人隠匿容疑で逮捕
"	"	産業技術研究所が開所	"	"	たばこ1本当たり3.5円増税
10	2	世界遺産・二条城一口城主募金の受付を開始			
10	4	市財政改革有識者会議からの提言が市に提出される	10	6	鈴木章氏、根岸英一氏がノーベル化学賞受賞
			10	8	中国の民主活動家で作家の劉暁波氏がノーベル平和賞を受賞
10	12	「上海万博京都ウィーク」開催(～26日)	10	13	チリの鉱山落盤で、地下約700メートルから作業員33人全員を69日ぶりに救出
10	15	自治記念式典を開催	10	21	羽田空港の新滑走路共用開始
			10	31	上海万博閉幕 入場者数7300万人

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
11	4	市会運営委員会他都市調査(～5日)
11	8	経済総務委員会
11	9	くらし環境委員会
11	10	教育福祉委員会実地視察
11	11	市会運営委員会理事会
"	"	市会運営委員会
11	17	市会運営委員会
11	18	第4回市会(定例会)開会
"	"	経済総務委員会, 教育福祉委員会
"	"	市会運営委員会理事会
11	22	経済総務委員会, 教育福祉委員会
"	"	市会運営委員会
11	24	第4回市会(定例会)続会
"	"	市会運営委員会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	基本計画審査特別委員会
11	25	第4回市会(定例会)続会
11	26	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
		公営企業等予算特別委員会
11	29	基本計画審査特別委員会
11	30	基本計画審査特別委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			11	1	ロシア大統領が国後島を訪問
			11	4	尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件で、海上保安庁が撮影した映像がインターネット上に流出
11	9	「京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金」の継続を発表			
11	12	御池通北側歩道の歩行者・自転車分離実証実験を実施（～18日）			
			11	23	北朝鮮が韓国の延坪島を砲撃、韓国兵や住民4名が死亡
			11	25	歌舞伎俳優の市川海老蔵氏が飲食店で殴られる
			11	30	常用漢字表を29年ぶりに改定

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
12	1	基本計画審査特別委員会
12	2	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会
12	3	まちづくり消防委員会, 交通水道委員会
12	6	基本計画審査特別委員会 市会運営委員会理事会
12	9	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会, まちづくり消防委員会, 交通水道委員会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	基本計画審査特別委員会
"	"	市会運営委員会
"	"	市会運営委員会
12	10	第4回市会(定例会)閉会
"	"	市会運営委員会理事会
"	"	市会改革推進委員会
12	16	まちづくり消防委員会実地視察
12	20	経済総務委員会
12	21	暮らし環境委員会
12	22	教育福祉委員会
12	24	まちづくり消防委員会 交通水道委員会実地視察等

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
12	1	山ノ内浄水場跡地に大学を誘致する方針を決定			
			12	4	東北新幹線が全線開通
			12	5	鹿児島県阿久根市でリコールが成立し、竹原信一市長が失職
			12	7	金星探査機「あかつき」軌道投入失敗
12	10	「はばたけ未来へ！京プラン(京都市基本計画)」を作成			
12	11	京都フリーパス(一日フリー版)を発売			
12	15	「京あるきin東京2011～恋する京都ウィークス～」の実施を発表	12	15	名古屋市会のリコール署名が法定数を超え、解散を問う住民投票の実施が決まる
12	19	婚活支援事業「京都婚活2010～京都恋物語in岡崎～」の実施			